

総合政策研究

2026年 第3号

論文

憲法訴訟における国家賠償法1条1項の「違法性」

佐藤寛稔

漱石の死生観－晩年の漢詩を読む－

橋元志保

米・国務省マーフィー・コレクション日本関係文書（1930年～1957年）
にみる我が国社会運動の概況

丸谷明彦

刑法175条判例の個別意見を読む（1）

海老澤 侑

故意について

岡崎頌平

CMC（Computer-Mediated Communication）の課題に関する考察
－心理学的観点を中心に－

瀬戸 泰

ミュージアムの観光資源化に関する一考察

湯澤 真

講演録

2025年からの国際関係を展望する

佐藤克枝

総合政策研究

第 3 号

ノースアジア大学
総合政策研究所

目 次

論 文

憲法訴訟における国家賠償法1条1項の「違法性」

佐藤 寛 稔 …… (1)

漱石の死生観－晩年の漢詩を読む－

橋 元 志 保 …… (27)

米・国務省マーフィー・コレクション日本関係文書(1930年～1957年)

にみる我が国社会運動の概況

丸 谷 明 彦 …… (63)

刑法175条判例の個別意見を読む(1)

海老澤 侑 …… (87)

故意について

岡 崎 頌 平 …… (103)

CMC(Computer-Mediated Communication)の課題に関する考察

－心理学的観点を中心に－

瀬 戸 泰 …… (117)

ミュージアムの観光資源化に関する一考察

湯 澤 真 …… (143)

講 演 録

2025年からの国際関係を展望する

佐 藤 克 枝 …… (169)

憲法訴訟における国家賠償法1条1項の「違法性」

佐藤 寛稔

【目次】

- I はじめに
- I 憲法訴訟としての行政訴訟
- III 原告敗訴の「違憲判決」
- IV 「職務行為基準説」の展開
- V 厚い壁の穴
- VI おわりに

I はじめに

憲法17条は「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときには、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」と規定している。最高法規である憲法に公務員の不法行為責任を明記することによって、伝統的な国家無答責の法理を我が国は放棄したことになる。そして、この趣旨を具体化する公務員による不法行為責任に関する一般法として国家賠償法（1947年〈昭和22年〉法律第125号 以下、「国賠法」とする）が制定された。

そして、この法律を用いた訴訟においては、「法律および立法不作為の合憲性を争う」「憲法訴訟のために提起される」¹ ことも多々ある。

本稿はこのような「憲法訴訟」における国家賠償訴訟（以下「国賠請求訴訟」とする）に注目し、国賠法1条1項の「違法性」判断基準—とりわけ、いわゆる「職務行為基準説」の憲法問題解決の手段としての妥当性を

1 長谷部恭男編『注釈日本国憲法（2）国民の権利及び義務（1）§§10～24』（2017年 有斐閣）252頁（該当箇所は穴戸常寿執筆）

検討するものである。

この「職務行為基準説」を憲法学の立場から検討する意義は、偏にこの説が、国賠請求訴訟における憲法上の権利に関する実効的救済の大きな障壁になっていることに由来する。本稿では、この壁の構造を明らかにし、それに対する批判的な検討をし、「職務行為基準説」としばしば対比される「公権力発動要件欠如説」の憲法訴訟における有用性を主張していきたい。

II 憲法訴訟としての行政訴訟

我が国の最高裁の姿勢は、しばしば、司法消極主義、あるいは違憲判断消極主義²であると言われる。そのことを示すものとして日本国憲法施行後の法令違憲判決が13例（2026年2月1日現在）しかないことが上げられる。違憲判決の多寡が、直ちに最高裁の憲法判断に積極的か、消極的かということの答えにはならないにしても、日本国憲法施行から80年が経とうとしている今日においては、少なすぎるといふ評価はあながち不当とは言えないだろう。また、比較憲法的に見た場合に、刑事司法の在り方、家族制度やジェンダーの問題、外国人の人権問題等、諸外国に劣位する日本の人権状況を鑑みれば、その是正のために裁判部門のより積極的な憲法判断が求められて当然であろう。

このような違憲判断の少なさは、裁判所が展開した様々な理論の積み重ねによって、憲法問題の実質的審理がしばしば回避され続けた結果である。部分社会論、統治行為論、裁量論等、憲法論を審理の対象から外す様々な論理によって、我が国憲法判例体系が構築されている。

更に、この違憲判決の少なさに加えて、裁判所が、問題となっている法令に対し、違憲判断を下しながら、原告の請求を棄却する例もある。これは、憲法上の権利を侵害された国民に対する裁判所による司法的救済例が、

2 樋口陽一『憲法（第5版）』（創文社 2025年）470頁

ただでさえ少ない違憲判決よりも、更に少ないことを意味する。本稿の問題意識はここにある。裁判所が違憲判断を下したにもかかわらず、その違憲の国家行為によって損害を受けた国民が裁判で勝てない事態が発生するということに対する直感的な違和感が本稿執筆の動機である。こうした事態については、本稿では、憲法訴訟としての意義が希薄なまま構築され、積み重ねられた行政訴訟に関する判例理論が、そのまま憲法上の問題を含む事件にも当てあてはめられ、結果として、憲法問題がその本来の重要性を矮小化されたまま審理されていることも一因と考えている。その一例として、国賠法1条1項の「違法性」判断基準が、憲法価値に基づく国民の救済の途を極端に狭めていることに注目している。

行政訴訟には、行政活動の「違法性」を争ういくつかのチャンネルが存在する。特に取消訴訟においては、その訴訟物が処分又は裁決の「違法性」であり、「事情判決」(行政事件訴訟法31条)等の例外を除き、処分又は裁決が違法であれば、それが判決によって取り消される。しかし、国賠請求訴訟において、現在の判例が依拠する「職務行為基準説」では、取消訴訟の「違法性」とは異なる国賠法1条1項の「違法性」概念を前提とするため取消訴訟上は取消すべき行政行為の瑕疵が認められたとして一たとえそれが違憲性を帯びるものであっても一国賠請求が認められないということがありうる。このことは、違憲・違法な行政行為によって、自らの権利や法律上保護される利益を侵害された者が、その損害を裁判上回復されない場合があるということである。

取消訴訟と国賠法1条1項の「違法性」の判断基準の相違は、国賠訴訟の形式で行われる憲法訴訟における人権の実効的救済を高める上で非常に大きな障壁となっている。このような判例の積み重ねは、「裁判を受ける権利」の充実・発展とは違うベクトルに向かっているものと言えよう。³

裁判官、とりわけ、最高裁裁判官は、違憲立法審査権を付与され(憲法81条)、我が国統治システム上、憲法の最終有権解釈権者となり、「憲法の番人」としての役割を託された者である。そうである以上は、憲法問題の

主戦場である行政訴訟の場においては、憲法訴訟になりうることを念頭に置かない行政訴訟理論の構築はあり得ないはずである。そして、憲法上の権利の実効の確保に資するように理論展開するべきであり、複数の行政訴訟理論がある場合には、国民に対する権利救済の足枷にならないような選択をすべきであるというのが本稿の基本的な考え方である。

ところが、現在の国賠請求事件—とりわけ国会議員の立法行為が問題となっている事例—においては、このような理論構成は取っていない。

Ⅲ 原告敗訴の「違憲判決」

i 「画期的」な原告敗訴判決？

同性同士での結婚を認めない民法739条及び戸籍法の諸規定が、憲法14条違反であることが問われた国賠請求訴訟で、札幌地裁は以下のように判示した。

「異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たる」。

民法739条1項は、「婚姻は戸籍法の定めるところにより届け出ることによってその効力を生ずる」とし、それを受け、戸籍法74条1号は婚姻時の

3 長谷部恭男編 前掲書注1・307頁では、行政事件訴訟の諸規定を念頭に置いた記述になっているので本稿が扱う国賠法を直接射程に入れたものではないが、「行政裁判において」、「国民の権利利益の侵害に対する実効的な救済が、妨げられている場合には」、憲法32条の問題が生じると述べている。(該当部分は穴戸常寿執筆) 本稿が目指す方向性はこのような主張と一致する。

届け出るべきものとして「夫婦」が称する氏としていることから、婚姻は我が国では男女に限られている。このような取り扱いを、札幌地裁は上記のように断じて、憲法14条1項違反であるとした。⁴ 本判決は、同性同士に対し、「婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しない」ことについて、という極めて限定的な場面での違憲性を認めたものであるが、同性婚を認めない現行の法制度に対する我が国の判例上、初めての「違憲判決」であった。そして、この判決は、「画期的」な判決であるとの評価を得ている。⁵

しかし、上記のような好意的な評価の陰で、この判決では、法令が憲法違反であるにもかかわらず、国賠請求は認められず、原告の請求は棄却されている。

原告らが訴訟提起した本意が、仮に国賠責任を問うものではなく、同性婚を禁止する現行の法制度への批判を裁判官が述べることで、あるいは訴訟を通じて同性婚の理解を広めることであったとすれば、この判決は、原告らの心情への配慮や社会に対する啓発という意義はあったといえる。但し、訴訟形式的に見た場合には、本判決は「原告敗訴」判決である。また、「違憲判決」の効力が、当該事件限りの個別的効力であることを考えれば、裁判所が違憲と判断した法律は生き残り、そして、政治部門がその法律を廃止する法的義務を負わない以上は、時の政権が、その是正に向き合わない限りは、その法律は存続する。やや強い表現を用いることを承知でいうと原告が負ける「違憲判決」は、法的には「無意味」である。

この同性婚訴訟は全国で展開されたが、地裁レベルの6つの裁判で、憲法のいずれかの条項に関し「違憲」2件（札幌地裁、名古屋地裁）、「違憲状態」3件（東京地裁2件、福岡地裁）、「合憲」1件（大阪地裁）となっている。これを受けた高裁レベルでは「違憲」5件（札幌高裁、東京高裁

4 札幌地判2021年〈令和3年〉3月17日 判時1508号152頁

5 毎日新聞2021年3月17日記事、朝日新聞2021年3月17日記事等

1件、名古屋高裁、大阪高裁、福岡高裁)、「合憲」1件(東京高裁)となっているが、いずれも国賠請求を認めない「原告敗訴」判決となっている。「違憲状態」は終局的には現状で憲法に「違反するとまでいうことはできない」という判断であり、当該行為は「違憲」の国家行為とは評価されないものであるから、そもそも「違法」な国家行為に対する原告らの国賠請求権の有無を論じる必要性すらなくなる。現在の判例が採る国会議員の立法行為について、きわめて例外的な場合にしか「違法性」を認めない「職務行為基準説」の下で「違憲」の判断は、その実質において「違憲状態」と判断との区別がなくなると言ってよいものと思われる。そして、裁判的救済の実効性を欠いた「違憲判決」は積み重なるとその陳腐化がはじまる。

「違憲判決」に対する期待は、司法部門が、政治部門に対して「伝家の宝刀」を抜き、違憲な国家行為から、被害者を救済することにこそあるものと思われるが、違憲判断にもかかわらず、原告が敗訴するとすれば、「伝家の宝刀」も抜いてしまえば、実は錆びついた切れ味のない刀だったというようなものである。このような裁判的救済の実効性を欠いた違憲判断が繰り返されるとするならば「違憲判決」とは何か、あるいは「違憲判決」とはどうあるべきか、ということが問われるべきと思われる。

ii 「違憲判決」とは何か？

このように、過去の最高裁判決を見ると、問題となっている法令の違憲性が指摘されたにも関わらず、原告が、敗れるケースが散見される。憲法学の主要な教科書等の記述を参照すると、最高裁は、これまで12種13件の法令違憲判決(決定を含む)を出していると言われる。⁶⁾しかし、この13件のうち、最高裁が問題となっている法令に対して違憲の判断を施したものの、原告の請求が棄却されているものが3件ある。1つ目は、1976年く

6 辻村みよ子『憲法(第8版)』(日本評論社 2025年)463頁

昭和51年)の衆議院議員定数配分訴訟⁷。2つ目は、1985年(昭和60年)の衆議院議員定数配分訴訟⁸、3つ目は再婚禁止期間訴訟⁹である。このうち、前2判決については、「事情判決」の背後にある「一般的な法の基本原則」に基づき上告人(原告)の請求が棄却されているが、判決主文では違法の宣言がされている。それに対して、3つ目の判決については、訴訟形式上やむを得ないものの、そのような宣言はない。いわば、当該事件としての結論的には上告人(原告)が「完敗」した事例である。このような裁判所による違憲判断にもかかわらず、原告が「完敗」する判断をも憲法学説の通例では「違憲判決」と呼んでいる。したがって、「違憲判決」とは、判決理由中に国家行為に対する違憲の評価・判断があれば、憲法上の権利を侵害された者に対する実効的な裁判的救済がないものも含まれるものと言える。

しかし、「違憲判決」に分類される判決が、そのような原告への裁判的救済がないものを含むものであるとしても、そこには大いなる違和感を持たざるを得ない。再婚禁止期間判決においては、「違憲判決」を出した多数意見に対し、山浦善樹裁判官が「反対意見」を出している。そして、多数意見が上告人(原告)敗訴、「反対意見」が勝訴の構成を採っていることから、その奇妙さが伺える。

また、上記判決と同日に下された2016年(平成27年)夫婦別姓訴訟最高裁判決¹⁰は、当時の女性裁判官3名(櫻井龍子裁判官、鬼丸かおる裁判官、岡部喜代裁判官)が夫婦同姓を定める民法750条に対し、憲法24条違反と断じたことが注目された判決である。¹¹

しかし、それにもかかわらず、国会議員の立法行為に対する国賠法1条

7 最大判1976年(昭和51年)4月14日 民集30巻3号223頁

8 最大判1985年(昭和60年)7月17日 民集39巻5号1110頁

9 最大判2015年(平成27年)12月16日 民集12月16日2427頁

10 最大判2016年(平成27年)12月16日 民集69巻8号2586頁

1項の「違法性」を認定しなかった一多数意見が上告を棄却したことを支持したために「意見」に留まっている。結局この事件では上記3名の裁判官に加え、木内道祥裁判官、山浦善樹裁判官が民法750条の違憲性を指摘したものの、国賠請求を認めたのは「反対意見」を提示した山浦裁判官のみであり、結果として14対1の大差で国側が圧勝した訴訟であった。また、仮に最高裁裁判官の男女構成比が、限りなく1対1に近づいたとして、判決の結論が逆転したとの推論が成り立たないことも示している。更にこの大差が、国賠請求訴訟ではないものの、同じく民法750条の合憲性が問われた2021年〈令和3年〉決定¹²が、殊更に上記2016年〈平成27年〉判決へ言及していたことから合憲決定の誘因となっていたことは否定できない。¹³

しかも、その実効的救済が伴わない「違憲判決」にそれでも満足する傾向が一部に見られることがこの問題をより一層困難にする。在外国民選挙権訴訟¹⁴の泉徳治裁判官は、その反対意見で、在外国民の選挙権制限の違憲性を認めつつも、国賠請求を否定し、次のように述べている「本件国家賠償請求は、金銭賠償を得ることを本来の目的とするものではなく、公職選挙法が在外国民の選挙権の行使を妨げていることの違憲性を、判決理由の中で認定することを求めることにより、間接的に立法措置を促し、行使を妨げられている選挙権の回復を目指しているものである」。¹⁵ このように、

11 民法750条を憲法24条に違反するとした裁判官のうち、櫻井、鬼丸、岡部の3名の裁判官を「女性裁判官」として抽出し、記述するものとして辻村みよ子「日本国憲法の平等原理とジェンダー〔2009年・2021年〕」『辻村みよ子著作集 第4巻 憲法とジェンダー法学—男女共同参画の課題』（2022年 信山社）172頁

12 最大決2021年〈令和3年〉6月23日 集民266号1頁

13 宮崎裕子裁判官及び宇賀克也裁判官は、反対意見で「夫婦同氏を婚姻成立の要件とするのは」、「当事者の婚姻をするについての意思決定に対する不当な国家介入」であり、立法裁量の範囲を超え、民法750条を含む本件各規定は、「憲法24条1項に違反する。」と述べている。

14 2005年〈平成17年〉9月14日 民集59巻7号2087頁

原告が真に訴訟に何を求めているものに注目する思考が、たとえ、訴訟の結果として原告が負けても、「違憲判決」が出れば、それで憲法訴訟の実を得たという考え方につながっている。そのような考え方は、本稿としては否定的に考えざるを得ない。それは以下のような理由による。第1に、このような思考は、問題となっている行政活動の「違憲性」と国賠法1条1項の「違法性」を分離している以前に、そもそも憲法訴訟と行政訴訟の役割を分離している。本来、我が国では付随的審査制の下で、様々な訴訟類の中で、憲法問題が提起される。刑事訴訟であれ、民事訴訟であれ、そして行政訴訟であり、憲法問題はその訴訟の法的問題を解決するために必要であるからこそ問われるのであって、それと分離したところに憲法問題に対する判断があるとすれば、付随的審査制としての実態が損なわれるものと言えよう。憲法訴訟は、同一訴訟中の法的問題とは架橋されるべきものにとらえられるべきであろう。第2に訴訟においては訴訟物に対する審理が行われるべきであり、国賠請求訴訟においては、原告の国賠請求権が認められるか否かが問題となる。法原理部門としての裁判所は、原告の政治的・社会的内容を含んだ「本来の目的」は置いて、訴訟内の「ゲームのルール」に従った審理に注力すべきである。そうでなければ、その判例理論が積み重なると、違憲の判断にとどまらず、真に国賠請求が認められるべき事案が生じたときに、積み重なった前例が障害になって、後の事件の裁判官や被害者にその弊害を取り払う苦労が重くのしかかることになる。

-
- 15 この反対意見につき泉徳治裁判官は退官後に「公法上の法律関係の確認の訴えにより上告人來の選挙権の回復を実現できたことで安堵してしまった」とした上で、選挙権侵害による「精神的苦痛を金銭で評価するのは困難」という立場から上告人らの国賠請求を否定したものの、国賠法の「拡張解釈により」、「名目的損害賠償 (nominal damage) を認めるべきかどうかについては、現在も結論を出せずにいる。」と苦悩を述べている。泉徳治『私の最高裁判所論－憲法の求める司法の役割』(日本評論社 2013年) 231頁

iii 「裁判を受ける権利」の要請

裁判所は、一切の国家行為に対し、その憲法適合性について判断する違憲審査権を有し（憲法89条）、また、憲法に適合しないと判断された国家行為は無効である（憲法98条1項）としている。これは、憲法違反の行為による侵害から人々を救済する最後の砦として裁判所を想定した日本国憲法が志す立憲主義の形であろう。

こうした立憲主義モデルにおいて、「違憲判決」は、実効的な裁判的救済を伴うものであることが「裁判を受ける権利」（憲法32条）の要請に資するものと言えよう。

在宅投票制国賠訴訟第一審判決は、「選挙権のもつ国民の基本的権利としての重要性を十分に考慮しつつ慎重、厳格に判断する必要がある」との前提で、在宅投票制度の廃止によってもたらされる「弊害除去という同じ立法目的を達成できるより制限的でない他の選び得る手段」が存在しないか、またはその手段を利用できない場合に限りとして厳格な憲法判断基準を示し、在宅投票制廃止は、「国民主権の原理の表現としての公務員の選定罷免権および選挙権の保障ならびに平等原則に背き」、憲法15条1項、3項、44条、14条1項に違反するとした。

そして、それにとどまらず、「立法をなすにあたっては違憲という重大な結果を生じないよう慎重に審議、検討すべき高度の注意義務を負うところ」、「かかる違憲の法律改正を行なったことは、その公権力行使にあたり、右注意義務に違背する過失があつたものと解するのが相当である」と過失を認定し、原告の国賠請求を認めた。

このように、厳しい違憲審査基準とそれに基づく違憲判断にとどまらず、「違憲という重大な結果が生じないように」と違憲判断と連動するように国賠請求に関しても国側に厳しい注意義務を認めた原告勝訴判決を導き出したことこそが、この判決を鋭利な「違憲判決」に仕立て上げた所以であろう。

IV 在宅投票制訴訟最高裁判決¹⁶とその後

このような鋭利な判断にも関わらず、その後の判例の展開の歴史から消えてしまったのは、この一審判決との間に「理解と姿勢の点で際立った対照が認められる」¹⁷ この事件の最高裁判決のためである。この最高裁判決が、国会議員の立法行為に対する国賠請求訴訟の方向性を決定づけ、そして、その後の判例は、この最高裁判決の強力な磁場に引き寄せられてきた。この章では、この在宅投票訴訟における最高裁判決の理論構成を今一度確認し、今日までの憲法判例とのかかわりを見ていく。

この最高裁判決では、問題となっている立法行為が民主的政治過程の適正な維持に関わり、裁判所が本来、最も保護しなければならない選挙権を制約している事案であるにも関わらず、極端に違憲判断へのハードルを高くし、そして、そのハードルを越えた場合でも、国家賠償請求が成就するためには更に打ち破ることが極めて難しい障壁を立てて、事実上、国会議員の立法行為に対する国賠請求を否定するに等しい枠組みが構築された。その基本的な枠組みは以下の3つの柱から成り立っている。1つ目は国会議員の免責特権(憲法51条)により、国会議員の個々の国民に対する責任を政治責任にとどめ、法的責任を遮断する論理、2つ目は選挙制度に関する国会の立法裁量論、そして3つ目は、当該法令がもたらす結果の「違憲性」判断と国賠法1条1項の「違法性」判断を切り離し、そして国会議員の立法行為に対して、その職務行為に対する注意義務違反の認定のハードルを極端に高くした「職務行為基準説」である。

この判決を先例としつつ、問題となった法令を違憲とし、国家賠償請求

16 最判1985年〈昭和60年〉11月21日 民集 第39巻7号1512頁

17 樋口陽一・山内敏弘・辻村みよ子『憲法判例を読み直す—下級審判決からのアプローチ』(日本評論社 1999年)175頁、該当部分の部分は辻村みよ子が執筆

が認められた例外的な判決もあるものの¹⁸、今日までの40年以上に渡って、国会議員の立法行為に対する国賠請求を著しく困難にする方向性を決定づけたものとして、以下ではこの3つの柱をそれぞれ批判的に検証したい。

i 国会議員の免責特権

この最高裁判決では、まずは、多元的民主主義観に基づいた国会議員の免責特権（憲法51条）に言及し、国会議員は、立法行為に関して、「原則的に」、「政治責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係で法的責任を負わない」として、そもそも国会議員の立法行為を司法審査の対象とすることに自体に消極的な立場を示している。このような考え方は、国賠法上の「故意・過失」認定において、一審判決が、国賠法上の「故意・過失」は「必ずしも、国会を構成する個々の国会議員の故意、過失を問題にする必要はなく、国会議員の統一的意思活動たる国会自体の故意、過失を論ずるをもって足りるものと解すべきである」とし法的議論の土俵に乗せたのとは極めて対照的である。第一審が述べるように、国会のような合議制の機関にあっては、構成員である国会議員個々の行為に言及する必要はない。そして、このような個々の国会議員の行為に注目する最高裁の判旨は、この最高裁に先立って出された加害行為者や加害行為の特定が必要かということが、論点となった事例¹⁹と対照するとより一層、不自然である。この事例においては、公務員による加害行為が「具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものなのか特定することができなくても」、「一連の行為のうち、いずれかに行為者の故意又は過失による違法行為」と被害との関連が認められれば、国や公共団体は国賠責任を免れられない

18 在外国民選挙権訴訟2005年〈平成17年〉9月14日 民集59巻7号2087頁、在外国民国民審査訴訟2022年〈令和4年〉5月25日 民集76巻4号711頁、旧優生保護法違憲訴訟2024年〈令和6年〉7月3日 民集78巻3号382頁

19 最判1982年〈昭和57年〉4月10日 民集36巻4号519頁

としている。そういう意味では、在宅投票制最高裁判決は、判例の流れからしても、特異な判断をしていると思われる。

ii 立法裁量論

上記最高裁判決が、立てた2つ目の壁は、選挙制度に関する立法府の広範な立法裁量である。

戸松秀典は立法裁量について「法律の合憲性の審査が求められたとき、裁判所が立法府の政策判断に敬意を払い、法律の目的や目的達成のための手段に詮索を加えたり、裁判所独自の判断を示すことを控えること」²⁰と定義する。

但し、このような立法裁量は当然、無制限のものではなく、裁量権行使の逸脱・濫用があれば、裁判所はその違憲・違法を宣言することができる。この立法裁量の逸脱・濫用の判断に基準については過去の最高裁判決にも言及がある。例えば、選挙制度においては、上記1976年〈昭和51年〉の衆議院議員定数配分訴訟では、「選挙人の投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素を斟酌してもなお、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達しているとき」に、不平等を正当化する特段の理由がない場合を示している。

また、社会保障分野においては、堀木訴訟²¹において「憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合」が示されており、いずれにしても、裁量が認められる事項については、そもそも違憲判断が出にくい構成になっている。

20 戸松秀典「憲法判断の方法③－立法裁量論」法学教室184号(1996年)49頁

21 最大判1982年〈昭和57年〉7月7日 民集36巻7号1235頁

iii ダメ押しの「職務行為基準説」

「国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国賠法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。」

この判決の最も有名なこの一節は、当該法令の違憲・違法性判断と国賠法1条1項の「違法性」判断の分離を示したものである。上記で述べた広範な立法裁量を超えたとしても、尚、国賠請求が認められるために別の高く強固な壁を作り、実質的に国会議員の立法行為に対する国賠請求を不可能たらしめるほどに、その途を狭くする判断を下した。

そして、その強固な3つ目の壁こそが、「職務行為基準説」である。「職務行為基準説」とは、「当該行政活動の客観的な違法のみで国家賠償法1条の『違法性』を論じるのではなく、当該公務員の職務上の注意義務違反の有無をも加えて判断する」²² 考え方である。言ってみれば、問題となっている行政活動が客観的には違法を通り越し「違憲」の瑕疵を帯びるものであったとしても、それに対して当該公務員の注意義務違反が認定されなければ、国賠法上「違法性」がなく、国賠請求が認められないということである。そして、周知の通り、国賠法1条の「違法性」判断基準として、その後の判例はこの考え方を維持している。

この判決で「国賠法1条1項は、国又は公共団体の行使に当たる公務員が、個別に国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に

22 神橋一彦『行政救済法(第3版)』(信山社 2023年) 326頁

損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責めに任ずることを規定するものである」と述べて以降、最高裁の国賠法1条1項の「違法性」判断基準として幅広く採用されている。この判決は、「立法行為」の違憲性を争う特殊なものであったが、所得税更正処分国賠請求訴訟において、最高裁は、税務署長がする所得税の更正について、過大認定のみならず、「職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り」国賠法1条1項の違法性の評価を受けるとして、通常の行政活動に対する国賠請求訴訟においても「職務行為基準説」を採用した。²³

この「職務行為基準説」はどのような事情で、最高裁に取り入れられ、そして、確固たる判例法理となっていったのであろうか。

IV 「職務行為基準説」の展開

i 民事不法行為と対比

国賠法1条1項の「違法性」判断基準を論じるに当たって民法の不法行為の「違法性」判断を概観したい。言うまでもなく、国賠法1条は「公権力の行使に当たる公務員」の不法行為責任に関する規定であり、その意味では民法の不法行為法の特別法に当たる。そうであれば、本稿としては、民法709条の「違法性」と国賠法1条の「違法性」の異同について見ていく必要がある。

周知の通り、不法行為について定めた民法709条においては条文上、「違法性」への言及がない。民法709条が、「故意又は過失によって、他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者」が損害賠償の責を負わせるのに対して、国賠法1条1項は、「公務員が、その職務を行うについて、違法に損害を加えた」(下線は筆者による)場合に、国等にそれを負わせているのとは対照的である。しかし、民法上の不法行為に「違法性」が無関

23 最判平成5年〈1993年〉3月11日民集47巻4号2683頁

係かというところではない。民法上の不法行為においては他人の権利・法的保護利益侵害があれば、それを違法と看做し、加害者側が、違法性阻却事由があることを立証した場合に損害賠償責任を免れるという構成を採っている。民法条文にはない「違法性」判断を無視しているわけではないのだから、その特別法である国賠法の「違法性」についても同様の理解をすることは、解釈論上は可能である。

実際、国賠法上の「違法性」に関しては「民法709条の解釈における『権利侵害から違法性へ』という学説・判例の発展の成果を取り入れたものであり」、「立法者が、国家賠償法1条1項の違法性と民事不法行為に違法性を異なったものとして認識していた形跡は見当たらない」という分析もある。²⁴

しかし、このような理解に対しては、「私人間においては、いわば不法行為法でいう『権利の侵害』があったときに初めてその行為は『違法』となるのであるが、権力的行政活動の場合には」、法律によって定められた行動準則に違反した行為は、「さしあたり全て、『違法』と評価される」²⁵という考え方が示されている。そして、このような視点から見た場合に、国賠法1条1項は、まさしくこの公務員の権力的行政活動から生じた損害に対する損害賠償責任を対象としており、同条の「違法性」を民法上の不法行為とは別個のものとして論じる必要性が生じてくる。

ii 取消訴訟における「違法性」との異動

但し、このことは民法上の不法行為と異なり、国賠法1条1項の成立要件として「違法性」を積極認定する必要性の理由になりえても他の行政訴訟—とりわけ「取消訴訟」における「違法性」との間に差異を設ける理由にはなりえない。現在の判例が、国賠法上の「違法性」と取消訴訟におけ

24 宇賀克也『行政法概説Ⅱ〔第8版〕』（有斐閣 2025年）470頁

25 藤田宙靖『〔新版〕行政法総論 下』（青林書院 2020年）216頁

る「違法性」を区別していることについては、どのような理由があるのだろうか。この区別をしない学説も有力に唱えられているため、この理由を探ることとは重要である。

iii 「結果不法説」の不定着

取消訴訟の「違法性」判断と国賠法1条1項の「違法性」判断基準を区別するいわゆる「違法性二元説」の1つとして、当該行政活動の結果に注目する「結果不法説」がある。これは、「違法性」を当該行政活動に当たった公務員の「行為」ではなく、行政活動によって生じた「結果」—法が許容しない「結果」を「違法」とする考え方である。こうした「結果」に注目する考え方からは、取消訴訟上の「違法性」が認められない場合であっても、国賠法上「違法」と認定されることを導き出すこともあり得る。したがって、「結果不法説」は、公務員の不法行為からの被害者救済も幅広く救済できるものであり、衡平の見地から見た場合には、極めて優れた考え方と言えよう。

しかし、このような考え方は、通説的地位を得ることはなく、初期の学説も、結果としての「違法性」ではなく、当該公務員の「行為」に注目している。例えば、田中二郎は、国賠法1条1項の「違法性」について、「ここで『違法に』というのは、厳密な法規違反を指すのではなく、その行為が客観的に正当性を欠くことを意味する」²⁶として「行為」に注目した見解を示している。このような「行為」に注目する考え方は「結果不法説」がもたらす国賠法の被害者救済機能に加え、行政による違法行為抑止機能をも重視している。

26 田中二郎『新版行政法 上巻全訂第2版』(有斐閣 1974年)206頁。但し、ここでの「違法性」はあくまで「客観的」な違法性であり、「職務行為基準説」の本質的特徴ともいえる、主観的要件であるはずの「故意・過失」が客観的要件である「違法性」との融合は見られない。

判例も警察官がパトカーで交通違反車両を追跡した際に、第三者の車両に激突し、車両の運転手及び同乗者を負傷させた事案について、「追跡行為が違法であるというためには」、その「追跡が当該職務目的を遂行する上で不必要であるか、又は逃走車両の逃走の態様及び道路交通状況等から予測される被害発生の具体的危険性の有無及び内容に照らし、追跡の開始・継続若しくは追跡の方法が不相当であることを要するものと解すべきである」とし、当該警察官がもたらした「結果」ではなく、当該公務員の「行為」に着目する判断をした。²⁷

iv 「職務行為基準説」と「公権力発動要件欠如説」²⁸

上記のような国賠法上の「違法性」を公務員の「行為」に注目する考え方には、「公務員として通常尽くすべき注意義務を懈怠したことをもって違法と解する」「職務行為基準説」と「公権力発動要件の欠如をもって違法と解する」「公権力発動要件欠如説」²⁹がある。いずれもいわゆる「行為不法説」に分類されるものの、「職務行為基準説」が、取消訴訟上の「違法性」と国賠法上の「違法性」を区別する一方で、国賠法上の「過失」と「違法性」を一元的に捉える。それに対して、「公権力発動要件欠如説」は、取消訴訟上の「違法性」と国賠法上の「違法性」を一元的に捉える一方で、同法の「過失」と「違法性」を区別して捉える。「違法性」と「過失」を二元的に捉えると、それぞれが独立した要件になるため、客観的要件である「違法性」が認定されたとしても、主観的要件である「過失」が認定されない場合には国等の国賠責任は成立しないということが、奇異な結論で

27 最判1986年〈昭和61年〉2月27日民集40巻1号124頁

28 憲法学上の視点を交えて両説を検討するものとして鶴澤剛「公務員の職務上の義務の国家賠償の権能—公務員の郷解釈を中心に」神橋一彦・鶴澤剛・櫻井智章・栗島智明『憲法と行政法の交差点』（日本評論社 2025年）360頁

29 宇賀前掲書注24 473頁

はあるが、理論的にはありうる。そうすると、結局両説の違いは絶対的なものではなくすることは留意しつつも、これを憲法訴訟の観点から見ると、憲法問題が争点となっている国賠請求訴訟において、「職務行為基準説」では当該国家行為の「違憲性」に加えて、国賠法上の「違法性」を判断することになる。それに対し、「公権力発動要件欠如説」では、当該国家行為が客観的に「違憲」であれば、国賠法上も「違法性」が認められることになる。したがって、「職務行為基準説」では、不安定になりがちな「違憲判決」による裁判上の実効的な救済が得られやすい。

そうすると裁判所による「違憲」な国家行為からの国民の救済という点からすると「公権力発動要件欠如説」の方が優れているように見える。

しかし、現在の判例理論は「公権力発動要件欠如説」ではなく、「職務行為基準説」を採っている。「職務行為基準説」には、いかなる利点があり、そして「公権力発動要件欠如説」には、いかなる欠点があるのであろうか。

「職務行為基準説」については、この考え方を採ることによって、生じた国賠法上の「違法性」と取消訴訟における「違法性」の乖離については、行政法学者から、国賠請求訴訟が、「民事訴訟」として金銭賠償を求めるものであるのに対して、取消訴訟が行政庁の公権力に対する不服を争う「行政事件訴訟」であるという両者の制度趣旨に着目し、両者の「違法性」を「同一に解する必然性は必ずしも存在しない」とし、この乖離をもたらす根本原因である国賠請求訴訟における「過失」と「違法性」の判断材料の実質的な重複があるとしても「別段積極的な弊害があるわけでは」なく、「違法性について職務行為基準説をとる判例の立場にも十分な理由がある」と理解を示す見解もある。³⁰

他方で、取消訴訟において「違法」と判断された処分を国賠法上も「違法」と判断することが、ひと際クローズアップされる「公権力発動要件欠

30 櫻井敬子・橋本博之『行政法〔第7版〕』(弘文堂 2025年) 373頁

如説」ではあるが、処分には該当しない行政の権力的活動をも対象として排除されるものではない。ただし、このような考え方に対する注意点として「行政活動のうち、『公権力の行使』に当たる行為がなされる際の要件（～のときは）と効果（～できる・しなければならない等）が法令上具体的に規定されるのは、行政処分のほか限られた範囲のものである」ということが挙げられる。³¹ このような公権力発動要件が法令上明らかでない場合に、国賠法による救済が狭まる可能性が考えられる。

このような事情から「職務行為基準説」は判例・行政法学説において、「公権力発動要件欠如説」を上回る支持を広げていったものと思われる。³²

しかし、行政訴訟は、その争点に憲法問題が挙げた場合に、憲法訴訟として行政による人権侵害から国民を救済する役割を担わなければならないという本稿の立場からすると憲法問題—とりわけ国会議員の立法行為が争点となる国賠請求訴訟において「職務行為基準説」は、上記の多元的民主主義観と結びついた国会議員の免責特権による法的責任の原則的否認、および当該憲法問題に対する広範な立法裁量と結びついたときに、裁判において国民を実効的に救済するということが極めて困難になるという重大な欠点を持っていると言わざるを得ない。

それはすなわち、国賠請求訴訟のチャンネルでは、最高法規たる憲法による人権保障機能が徹底的に弱めることを意味する。

現在の「職務行為基準説」の立場で、著しく緩やかな立法裁量を超える違憲性が認定された場合に、それでも職務行為上、違法と評価されないとするならば、国会議員の職務行為とは何かが問われる必要がある。上記の堀木訴訟最高裁判決では立法裁量の限界を「著しく合理性を欠き明らかに

31 神橋前掲書注22 324頁

32 判例が両説を使い分けることについて批判的に論じるものとして、米田雅宏「国家賠償法1条が定める違法概念・再論」行政法研究会編編集・行政法研究51号（2023年）1頁

裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合」としている。このような場合で、かつ、公務員（ここでは国会議員）の職務行為が適法と評価される場合が、抽象的・観念的にはありうる。広範な立法裁量の限界が認められるとすれば、この極めて緩やかな司法審査をもすり抜けられなかった行為が、国賠法1条1項の「違法性」判断において、「著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱・濫用」している立法の是正が行われていない状態がある一にもかかわらず、それを国会議員が職務行為に対する注意義務違反がなかったという結論は具体的な場面を想定した場合にありうるのか、ということとは検討を要する。

この不自然な結論は果たして維持できるのであろうか。つまり、最高裁が示す大甘の立法裁量の限界のハードルすら飛び越えることができない杜撰な法律の制定やそれを廃止しないという事実状態が続いていることを国会議員の職務行為上の懈怠や注意義務違反と認定できない場合に、果たして裁判所は国会議員の「職務行為」のレベルをどのように捉えているかという疑問が湧いてくるのである。

例えば、上記の再婚禁止期間訴訟では、旧民法733条1項の規定が女性の再婚禁止期間を「6箇月」と定めていたことに対し、100日を超える部分が違憲であると宣言するのに際し、以下のように述べている。「民法772条2項は『婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。』と規定して」、「そうすると、女性の再婚後に生まれる子については、計算上100日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定を重複が回避されることになる」とし、「本件規定のうち100日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法14条1項にも24条2項にも違反する」。

上記の判示は、要は単純な引き算が分かるかどうかの問題である。これに国会議員が長年、気づかなかつた、あるいは気づいても是正のための立法措置を取らなかったことが、国会議員の職務行為上の懈怠や注意義務違反に当たらないとすれば、国会議員には引き算をできる能力が当然に備わっ

ていることは想定できないと言っているようなもので、如何に近代議会在「教養と財産」のある層から解放されたものであるとしても、言い過ぎであろう。

憲法問題を含む国賠訴訟において人権侵害から被害者を実効的に救済するためには、もはやこれまでの「職務行為基準説」では対応できず、上記で上げた「公権力発動要件欠如説」の考え方が取り込まれるべきである。上記のようなこの説の弱みである公権力発動要件が、法令上、明確でないものについては、行政事件訴訟法4条の実質的当事者訴訟のうちの「公法上の法律関係に関する確認の訴え」を国賠請求訴訟と併合することなどによって補うことがあり得る。

V 厚い壁の穴

「職務行為基準説」を維持しつつ、国会議員の立法行為に対する国賠請求訴訟³³において、問題となっている法令が憲法に違反するとし、かつ、国賠責任を認める見解が最高裁にも存在する。例えば、前出の在外国民選挙権訴訟、在学国民国民審査訴訟、そして2016年〈平成27年〉夫婦別姓訴訟における山浦裁判官の「反対意見」、そして、旧優生保護法違憲訴訟³⁴がある。これらの見解は如何にして在宅投票制訴訟において最高裁が作った厚い壁を突き破ったのであろうか。

この壁を最高裁より先に突き破ったのは、らい予防法違憲訴訟熊本地裁判決³⁵である。熊本地裁は在宅投票制最高裁判決で述べた「『立法の内容が憲法の一義的な文言に違反している』ことは、立法行為の国家賠償法上の違法性を認めるための絶対条件とは解されない。「『立法の内容が憲法

33 国会議員の立法行為を対象とする国賠請求訴訟の展開を手際よくまとめるものとして清水亜紀「国家賠償法1条の違法性・過失論」法学教室541号(2025年)32頁

34 最大判2024年〈令和6年〉7月3日 民集78巻3号382頁

35 熊本地判2001年〈平成13年〉5月11日 判時1748号30頁

の一義的な文言に違反している』との表現を用いたのも、立法行為が国家賠償法上違法と評価されるのが、極めて特殊で例外的な場合に限られるべきであることを強調しようとしたにすぎないものというべきである。」と述べ、「憲法の一義的な文言に違反している」ことをあくまで例示とし、それ以外の立法行為にもその可能性を広げた。この判決は同法の「隔離規定に合理性がないことが明らかであること」、そして、「隔離規定が存続することによる人権被害の重大性」を認定しているのであるから、同法を「憲法の一義的な文言に違反する」法律と評価することも可能であった。それでも、敢えて「例外的な場合」を拡張しうる可能性を示したことは、その後の判例の展開上は極めて大きな意義があったものと思われる。

最高裁判決としては初めてこの壁を破ったのは在外国民選挙権訴訟である。これは、最高裁が、立法行為が国賠法上違法となる「例外的」場合を実質的に緩和したことによる。最高裁は、在宅投票制最高裁判決とは「異なる趣旨をいうものではない」³⁶ といふものの、この事件で「例外的な」場合を「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合」としており、在宅投票制最高裁判決で示された「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような」場合に比べれば、国会議員の注意義務の幅を広げたといえることができる。少なくとも後者が、「憲法の一義的な文言に違反している」などと通常あり得ない場面を想定し、そして、「当該立法を行うがごとき」という異常な作為のみを例示していることなど、執拗なまでに「違法性」の認定の余地を

36 このような指摘については、朝田とも子「立法活動と国家賠償責任」斎藤誠・山本隆司編『行政判例百選Ⅱ〔第8版〕』（有斐閣 2022年）453頁

狭めるのに対し、前者は、立法不作為をその射程に含み、また、前者の執拗な言い回しを取っていていない。

このことについては、異常なほどに広がった前者の射程を「立法行為の国家賠償に関しても」、「選挙権行使の機会を確保するための国会議員の義務」に後者によって「実質的に限定された」という評価がある。³⁷ このような判断枠組は、再婚禁止期間訴訟最高裁判決や在外国民国民審査訴訟最高裁判決にも引き継がれ、後者は国賠請求を認めている。

但し、このような在宅投票制判決によって、瀕死の状態にされた国会議員の立法行為に対する国賠請求訴訟の可能性を広げた判旨にも課題がないわけではない。それは、この緩和された基準の曖昧さである。そのことを2016年〈平成27年〉夫婦別姓訴訟における山浦裁判官の「反対意見」が示している。山浦裁判官は、国会議員の立法措置について「正当な理由なく長期にわたってこれを怠る」場合を国賠法1条1項の違法判断の基準とすることに賛同しつつ、「長期にわたって」の部分の評価が多数意見と異なっているがために、多数意見とも最終的な結論を分かっことになった。結局、裁判官が、国会に向けられ、そして国会でなされた多種多様な議論の中から国会議員の注意義務違反がどの時点から発生したのか、そして、どの程度の長さをもって「長期にわたって」と評価するかで結論が異なってくるものであって、このような定式は同一の事実・同一の基準を用いても結論が異なりうる「目盛りのない物差し」³⁸ のようなものである。

様々な工夫によって、在宅投票制最高裁判決が示した厚い壁に小さな穴を開けたものの、これらの判決の枠組みは依然として国会議員の立法行為に対する国賠請求を容易たらしめるものにはなっていない。

37 長谷部恭男『憲法（第8版）』（新世社 2022年）318頁

38 この言い回しは最大判1997年〈平成9年〉4月2日民集51巻4号1673頁（愛媛玉串訴訟）において、目的・効果基準を批判した高橋久子裁判官の「意見」中で使われたものである。

このような判例の積み重ねがあるなかで注目すべきは、優生保護法違憲訴訟最高裁判決において、過去の立法の「違憲性」と国賠法上の「違法性」を分離する前提に言及せず、「本件規定は、憲法13条及び14条1項に違反するものであったというべきである。そして、以上に述べたところからすれば、本件規定の内容は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったというべきであるから、本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けると解するのが相当である」と述べている。この判決は、在外国民選挙権訴訟を引用している体にはなっているものの、国会議員の「過失」への言及もなく、国賠法上の「違法性」を認定していることから、「職務行為基準説」ではなく、「公権力発動要件欠如説」を採ったという読み方ができる。³⁹

この事件は、仮に在宅投票制判決以来の構成を採ったとしても、「違法」認定できる事案であると思われるが、それでもなお、このような判断をしたということは、今後の国賠請求を通じた憲法問題に対する実効的救済に資するものと言えよう。

V おわりに

筆者が、最高裁が明示的に判断枠組みの変更には言及しているわけでもないにかかわらず、上記優生保護法違憲判決の立場を「公権力発動要件欠如説」であると推測するのは、この事件当時最高裁判官であった宇賀克也が、かねてから、そもそも現在の「職務行為基準説」はもともと最高裁が言っていたものと異なるもので、「公権力発動要件欠如説」としての「職

39 中山茂樹「優生保護法違憲判決」長谷部恭男・石川健司・穴戸常寿・小島慎司『憲法判例百選 I (第8版)』(有斐閣 2025年)は、この点につき、この事件が立法不作為ではない法律制定行為への違法判断であったことに注目して、「立法行為の懈怠の問題にされなかったため長期性に触れられなかった」と述べている。

務行為基準説」であったことを明らかにしているからである。この事件で個別意見を出している宇賀が、この法廷意見執筆にどれだけ関与したか、学者として支持を表明してきた「公権力発動要件欠如説」を裁判官として推したかは不明であるが、少なくとも「公権力発動要件欠如説」を読み込む見地が最高裁にあったということは言えよう。

国会議員の憲法尊重擁護務（憲法99条）から違憲の法律を制定してはならない、法律を制定していないことが違憲であれば、合憲状態を創設するために法律を制定すべきという行為規範の遵守義務を導き出し、それを満たさない場合に公権力発動要件が欠如するという⁴⁰ 憲法訴訟を強く意識した宇賀の国賠法上の「違法性」の捉え方が、この判決を契機に引き継がれることを期待して本稿を閉じたい。

40 宇賀克也『国家補償法』（有斐閣 1997年）104頁

漱石の死生観 —晩年の漢詩を読む—

橋 元 志 保

1. はじめに

明治32年に夏目漱石は、次のような五言古詩を詠んでいる。

眼識東西字	眼に東西の字を識り
心抱古今憂	心に古今の憂いを抱く
廿年愧昏濁	廿年 昏濁を愧じ
而立纔回頭	而立 纔かに頭を回らす
静坐観復剥	静坐して 復剥を観
虚懐役剛柔	虚懐 剛柔を役す
鳥入雲無迹	鳥入りて 雲迹無く
魚行水自流	魚行きて 水自ら流る
人間固無事	人間 固より無事
白雲自悠悠	白雲 自ら悠悠 ⁽¹⁾

無題の詩であるが、近代化に揺れる明治という時代を生きた青年の内面が良く窺える漢詩である。漱石の言葉を借りるまでもなく、日本の近代化は「外発的」に始まり、それは社会のあらゆる側面における西洋化を意味していた。少年期は漢籍に親しみ、明治14～15年には漢学塾の二松学舎に通学した経験さえある漱石は、進路としては漢学を選ばず、明治23年には

東京大学予備門を経て帝国大学文科大学英文科に進む。しかし、東京大学予備門で知己を得た正岡子規との交流によって、俳句や漢詩への関心や作詩は幾許かの中絶はあるにせよ生涯続いていくことになる。⁽²⁾

明治32年当時、漱石は熊本の第五高等学校に勤務しており、明治29年に結婚した妻鏡子との間に長女である筆子が生まれた年でもあった。初めての子であり、鏡子が一度流産した後に生まれた女兒でもあったので、漱石は子煩悩振りを見せた。悪筆の鏡子に似ず、字が上手になるようにとの願いを込めて「筆子」と命名したのも漱石であり、鏡子によると「もう十七年たつと、これが十八になって、俺が五十になるんだ」と筆子を膝の上に乗せてあやしなながら呟いていたという。⁽³⁾翌年には、文部省から給費留学生として英国留学を命じられることになるのであるから、漱石の人生の中でも数少ない幸せな時期であったに相違ない。

現代に生きる私たちは、夏目漱石を小説家、もしくは近代文学を代表するような作品を数多く遺した国民作家として認識している。学校教育でも森鷗外と並ぶ明治時代の文豪として教えられ、その長編小説『こゝろ』は高等学校の国語教科書の定番教材となっている。しかし、明治維新の前年に生まれ、明治と共に年を重ねて、妻鏡子との間に7人もの子ども（五女ひな子は夭折）に恵まれた大家族の家長であった漱石は、その長くはない生涯の多くを英語教師にして英文学の研究者として生きた。冒頭に掲げた漢詩には、その苦悩が良く表れている。

また同詩は禅宗の影響を受けた、迷いのない境地への憧れも感じられる美しい詩でもある。漢詩において「白雲」は「社会的な束縛から解き放たれること」「隠者の住まい」そして「自由」等を表すのだという。⁽⁴⁾漱石の漢詩にはその青年期や晩年の漢詩にも頻出する言葉の一つでもある。本稿では、漱石の晩年の漢詩を中心に彼の目指した文学の境地とその死生観について考察していきたい。

2. 漱石と漢詩

少年期から漢詩文を愛好していた漱石ではあるが、明治33年9月に二首の漢詩を残して英国留学に赴いてから約10年もの間、全く漢詩を作らなかった。その空白期間は、英国留学からの帰国後、東京帝国大学及び第一高等学校で教鞭を取りながら次第に小説家への道を歩んでいった時期であり、多忙さと英文学を始めとする外国文学への傾倒が漢詩文の世界から彼を遠ざけたのであろう。しかし、明治39年に著した『草枕』では、英国の詩人シェリーの詩と共に陶淵明の有名な漢詩「東籬」等を引用しつつ、俗世を離れた美しい自然を味わう画工の世界を描き出している。また、職業作家としての出発点となった『虞美人草』では漢籍の高い教養を匂わせる擬古文体を鮮やかに駆使している。

漱石はその生涯に二百八首の漢詩を残したが、和田利男はそれを第1期（洋行以前）、第2期（修善寺大患時代）、第3期（南画趣味時代）、第4期（『明暗』時代）に分類している。⁽⁵⁾それを踏まえて、中村舒雲および佐古純一郎は洋行以前を2期に分けて、漱石の漢詩の変遷を5区分としている。⁽⁶⁾本稿では、中村・佐古両氏に従って漱石の漢詩を第1～第5期に分類し、その変遷を辿っていこうと思う。

まず、少年期から大学・大学院を修了し、松山中学に赴任する前までを第1期とする。漱石はこの時期に五言絶句を三首、七言絶句を三十二首、五言律詩を八首、五言古詩を一首、七言古詩を二首、合わせて五二首を作成している。その中でも注目すべきなのは、紀行文『木屑録』であろう。これは明治22年8月に第一高等中学校の学生であった漱石が、友人達と房総半島で過ごしたひと夏の思い出を友人の正岡子規に宛て書き送った漢詩文である。『木屑録』は、「余兒時誦唐宋数千言喜作為文章（余、兒たりし時、唐宋の数千言を誦し、喜んで文章を作為る）⁽⁷⁾」という文章より始まる。少年期より漱石は漢詩文に高い関心を示して一時期、二松学舎に学んでいたことは先に述べた。そのため、漱石は友人との旅行さえ漢詩文の創作の場と捉えたようである。『木屑録』を読んだ子規は「吾兄の如き者は千万年に一人のみ」と褒め称えた。というのも、漱石は英語に秀でていた

ため、一般的に「西に長ぜる者は、概ね東に短なれば」、漱石も「和漢の学」は身に付けていないだろうと子規は考えていた。しかし、「此の詩文を見るに及んでは、則ち吾が兄の天稟の才を知れり」と絶賛したのである。⁽⁸⁾

『木屑録』には次のような七言絶句がある。

脱却塵懷百事閑	塵懷を脱却して 百事閑なり
儘遊碧水白雲間	遊ぶに儘す 碧水白雲の間
仙境自古無文字	仙境古えより 文字なく
不見青編只見山	青編を見ずして 只だ山を見る

多くの人々で溢れる俗世間から抜け出て、美しい自然の中で遊ぶ時、文字では語りつくせない思いに漱石は満たされるかのようなようである。「無文字」という言葉には禅宗の「不立文字」の影響があるとされる。「碧水白雲」という漱石の漢詩では頻出する言葉も既に見えており、晩年まで続く、自然の中に自己の理想を見ようとする姿勢が感じられるのである。

次に第2期であるが、松山・熊本時代の漢詩は、五言絶句を六首、七言絶句を二首、七言律詩を八首、五言古詩を八首の計二十四首である。第1期ほど多作ではないが、松山中学に勤務していた時期は相変わらず子規に批評を求め、熊本の第五高等学校時代には同僚にして漢学者の長尾雨山の添削も受けながら、熱心に詩作に取り組んでいた。⁽⁹⁾ 本稿の冒頭の詩もこの時期に詠まれたものであり、『草枕』の中に引用された二首の漢詩も同時期に作られたのである。『草枕』において漢詩、俳句は物語世界の構築及び主人公の画工の人物造形に大いに影響を与えている。小説の冒頭部では、画工が麗らかな春の陽射しのなか那古井に向けて山道を歩いていくが、その朗らかな気持ちをますます駆り立てるかのように雲雀が啼く。その鳴き声を聞いて画工は雲雀が「魂全体」で啼いているのを感じ、「シエレーの雲雀の詩」を思い起こす。

『草枕』に引用されているのは、イギリスの詩人パーシー・ビッシュ・シェリー（Percy Bysshe Shelley, 1792-1822年）の詩“*To a Skylark*”（1820年）の18節であるが、山中を緑の野山や雑木林、そして菜の花の群生を眺めながら歩む心地よさを熊本時代の漱石は、次のような五言古詩「菜花黄」に残している。

菜花黄朝暾	菜花 朝暾に黄に
菜花黄夕陽	菜花 夕陽に黄なり
菜花黄裏人	菜花 黄裏の人
晨昏喜欲狂	晨昏 喜びて狂わんと欲す
曠懷随雲雀	曠懷 雲雀に随い
冲融入彼蒼	冲融 彼の蒼に入る
縹緲近天都	縹緲として 天都に近く
迢遞凌塵郷	迢遞として 塵郷を凌ぐ
斯心不可道	斯の心 道う可からず
厥樂自潢洋	厥の楽しみ 自ら潢洋たり
恨未化為鳥	恨むらくは 未だ化して鳥と為り
啼尽菜花黄	菜花の黄を啼き尽くさざるを

眼前に美しい菜の花が咲き乱れる野原とそれに戯れるように飛ぶ雲雀の啼き声が聞こえてくるような、牧歌的でもある美しい詩である。漱石の門下生にして作家であり、漱石の死後、長女である筆子と結婚して娘婿ともなった松岡 譲には『漱石の漢詩』という著作があるが、その中で同詩について「全詩中、最も異色ある吟詠」であると評しており、「漢詩には珍しい大胆な表現で、英詩の影響もありそうである」⁽¹⁰⁾と指摘している。また、和田利男も同様に英文学の影響を受けた「代表的な一例」だと述べている。⁽¹¹⁾しかし、ここで注目したいのは詩人の視点が客観性を失い、風景の描写から離れて対象の中に入り込んでしまう様である。一面の黄に野原

を埋め尽くした菜の花の群生の中で、自由に飛翔する「雲雀」に随って青空高く天都まで駆け上がった詩人の魂は俗世間から離れたものの、「鳥」と化して思う存分菜の花の美を鳴き尽くすことができないのが、恨めしいと述べているのだ。これは明らかに漱石が二松学舎で学んだ漢詩の伝統、自然の美を詠ずる山水詩の伝統からは外れている。

また、この詩が原型となったと思われる画工の心情が『草枕』において語られている。そして、熊本時代に作られた二首の漢詩「春興」「春日静坐」が『草枕』には引用されているのだ。つまり俗世間を離れた「別乾坤」である物語世界を描出するために漢詩は引用され、語り手が視点人物の眼に映った自然の景物を描写するだけではない、多層的な物語世界を生み出している。漢詩の言葉の持つ含蓄の深さが複数のイメージを生み出して、読み手に何ともいえない「美しい感じ」を与えるのである。更に漱石が非凡なのは、漢詩文だけでなく西欧の詩文・美術のイメージも重ね合わせて「別乾坤」を創り上げようとしたところにある。マイケル・ボーダッシュは青年期に日本に留学し、初めて『草枕』を読んだ時、「数十ページを読んだだけで、漱石の虜」となったという。「物語につきまとう、不思議な感じと現実に対しての違和感」が二十三歳の彼にとって「とても魅力的」であったという。⁽¹²⁾

先に述べたように『草枕』には熊本時代の漢詩「春日静坐」が引用されているが、それにはやはり「白雲」という言葉が表われている。結句二句の「遐懷寄何処 緬邈白雲郷」（遐懷 何れの処にか寄せん 緬邈たり白雲の郷）という表現には、「ここではない何処か」「自由」を意味する「白雲郷」に対する遥かな憧れが看取できるのである。このように漱石の漢詩は、その小説に影響を与えてその物語世界を豊かなものにするだけでなく、「不思議な感じ」「厭世感」「自由への憧憬」といったイメージさえ付与するものであった。また、第2期の漢詩は第1期と比較すると格調高く、人間的にも成長した聡明な青年の人格を感じさせる。そして、やがて小説家として花開く稀有な文才の片鱗も看取できるのである。

次に、第3期であるが、修善寺の大患前後の漢詩は漱石の詩の中でも優れたものとして名高い。五言絶句が八首、七言絶句が五首、五言律詩が一首、七言律詩が二首、五言古詩が一首の十七首である。前述したように、漱石の漢詩には空白の時期がある。明治43年7月31日に約10年振りに詠まれた漢詩は次の通りである。

来宿山中寺　　来たり宿る　　山中の寺
 更加老衲衣　　更に加える　　老衲の衣
 寂然禅夢底　　寂然たる禅夢の底
 窓外白雲帰　　窓外　　白雲帰る

7月31日の日記には、胃潰瘍の治療のため長与病院に入院中であった漱石の元に見舞いに訪れた森円月が、「何か書いてくれ」と依頼して扇を置いていったので、「沈吟して五言一首を得た」とある。また「十年来詩を作った事は殆どない。自分でも奇な感じがした」とも述べている。⁽¹³⁾そして同日に退院してから1週間後、修善寺に療養に赴くことは既に決まっていたのだろうか、と思わせる漢詩である。「修善寺が村の名で寺の名であると云ふ事は、行かぬ前から疾に承知していた」と漱石も述べているように、伊豆の温泉地である修善寺は、同名の禅寺を有している。それに興を覚えていたらしい漱石は、8月6日に松根東洋城と共に同地への療養の旅に出る。しかし、翌日から胃潰瘍の病状が次第に悪化して行き、8月24日には大吐血して危篤に陥った。側に付き添っていた妻鏡子の着物は鮮血で赤く染まり、一時脈拍は停止したという。しかしながら、偶然にも東京から診療に来ていた長与胃腸病院の杉本副院長と、漱石に元々付き添っていた医師の森成鱗造が夜を徹して懸命に治療にあたり、何とか一命を取り留めたのである。⁽¹⁴⁾

漱石はこの体験を『思ひ出す事など』という随筆で語った。明治43年10月～翌年2月にかけて中断を挟みつつも東京・大阪の『朝日新聞』で連載

されたその随筆の中には、療養中に作成された数々の俳句・漢詩が散りばめられている。その中でも、最も高く評価されているのは文字通り生と死の境界から甦った心境を詠んだ、次の五言古詩であろう。

縹緲玄黄外	縹緲たる玄黄の外
死生交謝時	死生 交ごも謝する時
寄託冥然去	寄託 冥然として去り
我心何所之	我が心 何の之く所ぞ
帰来覓命根	帰来 命根を覓むるも
杳宵竟難知	杳宵として 竟に知り難し
孤愁空遶夢	孤愁 空しく夢を遶り
宛動蕭瑟悲	宛として蕭瑟の悲しみを動かす
江山秋已老	江山 秋已に老い
粥葉髯将衰	粥葉 髯将に衰えんとす
廓寥天尚在	廓寥として 天尚お在り
高樹独余枝	高樹 独り枝を余す
晚懷如此澹	晚懷 此くの如く澹に
風露入詩遲	風露 詩に入ることに遅し

「縹緲たる玄黄の外」とは「はるけくもおぼろげな天地の外」⁽¹⁵⁾つまりはこの世の外であり、「死生 交ごも謝する時」とは大吐血の後、約30分もの間脈拍が停止したような、生命の存続が危ぶまれた状況を指している。二人の医師たちが打ち続けたカンフル注射によって漱石は息を吹き返したのであるが、夜明けまで危篤状態は続いた。しかし、そのような生死の境界を彷徨っていた時の記憶や、いわゆる臨死体験といったものの自覚は当の漱石には全くなかった。その後、回復した彼に妻は「あの時三十分許は死んで入らしたのです」とさえ告げたという。「寄託 冥然として去り 我が心 何の之く所ぞ」という言葉には、人が生きる上でたよりに

しているものが全て闇の中に消え去り、自分の心がいったい何処を彷徨っているのかすら、全く不明な様を良く表している。⁽¹⁶⁾ 当時の危篤状態のことを『思ひ出す事など』では「妻の説明を聞いた時余は死とは夫程果敢ないものかと思つた」と語っている。また、約1ヶ月後の9月26日の日記には、「顧みれば細き糸の上を歩みて深い谷を渡つたようなものである」とも記している。⁽¹⁷⁾

また、漱石はその後、何度もこの生死の境界を彷徨つた30分間のことを思い返し、考え続けたのであろう。『思ひ出す事など』では次のように語っている。

さうして余の頭の上にしかく卒然と閃いた生死二面の対照の、如何にも急劇で且没交渉なのに深く感じた。何う考へても此懸隔つた二つの現象に、同じ自分が支配されたとは納得出来なかつた。よし同じ自分が咄嗟の際に二つの世界を横断したにせよ、其二つの世界が如何なる関係を有するがために、余をして忽ち甲から乙に飛び移るの自由を得せしめたかと考へると、茫然として自失せざるを得なかつた。

「二つの世界」とは、生の世界と死の世界であろう。五百グラムもの大吐血により脈拍が途絶え、付き添っていた医師たちも妻も絶望しかけた時、死の世界に入り込みかけていた漱石の心と肉体は再び生の世界へと戻つて来たのであつた。人生において人は様々な境界を超えるが、最も重大な瞬間は生の世界から死の世界へと足を踏み入れていく時であろう。しかし、漱石はその生死の境界から奇跡的に帰還したのにも関わらず、「眠から醒めたといふ自覚さへ」なく、「陰から陽に出たとも思はなかつた」という。「凡て人間の神秘を叙述すべき表現を数え尽して漸く髣髴すべき靈妙な境界を通過したとは無論考へなかつた」とも述べている。⁽¹⁸⁾

このような心境が前掲の漢詩には良く表れており、「靈妙な境界」を超えて生き返つたにも関わらず、「命根」を掴むことは出来なかつたと述べ

ている。「命根」とは、仏語で「いのち」や「寿命」のことであるが、⁽¹⁹⁾なぜ自分が生死の往還を経て助かったのか、その理由もわからず、また垣間見たはずの死の世界の様相も記憶にない。いったい生死とは、「いのち」とは何なのか、もともと思索家の漱石にとっては探求せずにはいられない、命題であったことだろう。

それと同時に、漱石は老いを感じ始めている。長く教師を務めていた彼は気が若く、修善寺の大患の数年前の森田草平宛の書簡には、小説家になって「性格は此三、四年以来いちゞるしく変化した」が、「只気分丈は矢張り若くて学生なんか友達のような気がする」と記している。⁽²⁰⁾しかし、危篤状態からは脱したものの全身に残る痛みと予断を許さない病状のため、絶対安静及び療養を続けて修善寺より帰京できたのは、それから約1ヶ月半後のことであった。死の床からは甦ることはできたものの、2度と彼は健康を取り戻すことは出来なかった。そのような予感があったのだろうか、漢詩の後半では季節の秋と人生を重ね合わせて、寂寞とした晩秋の風景を詠っている。同時にそれは、常住の自然と人間の生命の儂さをも感じさせ、味わい深い詩の風雅を醸し出している。

吉川幸次郎が指摘しているように、この定稿を得るまでは苦心したものと見えて、明治43年10月16日、17日、18日の日記には作成途中の漢詩が記されており、彫琢の跡が窺える。当時、漱石は修善寺から東京の長与胃腸病院に移っていた。帰京したのと同時に同病院に入院したのであるが、翌日にはまた生死の問題について考えざるを得ない知らせに触れることになる。漱石に対して好意を抱き、親身な治療を続けてくれていた長与院長は、彼と同時期の8月下旬に危篤となり、そのまま亡くなっていたのである。妻をはじめとする周囲の者たちは、漱石の病状の悪化を恐れて長与院長の死を隠していたのである。漱石は長与院長の死を悼みながらも、同時期に危篤に陥った自身が帰京できたのは「当たり前」のことではなく「天幸」だと考える。そして、「自分の治癒りつつある間に、容赦なく死んで行く知名の人々や惜しい人を今少し生かして置きたい」と強く願いながら、介

抱してくれた医師、看護婦、妻、そして修善寺まで駆けつけてくれた友人、知人に対して改めて「篤い感謝の念」を抱く。そのような人々の好意によって自身の「いのち」が支えられてきたことを強く感じて「病に生き還ると共に、心に生き還った」とも述べている。⁽²¹⁾

そして、このような漱石の心情は、修善寺で倒れて病床に就き「生存競争の辛い空気が、直に通わない山の底に住んでいた」ため、「現実世界」を遠くに見る「閑適の境界」に在ることで深まり、再び詩情を呼び覚ますのである。

風流人未死　風流　人　未だ死せず
 病裡領清閑　病裡　清閑を領す
 日日山中事　日日　山中の事
 朝朝見碧山　朝々　碧山を見る

「当時の余は西洋の語に殆ど見当らぬ風流と云ふ趣をのみ愛していた」と語り、俳句や漢詩をつくることで療養生活を楽しみ、乗り切ろうとしていたのであろう。もしくは、やはり漱石の心は常に文学と共に在ったのだと言わざる負えない。不遇な幼少時代を乗り越え、青年期に英文学で頭角を現して身を立てても、本質的に彼は漢文脈の伝統を受け継ぐ文人であった。生死の往還を経験し、親身の看護や見舞いを受けて、病からだけでなく、心をも甦ったような生きる喜びを感じた時、「句も自然と湧き、詩も興に乗じて種々な形のもとに浮かんで」来たのだという。⁽²²⁾ 修善寺の大患以降の漱石の精神世界の表出は、言文一致体の小説に留まらず、漢詩や俳句をもってなされ、それは晩年まで続いていくことになる。

3. 晩年の漢詩と禅宗

『思い出す事など』の中で、漱石は幼少期や青年期の思い出を語っているが、養父母の離婚によって養家から戻された少年時代日本画を鑑賞する

愉しみを知ったという。江戸時代には町名主を務めていた夏目家には、「五六十幅の画」が残されており、床の間や蔵の中で「懸物の前で独り蹲踞まって、黙然と時を過ごすのを楽とした」のだという。そして、そのような掛軸に描かれた日本画の中でも、特に好きであったのは「彩色を使つた南画」であったという。⁽²³⁾ 南画とは、中国の南宋画の影響を受けた日本画の様式であり、江戸時代中期以降に流行した。多くは水墨や淡彩で山水を描いたものであるが、俳句や漢詩を画賛として画の上部等に入れる場合も多い。文人画ともいい、池大雅、与謝蕪村等の作品が有名である。⁽²⁴⁾

また、「二十四五年前」に友人と一緒に「青くて丸い山を向ふに控えた、又的礫と春に照る梅を庭に植へた、又柴門の真前を流れる小河を、垣に沿ふて緩く繞らした家を見て——無論画絹の上に——何かして生涯に一遍で好いから斯んな所に住んでみたい」と考えたという。傍にいた友人にそのことを語ると、岩手出身の彼は、そのような場所に住む不便さを告げて、漱石の風流心を打ち砕いたというが、漱石の自然を愛する心や文人画の趣味が良く理解できる逸話である。⁽²⁵⁾

前節で述べたように修善寺の大患以降、漱石の健康は優れなかった。明治43年10月10日に修善寺から帰京し、そのまま長与胃腸病院に入院して漸く退院できたのは翌年の2月26日のことであった。入院中も「朝日新聞」に『思ひ出す事など』を連載する等、文筆活動を行えないほどではなかったが、長編小説を執筆できるほどにはなかなか回復しなかった。また、博士号辞退問題や五女ひな子の急逝等、身辺に異変も続いた。この頃から、漱石は自身でも南画を描くようになり、画家たちとの交流の中で画を贈られたり、画賛を依頼されたりするようになる。このような時期が漱石の漢詩における第4期であり、期間は明治45年5月から大正5年春にかけてである。同時期には、五言絶句が二十九首、七言絶句が十首、五言律詩が一首、合わせて四十首を作成している。

この時期には今までの漱石の詩には見られなかった、伸びやかに美しい自然の有様を詠んだ写実的な詩も作られている。

緑雲高幾尺 緑雲 高きこと幾尺
 葉葉置清陰 葉葉 清陰を置む
 雨過更成趣 雨過ぎて 更に趣を成し
 蝸牛踏翠岑 蝸牛 翠岑を踏る

青葉の茂みを「緑雲」に喩えて、その葉が幾重にもかさなった雨上がりの木陰を歩む蝸牛の様子を詠んだ、清々しくも写生的な詩である。俳句に「写生」という概念を持ち込んだのは、大学予備門時代からの親友の正岡子規であったが、⁽²⁶⁾ どちらかと言うと雄大な山水や仙境を思わせる風流な情景を好んだ漱石には珍しい詩である。修善寺の大患以降は多病ではあったが、厭世観や孤独感が薄れていわゆる神経衰弱の発作も減少し、比較的穏やかな心境であったことが窺える詩でもある。また、同時期に横山大観から画を贈られたようであり、その返礼として書を贈るために五言律詩及び五言絶句を作詩している。ここでは、五言絶句を引用する。

酬横山画伯惠画 横山画伯の画を恵まるるに酬ゆ
 大観天地趣 大観す 天地の趣
 円覚自然情 円覚す 自然の情
 信手時揮灑 手に信せて 時に揮灑すれば
 雲煙筆底生 雲煙 筆底より生ず

横山大観及び自身の画号を動詞に用いたユーモアと自然の雄大さを感じさせる詩である。大観とは文字通り広く全体を見渡すことであり、大局を見極めることでもある。円覚とはかつて鎌倉の円覚寺に参禅した経験から、戯れに用いた漱石の画号であり、円覚道人と称する時もある。⁽²⁷⁾ 広々とした天地を眺めて、自然の情を悟り、それを手の赴くままに自在に振るえば、まるで筆の底から雲が沸き起こっているようだと、大観の画の素晴らしさを余すところなく語った詩である。画を贈る代わりに漱石の書を所望した

という大観はさぞかし喜んだであろう。

また、自らの南画に添えた詩には次のようなものがある。

山上有山路不通 山上に山有りて 路通せず
柳陰多柳水西東 柳陰に柳多くして 水西東
扁舟尽日孤村岸 扁舟 尽日 孤村の岸
幾度鷺群訪釣翁 幾度か 鷺群 釣翁を訪う

大正元年11月に、漱石はこの七言絶句に表現されたような山水画を実際に描いており、その上部には同詩が記されている。東北出身の友人に不便だと窘められても、漱石は山懐に抱かれた長閑な住居への憧れを長く持ち続けていたのだろう。このように南画趣味時代とも呼ばれる第4期の漱石の漢詩は、南画に描かれるような人里離れた「仙境」「白雲」の生ずる処を夢想するかのような詩情に溢れていた。また、修善寺の大患時代にも現れ始めていた禅宗への傾倒、青年期の円覚寺での参禅や修養、また生涯を通じて収集していた『碧巖録』『禅門法語集』等の仏教関連書の読書の跡が窺えるような詩句が散見するようになる。⁽²⁸⁾

以上のような傾向が一段と高まるのが、漱石の晩年の漢詩である。大正5年8月から12月にかけて、漱石は夥しく漢詩を詠んでおり、五言絶句が七首、七言絶句が二首、七言律詩が六十五首、七言古詩が一首の、合わせて七十五首を作成している。これは、大正5年5月から東京朝日新聞・大阪朝日新聞にて連載を始めた小説『明暗』が好調であり、久しぶりに筆が乗る感触を覚えていたのと、「毎日百回近くもあんな事を書いていると大いに俗了された心持になりますので三四日前から午後の日課として漢詩を作ります」と当時の心境を久米正雄・芥川龍之介宛の書簡で語っている通り、七言律詩を詠むのをほぼ日課のようにしていたからである。⁽²⁹⁾ 両氏は漱石の最晩年の門下生と言われており、大正4年頃から小宮豊隆、松岡譲等と共に漱石山房の木曜会に参加するようになっていた。特に芥川龍之

介は小説『鼻』を読んだ漱石から激賞され、その将来を嘱望されていたという。なお、久米・芥川宛の同書簡には小説『明暗』の題名の由縁について触れた次のような漢詩も記されていた。

尋仙未向碧山行 仙を尋ぬるも 未だ碧れに向かつて行かず
 住在人間足道情 住みて人間に在りて 道情足る
 明暗双双三万字 明暗双双 三万字
 撫摩石印自由成 石印を撫摩して 自由に成る

起句と承句で述べようとしたのは、正に「小陰は陵藪に隠れ、大陰は朝市に隠る」というような心境であろう。⁽³⁰⁾ 心では仙境を求めているも、実際にはいまだに青々とした木々の茂る深山に向かうことはできないが、俗世間に住んでいても無為自然の心に達することはできると述べているのである。前出の久米・芥川宛の書簡には転句の「明暗双双」とは禅家で用いる熟字であり、実際は新聞小説の連載は百回程度の予定であるから百八十万字ぐらいたいが、多すぎて平仄が合わなくなるので、三万字にしたとある。

「明暗双双」の出典は『碧巖録』第五十一則の頌だと言われている。『碧巖録』とは北宋初期の有名な禅僧である雪竇重顕が唐代の禅者の伝記から百則の問答を選びそれぞれに頌を付けた『百則頌古』に、北宋晩期の禅僧であった圓悟克勤が垂示・著語・評唱を付けた禅の教本であり、全十巻から成る。⁽³¹⁾ 東北大学附属図書館漱石文庫には、漱石の旧蔵書であった三種の『碧巖録』が現存しており、漱石が折に触れてこの禅宗の本を紐解いていたことが窺える。⁽³²⁾ 『碧巖録』第五十一則には、雪峰の許を二人の僧が訪ねた際の逸話が語られている。その末尾には雪竇が付けた頌があり、更に圓悟が記した評唱がある。頌の中に「明暗双双、底の時節ぞ」という句が見え、「同じ条に生ることは共に相知るも」「同じ条に死せざることは還って殊絶す」とある。⁽³³⁾ 加藤二郎は、修善寺の大患以降の漱石の後期作品の小説名が『彼岸過迄』『行人』『こゝろ』『道草』『明暗』と、禅宗あ

るいは宗教との関連を思わせる語で統一されていることを指摘し、「漱石が言語芸術としての文学の内に担おうとした宗教的課題の進展過程、あるいは宗教性の深まりの様相すら認め得る様に思われる」と述べている。さらに、「明暗」という「熟字」については、次のように分析している。

「明暗」は「理」「事」「無礙」と言取される様な人間の心の在り方の禅的表象であり、それは「事」に障碍されない「理」、無限の差別相を現ずる「事」をその根柢に於て把持し統一し得るような総持の力としての「理」、その「理」に統括された「心」の様態の示唆である。漱石が「明暗」の語を自己の作品の題名として選択したということは、その創作の順次の進展が、漱石をそうした半ば最終的な段階にまで追い詰めていたということであり、「明暗」は禅語であるという漱石の自註からしても、漱石が人間の窮極相を禅的に実現される一世界の内に認めていたであろうことは、当然予測されてよいであろう。従って『明暗』期の漱石に於て禅は已にそうした地歩を占めていたと言える。⁽³⁴⁾

もしも『明暗』の連載が漱石の急逝によって途絶しなかったら、その物語世界はどのように「人間の窮極相」を「禅的に実現」し得たのであろうか。私たちは想像するしかないが、少なくとも『明暗』連載時の漱石の漢詩には禅的な世界に親しんでいる様子が十分に窺える。たとえば同年の9月5日には次のような七言律詩を詠んでいる。

絶好文章天地大 絶好の文章 天地大に
 四時寒暑不曾違 四時の寒暑 曾て違わず
 夭夭正昼桃将発 夭夭として 正昼 桃将に発かんとし
 歴歴晴空鶴始飛 歴歴として 晴空 鶴始めて飛ぶ
 日月高懸何磊落 日月 高く懸りて 何ぞ磊落たる
 陰陽黙照是靈威 陰陽 黙し照らすは 是れ靈威

勿令碧眼知消息 碧眼をして 消息を知ら令むる勿かれ
 欲弄言辞墮俗機 言辞を弄せんと欲すれば 俗機に墮つ

定稿における「文章」とは自然の織り成すあや模様、美しい風景のことである。初案の首聯は「絶好の文章一揮に在り、詩人の隻眼幽微を闡かにす」であり、「文章」は「詩人の作る詩文のことを指していた。末尾の「言辞を弄せんと欲すれば 俗機に墮つ」という表現からも、初案の意図が窺える。⁽³⁵⁾「碧眼」とは前出の『碧巖録』第五十一則の頌に「黄頭碧眼須らく別すべし」、また第四十二則の頌に「碧眼の僧も弁別し難し」とあるように、禅宗の開祖である達磨大師のことである。⁽³⁶⁾したがって、尾聯の意は、「言葉をもちあそんで消息を伝えようとすれば、低次元の世界へと落ち込んでしまうぞ、だから達磨大師にも言葉で知らせてはならぬ」ということである。⁽³⁷⁾ゆえに同詩は、禅宗の「不立文字」の思想をパラフレーズしたものであると『漱石全集』訳註（一海知義）にはあるが、私見では明治43年頃には既に漱石が価値を置いていた「自然と一致した私が少ない声」にも通じるものであると考えている。⁽³⁸⁾ともあれ、一見華やかな色彩の自然の素晴らしさを謳った漢詩に見えながら、禅宗の影響を受けた自らの文学観を語っているところに、この詩の特徴があるであろう。

また、漱石はその数日後の9月9日には次のような七言律詩を詠んでいる。

曾見人間今見天	曾て人間を見 今 天を見る
醍醐上味色空辺	醍醐の上味 色空の辺
白蓮暁破詩僧夢	白蓮 暁に破る 詩僧の夢
翠柳長吹精舎緑	翠柳 長く吹く精舎の緑
道到虚明長語絶	道は虚明に到りて 長語絶え
烟帰暖曦妙香伝	烟は暖曦に帰して 妙香伝う
入門還愛無他事	門に入りて 還た愛す 他事無きを

手折幽花供仏前 手ずから幽花を折りて 仏前に供える

これは、禅宗の影響が明らかに見られる漢詩である。「曾て」と「今」、「人間」と「天」と対比させて仏道の機縁に触れる前と後ではまったく違う世界が広がっていることを強調し、その色即是空、空即是色といった辺りには「醍醐の上味」という仏教の最上の教えが存在する。寺院の池の白蓮の花開く微かな音が、詩人である僧を夢から目覚めさせる。柳が仏縁を吹き寄せるように常になびいている。というように、仏教やその寺院を想起させる語を多く用いた、美しい夢見るような詩である。しかし、吉川幸次郎は最初の句である「曾て人間を見 今 天を見る」を「やはり『則天去私』の主張であろう」⁽³⁹⁾と述べている。「則天去私」とは漱石が晩年にたどり着いたと言われる心境のことであり、小宮豊隆等の一部の弟子たちによって漱石の人格や思想を称揚し、いわゆる漱石神話が作り上げられる際に利用された言葉である。⁽⁴⁰⁾しかし、当時の様子を語る門下生たちの話を丹念に読み解いていくと、「則天去私」とは確かに心の在り方の理想ではあるが、漱石はそれを文学において表現したいと考えていたことがわかる。

例えば、漱石の死後に長女筆子と結婚して娘婿となった松岡 譲は、その言葉を初めて聞いた時のことを次のように語っている。或る日、漱石を尋ねた際に、以前「大学で講義した『文学論』は甚だ不満足なものであるから」「もう一度講壇に立って、新たに自分の本当の文学論を論じて見たい気がする」と述べていたという。それが、「新たに悟達された『則天去私』の文学観」であり、2度ほどその言葉を聞く機会があったが、漱石が急逝するとは思わず、門下生たちはあまり詳しい内容は聞かなかった。しかし、誰かの質問に答えて其の意味は「自然随順」「自然法爾」に似ており、作品の例としてはオリバー・ゴールドスミスの『ウェイクフィールドの牧師』やジェイン・オースティンの『自負と偏見』を挙げていたという。⁽⁴¹⁾どちらも当時の英文学界では人気の作品である。

修善寺の大患の後、漱石の健康は優れなかったが、長編小説を執筆しなかったのは翌年だけであり、大正元年から大正5年にかけて『彼岸過迄』『行人』『ころ』『道草』『明暗』と優れた小説を発表し続けていた。その合間に『硝子戸の中』や『点灯録』等の随筆も執筆し、「私の個人主義」等の優れた講演も行っていたのであるから、彼の中の新しい文学論が熟して来ていても不思議はなかった。

しかし、次節でも触れるが、既に彼の身体は「壊れ物」であった。修善寺の大患以降、毎年のように病気をして入院を繰り返した。『行人』のように新聞小説の連載が中絶しこともある。また、その小説のモチーフや随筆、書簡に「死」という言葉が散見されるようになっていく。大正5年冬に亡くなるとは誰も予見していなかったであろうが、長寿を全うできるとは本人も周囲の者たちの誰も考えてはいなかったであろう。時節では、そのような周囲の者たちの声も拾いながら、晩年の漱石の死生観について考察していきたい。

4. 漱石の死生観

漱石の生涯の最後の年である大正5年の1月に『東京朝日新聞』及び『大阪朝日新聞』に掲載されたのが、『點頭録』である。これは随筆というよりもむしろ時事批評のようなエッセイであり、その大部分は当時起こっていた「欧州戦争」つまりは第一次世界大戦を分析するものであった。急速な近代化と「軍国主義」で欧州の強国となったドイツと、「個人の自由」を尊重するイギリスやフランス等が戦った場合、戦争だけでなく、思想上どのような影響があるのか、について論じたものである。全9回のうち、8が回上記のような内容であるが、1月1日に掲載された第1回のみは年始にあたり自らの所感を述べており、唐代の禅僧である趙州和尚や南泉の逸話や仏教の影響を受けた世界観を述べている。その中で自分は「多病だけれども、趙州の初発心の時よりもまだ十年も若い」「力の続く間、努力すればまだ少しは何か出来る様に思ふ」と述べた上で、第一回連載の締め

括りとして次のように述べている。

古仏と云はれた人の真似も長命も、無論自分の分ではないかも知れないけれども、羸弱なら羸弱なりに、現にわが現前に開展する月日に対して、あらゆる意味に於いて感謝の意を致して、自己の天分の有り丈を尽くさうと思ふのである。⁽⁴²⁾

このような言葉は、漱石の約十年前の明治39年2月13日付けの森田草平宛の書簡を思い起させる。漱石は人生に悩む若き森田草平に対して、次のように述べて励ました。「君弱い事をいってはいけない」「僕も弱い男だが弱いなりに死ぬ迄やるのである」⁽⁴³⁾と。この時期の漱石はまだ東京帝国大学講師であった。それから、約8ヶ月後の森田草平宛の書簡では、文学を志すも職もなく将来への展望が見いだせず、また自らの誕生の疑義に苦しむ草平に対して、次のような言葉を贈り励ましている。

君が生涯は是からである。功業は百歳の後に価値が定まる。百年の後誰か此一事を以て君が煩とする者ぞ。君若し大業をなさば此一事却つて君が為めに一光彩を反照し来らん。 <中略> 百年の後百の博士は土と化し千の教授も泥と変ずべし。余は吾文を以て百代の後に伝へんと欲するの野心家なり。⁽⁴⁴⁾

森田草平は翌年、漱石の世話で天台宗中学（駒込中学・高等学校の前身）の英語教師となる。しかし、約半年で同校を辞めて与謝野鉄幹等が主宰する「関雫文学講座」の講師となり、平塚明子（後の平塚らいてう）と知り合い、妻子があるのにも関わらず駆け落ち・心中事件を引き起こす。後に「(漱石に) 最も迷惑をかけた弟子は間違いなく私である」と本人も語っているように、⁽⁴⁵⁾ 漱石にとっては不肖の弟子の一人であっただろう。しかし、前掲の書簡において漱石は草平を励ましながら、自らの価値観をも語って

いる。「功業」の価値が定まるのは百年後であり、自らの文学は百代のちまで読み継がれてほしいと願いながら、執筆していると言うのである。門下生の一人であった芥川龍之介の随筆「漱石山房の秋」には、漱石の書齋の様子が詳細に描かれており、その壁には黄興の「文章千古事」と書かれた掛軸が掛かっていたことがあったという。⁽⁴⁶⁾ 夥しく漢詩が詠まれた『明暗』連載時代の漢詩にも次のような七言律詩がある。

経来世故漫為憂	世故を経来たりて	漫りに憂いを為し
胸次欲攄不自由	胸次 攄べんと欲して	自由ならず
誰道文章千古事	誰か道う	文章は千古の事と
曾思質素百年謀	曾て思う	質素は百年の謀と
小才幾度行新境	小才幾度か	新境を行きしも
大悟何時臥故丘	大悟何れの時か	故丘に臥せん
昨日閑庭風雨悪	昨日閑庭	風雨悪しく
芭蕉葉上復知秋	芭蕉葉上	復た秋を知る

この漢詩を清書した「ノート」にはあとがきがついており、黄興から書もらい、それは「文章千古事」であったため、前聯に用いたと記されている。黄興は清朝末期から中華民国初期にかけての中国人革命家であり、大正5年の初夏に来日していた。⁽⁴⁷⁾ 漱石との交流は不明であるが、「文章千古事」とは杜甫の詩「偶たま題す」に見える語である。大正2年7月3日付の橋口貢宛の書簡には「病中は御恵与の杜詩を読み苦悶を消し候」「杜詩はえらいものに候」と記されており、同年3月から5月にかけて胃潰瘍が再発し、入院していた間に橋口から贈られた杜甫の詩集を楽しんでいたのが察せられる。⁽⁴⁸⁾ このように杜甫の詩に親しんでいた漱石ではあるが、前掲の詩には杜甫からの影響というよりはむしろ文学への強い想いが表現されている。

さて、漱石の最後の漢詩は、大正5年11月20日に詠まれた次のような七

言律詩である。

真蹤寂寞杳難尋	真蹤 寂寞として 杳かに尋ね難く
欲抱虚懐歩古今	虚懐を抱きて 古今に歩まんと欲す
碧水碧山何有我	碧水 碧山 何ぞ我有らん
蓋天盖地是無心	蓋天 蓋地 是れ無心
依稀暮色月離草	依稀たる暮色 月は草を離れ
錯落秋声風在林	錯落たる秋声 風は林に在り
眼耳双忘身亦失	眼耳 双つながら忘れて 身も亦た失い
空中独唱白雲吟	空中に独り唱う 白雲吟

漱石はこの詩を詠んだ翌々日より病状が悪化し、1ヶ月と持たずに12月9日に永眠する。満49歳であり、現代から見ると若すぎる死である。当時もそう考えた人はいたようで、熊本の第五高等学校時代の教え子であり、漱石の晩年まで彼を慕っていた寺田寅彦は次のように述べている。

寧ろ先生がいつ迄も名もない唯の学校の先生であつてくれた方がよかつたのではないかといふやうな気がする位である。先生が大家にならなかつたら少なくとももつと長生きをされたであらうといふ気がするのである。

色々な不幸の為に心が重くなつたときに、先生に会つて話をして居ると心の重荷がいつの間にか軽くなつて居た。不平や煩悶の為に暗くなつた時に先生と相對して居ると、さういふ心の黒雲が綺麗に吹き払はれ、新しい気分で自分の仕事に全力を注ぐことが出来た。先生といふものの存在そのものが心の糧となり医薬となるのであつた。⁽⁴⁹⁾

寺田寅彦は熊本の第五高等学校から東京帝国大学理科大学へと進み、実験物理学を専攻して頭角を現していく。しかし、私生活では新婚の妻の早逝などの不幸に見舞われることも多かつた。英国留学中も傷心の寅彦を案

じて書き送った漱石の書簡が今も残っている。⁽⁵⁰⁾

漱石は自らの死を予感していたのであろうか。最後の漢詩では、文字通り五感や肉体を失って、魂だけの存在となって空中に浮かび、「白雲」の吟を唱えている、という生から死の世界へと境界を越えていく、自らの姿を夢想している。

「白雲」という言葉は漱石の漢詩のどの時期にも見られるが、佐古純一郎は「白雲郷」「白雲吟」「孤雲白」「白暈」等を含めると十八首であると述べている。また漢詩の中で「白雲」が描かれる場合、叙景としてなのか、それとも象徴的に用いられるのかに分かれるのであるが、漱石の場合は後者であろうと指摘している。また、王維・寒山の影響を指摘し、王維が「白雲無尽時 白雲尽くる時無し」と詠った送別の歌を挙げている。⁽⁵¹⁾ 漱石が王維の漢詩を好んでいたのは『草枕』からも明らかである。『草枕』の冒頭において主人公の画工は「春の山路」をゆっくりと歩きながら、「淵明、王維の詩境を直接に自然から吸収して、すこしの間でも非人情の天地に逍遙したい」と考えている。陶淵明・王維のような東洋の詩歌の中には、「只二十字のうちに優に別乾坤を建立している」詩があるとも語っているのである。⁽⁵²⁾ 『草枕』に引用された漱石の漢詩は第2期に詠まれたものであり、熊本の第五高等学校で教鞭を取り、やがて英国留学の話が持ち上がって来る時期である。なお、佐古は漱石の漢詩に見られる「白雲」の典拠として次の寒山詩も挙げている。

寒山唯白雲	寒山には唯白雲のみ
寂寂絶埃塵	寂寂として埃塵を絶す
草座山家有	草座山家に有り
孤灯明月輪	孤灯月輪明らかなり
石床臨碧沼	石床碧沼に臨み
虎鹿毎為隣	虎鹿毎に隣を為す
自羨幽居楽	自から幽居の楽しみを羨い

長為象外人 長しえに象外の人と為らん⁽⁵³⁾

寒山が詠った世界は明らかに人間を離れた深山の中であり、仙人の住むような「白雲」の湧く麓である。そもそも多くの研究者が指摘しているように根源的な「白雲」の典拠は、『莊子』の外篇「天道篇」の第十二の「かの白雲に乗りて帝郷に至らん」⁽⁵⁴⁾である。この「帝郷」とは「天帝の住むところ」「天の国」もしくは「死者の国」であって、「白雲」はそれへの乗り物または道筋ということになる。ゆえに漢詩では「白雲」は「人外郷」または「悟った人の住む仙境」と考えられて来たという。⁽⁵⁵⁾

以上のようなことを踏まえて、漱石は空間的な意味での「白雲郷」ではなく、心の故郷のような「白雲郷」を思い描いて「白雲」という言葉を用いていたのだというのが、佐古純一郎の意見である。渡部昇一もほぼ同意見であるが、「白雲郷」を現実世界の対立項として捉えて、子供の頃に憧れた南画の世界に通じるものであると述べている。現実世界の生存競争を生き抜くために、兄の勧めもあって漱石は英文学の道を選んだが、それは本心ではなく、心の中ではずっと「白雲郷」に象徴される「風流の世界」「南画の世界」そして「禅的な世界」に憧れていたのだという。修善寺の大患で生死の境界を彷徨ったために、そのような心の底に秘めていた想いが浮上してきたのであり、再び漢詩を作り始めるのも、その所為だといふのである。それを予感するかのように、修善寺に赴く前に漱石が詠んだ漢詩には「窓外に白雲帰る」との言葉が見えるとも指摘している。⁽⁵⁶⁾

また、漱石の「白雲」の典拠として渡部は良寛を挙げている。確かに晩年の漱石は良寛の書と詩に傾倒しており、熱心に収集しようとした。渡部は晩年の漱石が「思白雲時心始降 白雲を思う時 心始めて降り」と詠んだ時、その心にあったのは良寛の姿だろうと述べている。また、典拠をいくら考えても良寛も漱石も「老子、莊子、寒山、陶淵明、杜甫などを共通に読んでいる」のであるから、その影響を論じるのは難しいとも述べている。⁽⁵⁷⁾それを敢えて行うならば、漱石の最後の漢詩は次の寒山詩の影響を

受けていると考える。

時人尋雲路	時人が雲のかよう路を尋ねても
雲路杳無跡	雲のかよう路は杳として跡が無い
山高多險峻	山高く險峻ところが多い
澗闊少玲瓏	澗は闊きく玲瓏は少しい
碧嶂前兼後	碧の嶂は前と後に
白雲西復東	白き雲は西復た東に
欲知雲路処	雲の路のある処を知ろうと欲れば
雲路在虚空	雲の路はそらの虚空に在り ⁽⁵⁸⁾

胡 穎芝は、漱石の漢詩に表れる「白雲」のような仙境のイメージを漱石の「脱俗願望のシンボル」として捉えた。漱石は南画の世界のような仙境に憧れながらも、それには精神的な慰藉を覚えたただけであり、本当に仙境を尋ねたり救いを求めたりはしていないと述べている⁽⁵⁹⁾。つまり、「白雲」イコール「仙境」「理想郷」と捉えることができない場合があるということである。また、藤田智章は漱石の漢詩の「白雲」は2通りの用法があり、叙景として「白雲」の単純イメージを表している場合と、思索者の立場で心中を表白するための象徴的意味において「白雲」を用いる場合があると指摘している。⁽⁶⁰⁾ 漱石の最後の漢詩は、正に漱石の心中の吐露であり、「仙境」という意味ではない「白雲」が表れていると考える。

前掲の寒山詩の「雲の路」は人が知ることが出来ず、辿ることもできない路であり、虚空の中にあると述べている。「碧嶂」は深く険しい緑の山々のことであるが、これを青山と取れば死者の葬られる場所となる。「碧嶂」と「白雲」は対のように語られているから、動かぬものと動くもの、死と生とも捉えることができる。雲の路を人が行くには魂となる他はなく、「そらの虚空」の中に辿り着くには魂の純粹性が問われるであろう。松岡譲の随筆「宗教的問答」には、「則天去私」とは「俺が自分がといういわ

ゆる小我の私を去って、もっと大きな謂わば普遍的な大我の命ずるままに自分をまかせるといったような事」であると晩年の漱石が語ったとの記述がある。⁽⁶¹⁾ それに従えば、漱石の最後の漢詩は「碧水碧山」「蓋天蓋地」の中で「眼耳 双つながり忘れて 身も亦た失い」、つまりは魂だけの存在となって「白雲の吟」を「空中に独り唱う」様子が描かれている。ようするに「大我」である自然もしくは天に、「小我」である自分をすべて委ねているような印象を受けるのである。前掲の随筆において、漱石は死後の世界というものは信じないが、「肉体はこのまま肉体の法則に従って亡びるだろうが、しかし精神がそのまま一緒になくなるとは、どうも感情上からも考えたくない」とも語っていたという。⁽⁶²⁾ 正に漱石の最後の漢詩は、「則天去私」の思想を表すのと同時に彼の死生観の表出でもあったのである。

漱石の晩年の漢詩及び「則天去私」の思想には、老荘思想の影響があると言われている。禅宗も荘子も死と生を相反するものとは捉えない。どちらに価値があり、どちらが無価値なのかではなく、ただ在るべきものとして捉え、万物が移り変わることを自然とも必然とも考える。漱石の最後の漢詩には、このような無常観が漂っていると考える。『莊子』の「秋水論」には次のような文章がある。

道に終始無く、物に死生あり。其の成るを恃まず。一虚一満し、其の形に位せず。年は挙ぐ可からず、時は止む可からが。消息盈虚し、終われば則ち始め有り。是れ大義の方を語り、万物の理を論ずる所以なり。物の生ずるや、驟する若く、動くとして変ぜざるは無く、時として移らざるは無し。何をか為さんや、何をか為さざらんや。夫れ固より將に自ら化せんとす。⁽⁶³⁾

道にははじめもなく終わりもないが、個々の物には生があり死がある。だから生まれて物となっても、これを頼みとすることはできない。ある

ときは虚しく、ある時は満ち、虚無と実在とをくりかえし、一定不変の形にとどまることがない。寄る年なみを押しかえすことはできず、去りゆく時は引きとどめるすべもない。このようにして万物は消滅と生成、実在と虚無をくりかえし、その存在を終えてはまたはじめるものなのである。ここに述べたことこそ、偉大な真理を語り、万物斉同の理を論じたものにほかならない。

すべて人がこの世に生きているのは、ちょうど馬を走らせて駆けぬけるようなものであり、動くにつれてたえず変化し、時とともに不断に推移するものである。とするならば、この定めのない人生において、何をすればよく、何をしなければよいといったことは、問題にもなるまい。ただひたすらに自然の変化のままに身をゆだねていれば、それでよいのだ。⁽⁶⁴⁾

『莊子』の特徴を良く表わすものとして、内篇の「斉物論」がある。これは、万物には区別や差別がなく、すべてが等しい価値を持つという考え方である。「秋水論」の基底にはこの「斉物論」の思想が流れており、生と死が等しいことを説いているが、生死を自然の理としても捉えている。⁽⁶⁵⁾ また、その文章の趣意は、漱石が「則天去私」の説明として述べたという「自然随順」「自然法爾」の考え方と明らかに似通っている。しかしながら、夏目漱石『硝子戸の中』に、次のような文章がある。

不愉快に充ちた人生をとぼとぼ辿りつつある私は、自分の何時か一度到着しなければならぬ死といふ境地に就いて常に考へてゐる。さうして其死といふものを生よりは楽なものだとばかり信じてゐる。ある時はそれを人間として達し得る最上至高の状態だと思ふ事もある。

「死は生より尊とい」

斯ういふ言葉が近頃では絶えず私の胸を往来するようになった。⁽⁶⁶⁾

生と死が等価ですらなく、死の方が尊いとする考えは様々な宗教でも見られる。『莊子』も同様であり、「大宗師」篇において「生は労役であり、死は休息である」と述べている。⁽⁶⁷⁾ 仏教においても「死」は肉体の死であって、魂の死ではないと説かれている。青年期に円覚寺に参禅し、その後も臨済宗を中心に仏教を学び続けていた漱石が、病苦に苦しめられながら、上記のような心境になっても全く不思議ではない。しかし、おそらくその死生観は時代的な影響を受けている。

島藺進によれば、明治期に「死生観」という言葉が様々な著作を通じて広められ、多くの人々が関心を持つようになったという。⁽⁶⁸⁾ 『日本国語大辞典 第2版』によると「死生観」という言葉の意味は「生きることと死ぬことについて、判断や行為の指針となるべき考え方。生と死に対する見方」⁽⁶⁹⁾ とある。このような現在使われている意味での「死生観」言説が明治時代後期から活発化した背景として、島藺は修養主義の隆盛を挙げているが、単に国民道徳の確立や社会的規範の教化のためというだけでは捉え切れない部分がある。「死」について人々が熱心に考え始めたのは、近代において「死」の様相が変容したからである。より具体的に言えば近代は戦争の世紀であった。かつてない程の大規模な殉難者と、本国に帰還できなかった戦死者の遺体。それに伴う死の儀礼の変化が、人々に否応なしに「死」について考えることを迫ったのである。⁽⁷⁰⁾

近代戦争による大量の戦死者と、その死に伴う儀礼の変化は、人々に「国のために殉じた」行為を非常に尊いものとして植え付けていった。そもそも近代教育においては忠孝の精神が尊ばれ、親に捧げるような「孝」を天皇に対する「忠」として捧げる家族国家観がその道徳教育の基盤となっていたのである。そして一方でまた、清国やロシアといった列強との戦争を経験していく中で、日本人とは何か、そのアイデンティティを日本の伝統文化の中に求め、様々な修養主義の言説や例えば武士道言説のような国民の精神的な拠り所となるような思想が数多く生まれていった。「死生観」という言葉はこのような時期に一般化していったのであり、およそ太平洋

戦争の時代まで「死生観」に関する様々な叙述が為されていく。⁽⁷¹⁾

そして、漱石の文学はこのような時期に、多くの犠牲をはらった日清・日露戦争を乗り越え、家族国家観を基盤とした国民国家が樹立されようとする時代の下で書かれているのである。「死は生より尊い」と語り、「自分より若い人々が先に死んでいくのが忍びない」と書簡に記す漱石は、正にそのような時代に生き、死んでいったのであった。

5. おわりに

晩年の漱石は良寛の書を喜び、また二人の素朴な青年僧との交流を楽しんだ。もともと漱石の小説を愛読していた神戸の禅寺の若い僧であった富沢敬道と鬼村元成は大正3年頃から漱石と文通を通じて親しくなり、大正5年10月には二人とも上京して漱石宅に宿泊した。若い二人の僧侶は毎日小遣いをもって東京見物に出かける程無邪気であったようだが、漱石はよほど彼らが気に入ったらしく、翌11月4日には「来年も暇があつたら遊びに入らっしゃい」⁽⁷²⁾と書き送っている。また、お礼の菓子を送ってきた富沢敬道に長い手紙を書き、次のように述べている。

変な事をいひますが私は五十になつて始めて道に志す事に気のついた愚物です。其道がいつ手に入るだらうと考へると大変な距離があるやうに思はれて吃驚してゐます。あなた方は私には能く解らない禅の専門家ですが矢張り道の修業に於て骨を折つてゐるのだから五十迄愚図々々してゐた私よりどんなに幸福か知れません。又何んなに特勝な心掛(殊)か分かりません。私は貴方方の奇つた心持を深く礼拝してゐます。あなた方は私の宅へ来る若い連中よりも遥かに尊とい人達です。是も境遇から来るに相違ありませんが、私がつと偉ければ宅へくる若い人もつと偉くなる筈だと考へると実に自分の至らない所が情けなくなります。⁽⁷³⁾

この手紙を書いたのが11月15日であり、亡くなるまで後一月もなかった。

漱石の死後、彼の机の脇の手文箱には二人の若い禅僧からの書簡が何通も仕舞われていたという。12月9日に漱石の死を知った二人は非常に悲しみ、弔電を送ってきた。鬼村元成は「始随芳草去 又逐落花回」、富沢敬道は「野花烧不尽 春风吹又生」であったという。いずれも『碧巖録』の語であるが、妻の鏡子によると前者は漱石が好んで書いた句であったという。⁽⁷⁴⁾

それは『碧巖録』第三十六則「長沙の山遊び」に見える語である。本則では悟りを開いた長沙景岑禅師が、ある日山遊びをして寺院に戻り、門前でその首座と問答をする様子が語られている。山遊びについて長沙禅師は「始随芳草去 又逐落花回 始めは芳草に随って去き、又落花を逐って回る」と述べた。首座は「大似春意 大いに春意に似たり」と答え、長沙禅師は「也勝秋露滴芙蓉 也た秋露の芙蓉に滴るに勝れり」と答えたという。⁽⁷⁵⁾ まるで『草枕』の画工の春の山歩きを思わせるような公案である。悟りを開いた者の境地を道元は『正法眼蔵』第一「現成公按」で次のように語っている。

万法ともにわれにあらざる時節、まどひなくさとりになく、諸仏なく主従なく、生なく滅なし。〈中略〉

自己をはこびて万法を修証するを迷とす、万法すゝみて自己を修証するはさとりなり。⁽⁷⁶⁾

自然のすべての諸現象には自我はない、迷いもなく覚りもなく、覚りえた人々もなく覚りえない人々もない、生も滅びもないのである。〈中略〉

自我によってすべての現象を認識しようとするのが迷いである。すべての諸現象のなかに自我の在り様を証かすのが覚りである。⁽⁷⁷⁾

このような観点から見れば、長沙禅師の山遊びは正に自然と一体となった境地であり、「無我」の境地でもあろう。久須本文雄は寒山詩に類出する「白雲」について、「無心」そのものであると述べている。⁽⁷⁸⁾ 寒山のよ

うな深山を覆う「白雲」は正に「仙境」とのイメージが強いが、仏教の観点から見れば悟りを得た心境そのものであると考えられる。また、そのように考えると漱石の最後の詩は「詩禅一致」の境地を目指して詠まれたものであろう。「虚懐を抱きて 古今に歩まん」と欲していた青年は、「白雲」すなわち「無心の境地」を求め続けた。寒山は、「誰能超世累 共坐白雲中 誰か能く世累を超えて 共に白雲の中に坐せん」⁽⁷⁹⁾と詠ったが、漱石は世のしがらみを振り払って、寒山の待つ「白雲」の世界に辿りつけたのであろうか。

注

- (1) 夏目漱石の漢詩文の引用はすべて『漱石全集』第18巻（岩波書店 2018年10月）に拠る。なお、引用に際してルビは省略した。
- (2) 十川信介『夏目漱石』（岩波書店 2016年）
- (3) 夏目鏡子述・松岡 譲筆録『漱石の思い出』（文藝春秋社 1994年）
- (4) 松浦友久編・植木久行・宇野直人・松原 明著『漢詩の事典』（大修館書店 1999年1月）
- (5) 和田利男『漱石の漢詩』（文藝春秋社 2016年）
- (6) 中村舒雲『夏目漱石の詩』（大東文化大学東洋研究所 1970年）・佐古純一郎「漱石の漢詩文」（三好行雄ほか編『講座 夏目漱石』第2巻 有斐閣 1982年）
- (7) 同注（1）
- (8) 飯田利行『子規漢詩と漱石－海棠花』（柏美術出版 1993年7月）
- (9) 渡部昇一『漱石と漢詩』（英潮社出版 1974年5月）
- (10) 松岡 譲編著『漱石の漢詩』（朝日新聞社 1966年9月）
- (11) 同注（5）
- (12) マイケル・ボーダッシュ「象形文字とギリシア語－漱石を英訳するという挑戦－」（フェリス女学院大学日本文学国際会議実行委員会編『生誕150年 世界文学としての夏目漱石』 岩波書店 2017年3月）
- (13) 夏目漱石『思ひ出す事など』（『漱石全集』第12巻 岩波書店 2017

年9月)

- (14) 同注 (3)
- (15) 吉川幸次郎『漱石詩注』(岩波書店 2010年7月)
- (16) 古井由吉『漱石の漢詩を読む』(岩波書店 2008年12月)
- (17) 『漱石全集』第20巻(岩波書店 2018年6月)
- (18) 同注 (13)
- (19) 『日本国語大辞典 第2版』第12巻(小学館 2001年12月)
- (20) 『漱石全集』第22巻(岩波書店 2019年7月)
- (21) 夏目漱石『思ひ出す事など』(『漱石全集』第12巻(岩波書店 2017年9月)
- (22) 同注 (21)
- (23) 同注 (21)
- (24) 山内長三『日本南画史』(瑠璃書房 1981年1月)
- (25) 同注 (21)
- (26) 同注 (8)
- (27) 漱石は明治27年12月に円覚寺の塔頭である帰源院において約10日間の参禅を行った。なお、この際の経験が小説『門』に活かされたとされる(小森陽一・五味渕典嗣・内藤千珠子『漱石文学全注釈9 門』若草書房 2001年3月)。
- (28) 漱石の旧蔵書の一部が東北大学附属図書館漱石文庫に保管されているが、和漢書1215冊のうち、「語録・道話」が90冊を占める。例えば『碧巖録』『禅門法語集』『宗門無盡燈論』『臨濟慧照禅師録』『白隠和尚全集』他を所蔵しており、熱心に臨濟宗を学んでいたことが窺える。
- (29) 『漱石全集』第24巻(岩波書店 2019年11月)
- (30) 蕭統／撰 『文選』第2巻(岩波書店 2018年4月)
- (31) 西谷啓治編『講座禅 第6巻 禅の古典』(筑摩書房 1974年1月)
- (32) 東北大学附属図書館漱石文庫には、おそらく江戸時代に京都で出版された『佛果圓悟碧巖録』(宗門第一書圓悟碧巖集)10巻5冊、安政6年(版後刷)出版の『佛果圓悟禅師碧巖録』(再鐫碧巖集)10巻2冊、明治31年出版の『佛果圓悟禅師碧巖録』(天桂禅師提唱碧

巖録講義）10巻3冊が保管されている。

- (33) 入矢義高・溝口雄三・末木文美士・伊藤文生訳注 『碧巖録』中巻（岩波書店 2021年12月）
- (34) 加藤二郎『漱石と禅』（翰林書房 1999年10月）
- (35) 一海知義「訳注」（『漱石全集』第18巻 岩波書店 2018年10月）
- (36) 同注（33）
- (37) 同注（35）
- (38) 明治43年7月20日の『東京朝日新聞』の「文芸欄」に「艇長の遺書と中佐の詩」という漱石の随筆が掲載された。これは後に軍神とされた広瀬中佐が残した漢詩と潜水艇の事故で亡くなった佐久間艇長の遺書を比較したものであり、前者は「俗悪で陳腐」、後者は「最も苦しき声」「又最も切な声」であり、「殆んど自然と一致した私の少ない声」であり名文であると述べている。このような漱石の考えは『こゝろ』他の作品にも影響を与えたと思われる。このことについては、拙稿「夏目漱石『こゝろ』論—遺書を視座として—」（ノースアジア大学総合研究センター教養・文化研究所『教養・文化論集』第8巻第1号 2013年3月）を参照のこと。
- (39) 同注（15）
- (40) 漱石の死後、小宮豊隆、森田草平、松岡 譲などの門下生によって評伝や回想記等が書かれ、漱石神話の原型が形づくられた。その際にキーワードとなったのが「則天去私」である。しかし、漱石は書簡等に「道」を志しても「愚物」である自身はなかなか辿りつくことが出来ないと度々書き残している。
- (41) 松岡 譲「『明暗』の頃」（『漱石全集』別巻 岩波書店 2018年2月）
- (42) 夏目漱石『點頭録』（『漱石全集』第16巻 岩波書店 2019年2月）
- (43) 『漱石全集』第22巻（岩波書店 2019年7月）
- (44) 同注（43）
- (45) 森田草平『夏目漱石』第1巻（講談社 1980年6月）
- (46) 芥川龍之介「漱石山房の秋」（『芥川龍之介随筆集』 岩波書店 2014年3月）

- (47) 同注 (35)
- (48) 同注 (29)
- (49) 寺田寅彦「夏目漱石先生の追憶」(『漱石全集』別巻 岩波書店 2018年2月)
- (50) 同注 (43)
- (51) 佐古純一郎「漱石の漢詩文」(三好行雄ほか編『講座 夏目漱石』第2巻 有斐閣 1982年)
- (52) 夏目漱石『草枕』(『漱石全集』第3巻 岩波書店 2017年2月)
- (53) 入谷仙介 松村 昂『禅の語録13 寒山詩』(筑摩書房 2016年4月)
- (54) 全釈漢文大系刊行会編集『全釈漢文大系16 荘子(上)』(集英社 1980年)
- (55) 松浦友久編 植木久行・宇野直人・松原 朗著『漢詩の事典』(大修館書店 1999年1月)
- (56) 渡部昇一「白雲郷と色相世界—夏目漱石の漢詩論—」(『漱石と漢詩』1974年5月)
- (57) 同注 (56)
- (58) 同注 (53)
- (59) 胡 穎芝「漱石漢詩と神仙世界」(『お茶の水女子大学中国文学会報』39 2020年7月)
- (60) 藤田智章「漱石詩における『白雲』のイメージについて」(二松学舎大学『大学院紀要』第19集 2005年3月)
- (61) 松岡 譲「宗教的問答」(松岡 譲『漱石先生』岩波書店 1934年9月)
- (62) 同注 (61)
- (63) 小川環樹責任編集 小川環樹・森三樹三郎訳『世界の名著4 老子・荘子』(中央公論社 1975年) なお、全釈漢文大系刊行会編集『全釈漢文大系17 荘子(下)』(集英社 1980年)も参照した。
- (64) 同注 (63)
- (65) 同注 (63)
- (66) 夏目漱石『硝子戸の中』(『漱石全集』第12巻 岩波書店 2017年

9月)

- (67) 同注 (54)
- (68) 島藺 進『日本人の死生観を読む 明治武士道から「おくりびと」へ』（朝日新聞出版 2012年2月）
- (69) 『日本国語大辞典 第2版』第 巻（小学館 2001年5月）
- (70) 波平恵美子『日本人の死のかたち 伝統儀礼から靖国まで』（朝日新聞社 2004年7月）
- (71) 同注 (68)
- (72) 『漱石全集』第24巻（岩波書店 2019年11月）
- (73) 同注 (72)
- (74) 同注 (3)
- (75) 同注 (33)
- (76) 道元著 石井恭二注釈・現代語訳『正法眼蔵』第1巻（河出書房新社 1997年6月）
- (77) 同注 (76)
- (78) 久須本文雄『座右版 寒山拾得』（講談社 2001年8月）
- (79) 同注 (53)

米・国務省マーフィー・コレクション日本関係文書 (1930年～1957年) にみる我が国社会運動の概況

丸 谷 明 彦

【目次】

1. はじめに
2. 資料の概略
3. 太平洋戦争開戦まで（1930年～41年）
4. 太平洋戦争期（1941年～1945年）
5. 占領期（1945年～1951年）
6. 占領期後半の社会運動とマーフィー・コレクション日本関係文書
7. まとめ

1. はじめに

米国国務省分析担当官 R.E. マーフィー（Raymond E. Murphy：1896～1963）が1917年から58年まで約40年にわたり、世界各国の社会運動を国ごとに収集・整理した「国際共産主義に関するマーフィー・コレクション（"The Murphy Collection on International Communism、1917 - 1958"

以下、マーフィー・コレクション）については、2010年の小島吉之による解題のとおり、1989年以降、米国国立公文書館に管理が委ねられ、公開されている¹。

同資料には、日本関係として1930年から1957年までの国務省、軍、情報関係など米国政府機関の公文書及び公然資料等からなる合計約3,000ページの資料群があり、2019年以降、我が国の国立国会図書館憲政資料室にお

1 小島吉之「米国国立公文書館新館－CIA 情報文書の利用を中心に－」、情報史研究会『情報史研究』、第2号、83～84頁、2010年6月。

いても閲覧が可能になっている²。

拙稿は、小島の研究を受け、マーフィー・コレクション日本関係文書を概観することで、1920年代から50年代にかけての日本の社会運動を米国の専門研究者がどのように認識していたか見定めることを目的としている。

2. 資料の概略

(1) 分類の状況と文書数

米国立公文書館作成の解説によれば、マーフィーは1920年代、米国における国際共産主義運動の「モスクワへの従属性」を判断するために研究を命ぜられ、今日、残されている資料は彼の研究過程における基礎資料の一つということができよう。この資料について、ある米国外交官は「革命に関する行動、政府への浸透を概観する上で、最も効果的な資料」³と位置づけている。

本文書の公表に至る過程については、1950年代末、あるいは1960年代初頭にC I A (Central Intelligence Agency:中央情報局)が同文書を所有することとなり、その後の1968年に国立公文書館による永久保存資料への指定を経て、1989年にC I A歴史評価プログラムに組み入れられ、一部の文書を除き、公表に至ったという⁴。

資料の状況について概観すると大分類である「ボックス」が213、この大分類に基づく「ホルダー」が合計631となっており、具体的には国別に分類された国務省、国防総省、軍、O S S (the Office of Strategic Services: 戦略事務局 C I Aの前身)といった文書のほか、「第3インター

2 国立国会図書館憲政資料室の資料案内は、以下のとおりである(2025年3月26日閲覧)。[The Murphy Collection on International Communism, 1917-1958: Japan | 日本占領関係資料\(憲政資料室\) | リサーチ・ナビ | 国立国会図書館](#)。

3 元・大使ロイ・ヘンダーソンの言及。前掲、国会図書館憲政資料室解説資料。

4 前掲、国会図書館憲政資料室解説資料。

ナショナル」、「コミンテルンの起源」、「国際統制委員会」、「プロパガンダのためのポスター・パンフレット」のような個別のテーマ、あるいは「ソ連とメキシコとの関係」、「アジア」、「極東」などといった地域問題や地域事情など、多様な項目から構成されている。

(2) マーフィー・コレクション日本関係文書

マーフィー・コレクションの日本関係文書は、大分類であるボックスが4、小分類と言えるホルダーが10 (250から259まで：筆者注) に仕分けされており、現在公開されている文書全体の分量は約3,000ページ程度と思われる。

年代順の保管状況は以下のとおりである (カッコ内は、ナショナルアーカイブスでの資料検索番号である：筆者注)。

- ① 1928年-44年 (RG263-250)
- ② 1945年 (RG263-251)
- ③ 1946年 (RG263-252)
- ④ 1946年 (RG263-253)
- ⑤ 1947年 (RG263-254)
- ⑥ 1948年 (RG263-255)
- ⑦ 1949年 (RG263-256)
- ⑧ 1950年-1951年 (RG263-257)
- ⑨ 1951年 (RG263-258)
- ⑩ 1952年-1957年 (RG263-259)

上記を見るとマーフィーが資料収集作業を開始して約10年後に初めて我が国が対象となり、プロジェクト全体が終了する1958年の1年前に日本編が終了していることになる。

次に太平洋戦争開戦まで、太平洋戦争時、占領期、占領末期及びそれ以

後の時期に分けて、マーフィー・コレクション日本関係文書の内容を概観してみよう。

3. 太平洋戦争開戦まで (1930年～1941年)

マーフィー・コレクション日本関係文書に保管され、閲覧可能な最初の資料は1930年5月3日付の英国共産党機関紙『デイリー・ワーカー (Daily Worker)』の日本の左翼に関する裁判の記事である。

当時の日本共産党はコミンテルン日本支部として活動していたが⁵、当局の厳しい姿勢により、政治勢力としての実態を失っていく⁶。

こうした状況を米国がどうみていたのかについては、マーフィー・コレクション資料の多くが機関紙などの公然資料という制約はあるが、1930年7月7日付メモランダム「ブラウダー⁷の人定について」及び同年12月の「堀田⁸発ドゥーマンあてメモランダム」は数少ない外交文書である。もちろん、この2つの資料のみで当時の日本の社会運動に対する米国の評価を下すことには無理があるが、日本における米国共産党の活動がみられるのかどうか、活動拠点があるのかどうかに関心事項であり、日本国内の共産主義勢力は二義的であったことがうかがえる。

- 5 この間の経緯については、R.スウェアリンゲン、P.ランガー、吉田東祐訳『日本の赤い旗－思想戦の内幕三十年（一九一九－五二年）』（コスモポリタン社、民衆評論社、1953年5月 原著は米ハーバード大学出版部が1952年に刊行）31頁、46～47頁、72～80頁。また、伊藤隆「戦前期日本共産党をめぐる動き」『日本の近代 16』日本の内と外（中央公論社、2001年1月）247頁。
- 6 加藤哲郎『モスクワで粛正された日本人－30年代共産党と国崎定洞・山本懸蔵の悲劇』（青木書店、1994年6月）236頁。
- 7 Earl Browder (1891-1973) は当時、米国共産党総書記。1936年、40年には同党の大統領候補ともなったが、1946年、平和共存路線を主張して党から追放される。松田徳一郎『リーダーズ・プラス』（研究社、1994年6月）375頁。
- 8 堀田正昭 (1883～1960) は1909年、東京帝国大学卒業後に外務省入省。中国、イタリア在勤などを経て1926年11月、外務省欧米局長に就任し、本資料の時点でも同職にあった。その後、駐イタリア特命全権公使、駐中華民国特命全権公使などを務める。秦郁彦ほか『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、1981年11月）206～207頁。

4. 太平洋戦争期(1941年～1945年)

(1) 概観

1941年12月の太平洋戦争の開戦は米国の情報関係機関に転機をもたらすこととなった。情報の収集・分析・活用が大統領の明確な統率のもとに遂行される機関として、1942年6月、先に記したOSSが設立され、欧州、アジア太平洋戦線で積極的な情報活動を展開する⁹。

当時、中国共産党の本拠であった陝西省の延安で活動していた野坂参三ら日本人共産主義者は、ある時には日本の現状の分析・解説役として、またある時には「戦後」の日本についてのアドバイザー的な役を果たすこととなった。

(2) 延安情報の把握

OSSは中国で広範な活動を展開し¹⁰、中でも延安の日本人共産主義者との交流・情報収集に関して、マッキー・コレクション日本関係文書にも相当数の文書が収集されている¹¹。

一方で1944年6月、米軍が延安に派遣した視察団、いわゆる「ディキシー・ミッション(Dixie Mission)」については従前からさまざまな立場、視

9 George C. Chalou 『The Secret War The Office of Strategic Services in World War II』(National Archives and Records Administrations, 1992年)、アレン・ダレス、鹿島守之助訳『諜報の技術』(鹿島出版会、1965年)はOSSの全般的な活動を解説している。

10 Leo D. Carl 『the CIA Insider's Dictionary』(NIBC Press 1996年) 473頁。当時、OSSは現在のスリランカに本拠を置いて、情報活動を行ったという。

11 太平洋戦争中の中国における日本人共産主義者の活動については既に多くの業績がある。特に野坂参三元名誉議長関連で延安における日本人の活動はGHQ/SCAP資料を媒介に解明が進んできた。横堀洋一「アメリカも考えた日本解放民族戦線」、『日本』(講談社、1966年2月号)、大森実『戦後秘史4赤旗とGHQ』(講談社、1975年)、荒木義修『占領期における共産主義運動 増補版』(葦書房、1994年7月)などで検討が加えられている。

点から紹介や検証がなされてきた¹²。その意味ではマーフィー・コレクションの資料は新発見資料を探索するというより、マーフィーがどのような視点で「延安情報」を収集したかを検証すべきであろうと思われる。この視点から関連文書を検討すると、以下の視点をあげることができると思われる。

野坂参三はじめ延安の日本人共産主義者自身の解明
彼らを通じた戦時日本の情報入手と情勢把握

この点について、具体的には「延安の日本人」(1944年11月10日付)、「延安における日本人共産主義運動の指導者」(1944年11月15日付)といったOSS文書、さらに「日本人共産黨員語る 東條内閣倒壊の原因」¹³ という『デイリー・ワーカー』の記事(1944年7月31日付)が岡野進(野坂の変名:筆者注)のコメントを大きく取り上げていることから裏付けられると言えよう。

ところで、この1944年7月の『デイリー・ワーカー』は、「岡野と尾崎」とのタイトルで、岡野(当時52歳:筆者注)と当時85歳で「最も著名な自由主義者」の尾崎行雄(1858~1954)を日本民主化のための実力者として、比較を試みている。記事では当時の米国の進歩的雑誌『アメラシア』¹⁴の

12 Carolle J.Carter "MISSION TO YENAN: The OSS and the Dixie Mission",前掲 George C. Chalou,302~317頁。Sho Nomura"The Dixie Mission:The Story of a Little-Known Group of Nisei GIs",Tad Ichinokuchi『JOHN AISO AND THE M.I.S. Japanese-American Soldiers in the Military Intelligence Service, World War II』(MIS Club of Southern California,1988)、109~124頁。

13 東條内閣は1944年7月18日に辞表を提出し、同20日に退陣が発表された。

14 「アメラシア」誌については Harvey Klehr、Ronald Radosh「The Amerasia Spy Case」(University of North Carolina Press、1996年)が詳しい。同著によれば「アメラシア」は、のちに当局に摘発され、それが1950年代のマッカーシズムの先駆けになったという。

「欧州における反ファシズムに対する支援の教訓は日本にも活用できる。それには妥協することなく反ファシズムに取り組んできた岡野と尾崎のような人々(こそ適任：筆者補足)である」とのコメントで結ばれている。

この『デイリー・ワーカー』の指摘は、反ファシズムというくり方からすれば、不自然ではないにしても、延安グループの岡野を穏健な自由主義者の尾崎と同列とみなしている点で、当時の米国の日本認識の一端を垣間見せているといえる。

(3) 外交情報の把握

外交情報は戦時下にあって、平時以上に重要性を増すと言って良いと思われるが、マーフィー・コレクション日本関係文書にも幾つかの資料が残されている。

現時点で概観した限り、いずれもOSS文書で①「ポルトガル駐在日本大使館武官の話」(1943年6月23日付)、②「ロシアと日本の関係」(1945年1月1日付)、③「ローマ駐在の日本人」(1945年5月3日付)、④「リスボン駐在日本人一等書記官らの見解」(1945年7月10日付)などである。

例えば①は同年5月23日に作成された報告書で、作成の数日前、ある中立国の外交官がポルトガル駐在の日本大使館付武官との私的な会話の中で示された見解であると書かれている(武官の氏名は記載されていない：筆者注)。

この日本大使館付武官は、具体的に次のような説明をしたと言う。

イギリスがインドとペルシャを結ぶ鉄道を建設中であること
アングロ・サクソンと日本人には戦争観に相違があること
ドイツはソ連に夏の攻勢をかけられる情勢にはないこと

また③はイスタンブールでソ連外交官から1944年11月28日に入手した情報であるとして、ルーマニアとの外交関係が断絶する前にトルコでの日本

の秘密情報収集機関のチーフであるアオキ・マリオ（音訳：筆者注）¹⁵ のコメントとして、まとめられている。アオキは、次のように指摘したという。

最近日ソ関係に摩擦が生じている

ソ連は漁船員に偽装した諜報機関員を日本の領海内に潜入させている
ソ連は日本側により捕らえられた「漁船員」の釈放と交換条件に日本人外交官に通過ビザを発給する用意がある

その証拠として、11月17日にブルガリアからイスタンブールに到着した日本人外交官グループは今なおロシアからのビザの発給を待ち続けているという事実がある

さらに④は、戦争末期のOSS文書（情報入手は1945年6月23日とされている：筆者注）であり、当時ポルトガルに駐在していた森島守人公使¹⁶及びコミネ（音訳：筆者注）一等書記官が非公式な会談で述べたこととされている。内容から考えると、この協議のメッセージはポルトガル外交当局との協議であると同時に、同国を通じて連合国側に送ったシグナルでもあったと考えられる。森島のコメントは次のようにまとめられている。

森島氏は現在の戦局に悲観的である。連合軍の物量が圧倒的であることは明白である。枢軸側の好材料としてドイツのV兵器があるが、

15 当時、トルコに駐在した外務省の青木盛夫のことと思われる。

16 森島守人（1896～1975）は1919年、東京帝国大学卒業後、外務省入省。1942年9月、在ニューヨーク総領事から駐ポルトガル特命全権公使に異動となった。終戦後の1946年3月に帰国し、1955年から1963年まで衆議院議員を務めた。秦 前掲 236～237頁。なお、森島の娘婿にあたる元・駐中国大使の谷野作太郎による以下の回想がある。「森島守人のこと」（霞関会 論壇 2017年11月13日）森島守人のこと - 一般社団法人 霞関会、2025年9月26日閲覧。

これはまだ実験段階であり、実用になる前に、また戦線に投入されても戦局を転換させるだけの数量が準備できるかどうか懸念材料だ
日本政府は現在の戦局が重大な局面にあることを認識しており、ソ連の存在が一縷の望みである。森島氏はその証拠として次のとおり述べた

ソ連は日本に対し、終始好意的である。それはフィンランド、そして赤軍に占領されたドイツ占領地域から帰還した日本の外交官らのコメントからも明らかだ

ソ連は今に至るまでアメリカによる対日参戦要求に色よい返事を出していない

モスクワにしてみれば、アメリカが太平洋の一極支配をすることは望ましくない

さらにいえば太平洋でアメリカが一人勝ちしては得るところが何もない

その一方、ソ連はこの4年間の戦争で国力が疲弊しており、太平洋地域におけるアメリカと日本とのパワー・バランスに関心を寄せている
モスクワは日本が完敗するよりも、日本が受け入れ可能な条件で講和するほうが自分たちに有利になると考えている

こうしたコメントののち、森島氏は、次のような見解を述べたと言う。

ソ連とのパイプはなお確保されているが、日本は今後2年、戦争を継続できる国力があるから、それまではソ連との交渉はまとまるまい
しかし、ソ連との交渉が失敗すれば日本の敗戦は不可避だ

さらに同席していたコミネ一等書記官は会談の最後に「日ソ戦の可能性を否定した上で、自分とその家族、同僚たちも日本の敗戦後まで生き残ることは考えない、そのための準備も進めつつある」と追いつめられた状況

を率直に述べている。

これらは断片情報の集積であり、どのように活用されたのかは不明である。しかし、交戦国日本の情報把握はもちろん、日本のソ連認識、そして戦後の世界で、重要かつ強力なファクターを演ずることになるであろうソ連の力の見定めに有用であったと思われる。上記に加え、「ロシア軍幹部の見解」と称される1944年11月16日付の報告も、その一例と言える。大戦末期、日米両国ともソ連の影を常に意識し続けたこと、それを踏まえた上で、1945年6月下旬という時期を考えると、上記④の対ソ認識は興味深い内容と言える。

5 占領期 (1945年～1951年)

(1) 概観

戦後のマーフィー・コレクション日本関係文書を概観すると、太平洋戦争終戦までは日本政治に直接の影響を及ぼす存在ではなかった共産主義勢力が、現実政治の舞台に現れてくる過程を俯瞰できる資料であると言える。具体的には公然活動を始めた日本共産党がアメリカを主体とする GHQ/S CAP (連合国最高司令官最高司令部) 当局と、どのような関係を持っていたのかに加え、ソ連からの影響、中国共産党及び朝鮮半島の共産勢力との関係、さらに非合法であった戦前の日本共産党との人的つながりなど、数多くの視点で情報収集と分析が行われている。

(2) 日本の共産主義勢力の海外活動

中国の上海は太平洋戦争終戦まで「租界」が存在していたこともあり、日本だけでなく、さまざまな政治勢力の活動拠点であったとされている¹⁷。

17 たとえば非合法出版物の配布・中継基地としての上海については、田村紀雄「日系新聞研究ノート (14) 30年代日系左翼の日本への定期刊行物活動」、『東京経大会誌』 第152号 (東京経済大学、1987年9月) に記されている。

マッキー・コレクション日本関係文書の中にも、①「上海 日本の共産主義者」(1946年1月28日付)、②「政治情報 日本の共産主義者」(1946年10月7日付)において、再建を図る日本共産党の情報などが収録されている。

例えば①においては「日本共産党には岡野(野坂)ら延安グループで、最近になって日本に帰還した者と上海で創設されたグループに参画した者との2つのグループから成り立っている」、「T. オイカワ(音訳:筆者注)なる人物が代表を務める上海グループと延安グループとの間に直接の関係はない」など、現在では検証困難な情報も含まれている¹⁸。

また、②においては日本人の情報提供者によるとして、

ソ連共産党・日本共産党との協同による諜報組織
日本共産党と共産主義インターナショナル
日本解放連盟
マキ機関

の4項目の情報が記されている。とりわけ諜報組織について、日本共産党政治部は既に解散している第3インターナショナル¹⁹の附置機関であり、今は中国北部に拠点を置き、戦時中は日本を、現在はアメリカを対象とした諜報活動を行い、メンバーは全員ソ連かアメリカから来た者とされている

-
- 18 文書には「T. オイカワ」の経歴が付されている。それによれば、党の書記長として、日本国内で数回投獄され、1940年、上海に来た。陸軍と関係を持ち、ソ連情報、ソ連の経済情報などを提供した。以前はレンジ街586番に、現在は53ダーレー街在住などと記されているが、現時点で特定ができていない。
- 19 1919年にモスクワで創設されたプロレタリアートの階級闘争における国際組織でコミンテルンとも言う。第2次世界大戦の影響で1943年に解散。霞が関警備研究会編『改訂 警備用語辞典』(令文社、1995年2月)28～29頁、128～129頁。

る。加えて、この組織は中国共産党はもちろん、岡野（野坂）との関係を確立しているが、日本に帰還して国会で議席を得ることは望んでいないとされている。

さらに固有名詞を冠されている「マキ機関」については、次のように記されている。

マキ・コウジ、スギモト・カズオ、シライシ・ウンポウ（いずれも音訳：筆者注）らにより、中国北部において第3インターナショナルとの連絡のために設けられた機関であり、代表を務めるマキは1939年、中国に来たのち、ソ連を経由して上海を本拠とした
マキは元新聞記者で6カ国語を話す。年齢は30歳くらいで日本への帰還と文化運動の組織化を望んでいる。彼は幣原内閣の樫橋氏²⁰と関係が密である

上記の情報及びマキ・コウジらの名は延安グループはじめ当時の状況に関する資料からは確認できていない²¹。また、米国との関連で『デイリー・ワーカー』紙と思われる1945年11月4日付記事「日本の大衆運動」（図1）²²において、「現在米国に滞在中の日本人共産主義者が、かつての共産党と今後日本で起こるであろう大衆運動のプログラムについて語った」との記述がある。この時点で米国に滞在していた関係者の存在について、なお検証が必要と考えられる。

20 幣原内閣で内閣法制局長官、内閣書記官長を務めた樫橋渡（1902～1973）を指しているものと思われる。

21 例えば、和田春樹「歴史としての野坂参三」『思想』（岩波書店、1994年3月号～5月号）、Robert A. Scalapino『THE JAPANENSE COMMUNIST MOVEMENT 1920-1966』（University of California Press、1967年1月）。

22 原題は "The People's Movement in Japan"で、当時の欧米人からみた日本人の一典型と思われるイラストが付されている。



図1: 「The People's Movement in Japan (日本の大衆運動)」、英・共産党機関紙『Daily Worker』(1945年11月4日付)、“The Murphy Collection on International Communism, 1917-1958”, RG-263 Box 94 Folder 251

(3) GHQ/SCAP と日本共産党

太平洋戦争の終戦、それに続く米国を中心とする連合軍による統治とい

う政治状況の中、日本共産党は公然の存在となり²³、大戦中、延安で活動していた岡野（野坂）グループも日本に帰還する（図2）。

この段階でGHQ/SCAPは、難しい対応を迫られる。すなわち、公然化した日本共産党は日本の民主主義の育成という点では保護しなくてはならない政治勢力であると同時にソ連という国際共産主義勢力からの影響という視点からは、見過ごすことのできない組織であるという政治的現実への対応を迫られたからである。結果として、GHQ/SCAPが後者に重点を置くまでに多くの時間はかからなかった。



図2：公然の存在となった日本共産党の選挙ポスターに見入る人々。第22回総選挙（1946年4月10日）に際して撮影されたものと思われる。"The Murphy Collection on International Communism, 1917-1958", RG-263 Box 95 Folder 253

こうした客観情勢は日本共産党が合法化されたとは言え、国内外の流動的な政治情勢の下、多くの制約が課せられている状況を認識せざるを得ないことにもつながる。共産党をめぐる微妙で困難な政治情勢については戦後初期、1945年9月のジョージ・ケナン²⁴（1904～2005）の分析（1945年

23 この間の経緯については、竹前栄治「日本共産党が解放された日」『中央公論』（中央公論社、1978年7月号）が詳しい。

9月22日付 国務省文書)にも示されている。この文書は、イタリア共産党機関紙『ウニタ』の記事を論評する形で、ソ連という国際勢力からの影響と日本の現状に照らした現実的な政策とのジレンマに苦悩するのが今後の日本共産党であるというものである²⁵。

共産党の直面する困難さは結果的に共産党の党内抗争という形で表面化した。マーフィー・コレクションに収録されている「日本共産党の研究」(1946年8月1日付)、「SCAP編『日本共産党』についてのコメント」(1946年9月12日付)などは、当時の共産党幹部である志賀義雄と野坂参三との路線の違いを指摘する。だが、現実政治の中では一応、野坂の主導で戦後初期の日本共産党は歩んでいくこととなった。

野坂と米当局とのインタビューは延安時代から行われてきたが、戦後初期のものでは1946年2月11日付「POLAD(ポラード、合衆国政治顧問団)」²⁶ 発の文書がある²⁷。またマーフィー・コレクション所収の民政局文書「野坂参三とのインタビュー」(1947年3月10日付)といったものも残されている。

冷戦構造の深刻化は共産党を日本の民主化を進展させるために庇護が必要な団体から、危険な団体へと認識を変化させていくが、そこには常にソ連からの影響力という要素が分かちがたく結びついていた。野坂自身は前述の1947年3月のインタビュー中、「海外の共産党との関係」という一項目の中で「主義としてのマルクシズムは世界のどこであっても同じだが、

24 米国の外交官。特に第2次世界大戦後の冷戦構造分析で名高い。『アメリカ外交50年』

25 ジョージ・ケナンはこの時期、いわゆる「X論文」でトルーマン政権の対ソ封じ込め戦略を起案することとなる。また本資料は既に荒木 前掲書71頁で言及されている。

26 「POLAD」の正式名称は The United States Political Adviser to the Supreme Commander for the Allied Power である。

27 同顧問団のインタビューは野坂の分も含め、刊行されている。伊藤悟『政治顧問団 政党報告-政・官 識者の語る戦後構想』(東出版 1994年12月)。

その適用はそれぞれの国情に応じて異なる」と前置きして次のように述べている。

日本共産党にソ連からの支援はない

1920年代には確かに支援があり、1943年の時点でも接点は維持されていた。自分自身、在モスクワの日本共産党代表であった

しかし、治安機関の監視と距離的な遠さが関係を弱め、43年以降、関係は途絶した

『サタデー・イブニング・ポスト』紙のノーブル記者は、日本共産党がロシアから助言と財政的支援を得ているというが、これは事実ではない。我々は資金も政治的な助言も得ていない。その理由は簡単だ。我々には、その必要がないからだ²⁸

このインタビューに民政局としての評価は記されていない。これまで日本共産党に対する GHQ/SCAP のスタンスについては、1947年2月の「2・1ゼネストの禁止」の時点から政策が変わったとされてきた。しかし、マッカーサー元帥が日本占領の開始直後から共産主義勢力に厳しいスタンスで臨んでいたことは、のちの研究で明らかになっており²⁹、それは前述の1945年11月4日付『デイリー・ワーカー』紙でも指摘されている。同紙は「マッカーサー元帥はポツダム宣言に基づき、政治犯を釈放した。しかし、これが限度であろう。彼が本当に日本の変革を考えているのであれば、彼らを使うはずだ。なぜなら、本当の改革は労働者階級から生まれるからだ」と報じている。

28 この野坂のコメントは、先の上海からの情報と矛盾している。

29 例えば、袖井林二郎『マッカーサーの二千年』(中公文庫、1976年10月)、袖井林二郎『拝啓マッカーサー元帥様』(中公文庫、1991年3月)、小倉裕児「マッカーサーと日本共産党」『アジアの激変と戦後日本 年報・日本現代史 第4号 1998』(現代史料出版、1998年6月)などを参照。

終戦直後、ジョージ・ケナンが指摘したような共産党のジレンマは複雑さを増すばかりの国内外の政治情勢にあって、野坂がどのように回答しても収拾できるものではなかった。共産党の混迷が深まるとともに、GHQ/SCAPにおいても共産党は民政局やPOLADによる日本民主化の視点からの情報収集よりも、G2(参謀第二部)の行う諜報的色彩の強い情報収集の対象へと転換していくこととなる。

(4) 極東コミンフォルム

マーフィー・コレクション日本関係文書には「日本共産党とコミンフォルム」(1947年12月17日付及び1947年12月31日付)と称するG2のCIS(Civil Intelligence Section 参謀第二部の民間諜報局：筆者注)所属の特殊活動部が作成した報告書がある。これは同年9月にワルシャワで結成された「コミンフォルム(共産党情報局)」³⁰に触発され、1947年11月20日から12月にかけて中国を中心に朝鮮、モンゴル、そして日本などから300人余りの代表者がハルビンに集結し、「極東コミンフォルム(Far Eastern Cominform)」を結成したというものである。この資料によれば、「極東コミンフォルム」の本部はウラジオストクに置かれ、日本共産党はこの組織と協力して諜報機関を創設しようとしているなどと記されている。

「極東コミンフォルム」については、当時ジャーナリズムで大きく取り上げられたが³¹、それらの多くには誇張があり、真偽の確定につながる資料とは言い難い。また、当時のCIS作成の報告書は内部協力者(共産党内部の協力者とみることが妥当と思われる：筆者注)を含め、複数の情報源からの情報を取りまとめており、時系列で事態の推移をフォローしてはいるものの、全体として断片情報の集積という感がぬぐえない。

30 1947年9月に創設された共産党の国際組織。前掲『改訂 警備用語辞典』、28～29頁、128～129頁。

31 「ロマンス崩壊にからむ極東コミンの密使」、「真相」(1950年8月)。

このようにマーフィー・コレクションに残されている「極東コミンフォルム」については、なお検証が必要なことは確かであるが、後述する「G機関」同様、日本の共産党が中国やソ連との外国勢力とのつながりという文脈の中で危険勢力と位置づけられ、政治的に利用される情報収集、諜報活動の対象になっていたことがみとれる。共産党を取り巻く情勢は終戦直後と比較して明らかに転換していたといえよう。

(5) 国内治安の動揺

1949年7月から8月にかけて起きた下山、三鷹、松川の国鉄にまつわる三つの事件³²は、いずれも発生直後に共産党との関係が取りざたされた。このため、マーフィー・コレクションに何らかの資料が収録されている可能性があるが、これまでに概観した限り、具体的なものは見いだされていない。

唯一、下山事件に関して「The Communist Danger in Japan (日本における共産党からの危機)」と題する1949年7月11日付POLAD発国務長官あて報告書がみられるのみである。しかし、同資料の内容は当時の『ニッポン・タイムズ』³³及び『読売新聞』の社説を元にした、同事件に対する日本人の国民感情とGHQ/SCAPとしての大まかな対応を記すものであり、事件そのものと共産党、あるいは一部で推測されているようなGHQ/SCAPとの関連を示す内容ではない。

これについては、下山事件の約一週間前に発生した平事件³⁴に関する

32 下山事件は1949年7月5日、下山定則・初代国鉄総裁が行方不明後、翌6日未明、常磐線にて轢死体で発見された事件。三鷹事件は同年7月15日、中央線三鷹駅で無人電車が暴走・脱線し、死傷者を出した事件。また松川事件は同じく8月17日に東北線の松川駅付近で列車が脱線・転覆し、死傷者が出た事件。

33 現在の「the Japan Times (ジャパン・タイムズ)」で、戦時中の1943年1月に「ニッポン・タイムズ」と改題し、1956年、旧に復した。

34 1949年6月30日、共産党員などが福島県平市の市警察署本部を一時的に占拠した事件、金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』(勁草書房、1997年12月)、556～557頁。

「POLAD報告書」(1949年7月8日付で、タイトルは記されていない：筆者注)も同様であり、事実関係のみを2ページにまとめたものである。

なお、下山事件については、我が国の国立国会図書館憲政資料室に所蔵されているGHQ/SCAP文書の「G2文書」のなかに「SHIMOYAMA CASE」と記された一群の資料のあることが知られている³⁵。しかし、三鷹事件、松川事件も含めてとなると占領下、広範で膨大な情報収集活動を展開していたといわれるGHQ/SCAPの実情を考慮した場合、なお、公表が見送られている資料が存在する可能性もあると考えられる³⁶。

さらに1952年1月に札幌で発生し、やはり思想的な背景が取りざたされた白鳥事件³⁷について、在札幌のPOLADが報道の内容とCIC(Counter Intelligence Corps 対敵諜報部隊；筆者注)の情報を元に国務省あてにまとめた同年2月1日付「Interim Report on Shiratori Case :Police Make No Progress While Communists Run Wild(白鳥事件に関する中間報告: 共産党が暴走する一方で警察当局の捜査には進展がない)」とする報告があるのみである。

これまでに概観した限り、マーマー・コレクション日本関係文書のなかで、「RETREATED」と記されたカードの存在から、閲覧のできない資料数は全体の3%程度ではないかと考えられる。機密解除された資料を

-
- 35 1993年4月 NHK 総合テレビにて放送された「プライム10 現代史スクープ・ドキュメント:アメリカ諜報部隊 第1回 "作られた謎 下山事件"」において、同資料が言及されている。
- 36 奥泉栄三郎 古川純「日本占領期の極東米軍情報収集活動と組織」『東京経大会誌』第109・110合併号(東京経済大学、1978年12月)、115～143頁。
- 37 1952年1月21日、当時の札幌市警察警備課長の白鳥一雄警部が何者かに射殺された事件。柳原滋雄『実録・白鳥事件—「五一年綱領」に殉じた男たち』(論創社、2023年12月)は近年の事実関係調査を基に事件の再検証を試みている。なお1990年代の論考としては矢野牧夫『謀略の海』(道新選書3 北海道新聞社、1998年1月)、234～239頁がある。また事件当時のCIC対敵諜報部隊の北海道における活動の一端については、牧野三樹夫「幻のごとく消えた人々」『日本週報』第238号(日本週報社、1953年)も参照。

DECLASSIFIED
Authority 2012 11 10 04 J
By SLC KARA 036-11477

By Joseph Clark

That very laughter you hear is the ghost of Tojo sounding off as Gen. MacArthur reinstates the suppression of the Communists and reinstates the Japanese militarist war criminals into public office.

There are two main reasons for the actions of the U. S. military authorities in Japan. One is to keep the American occupation of Japan—MacArthur's being designated to control it—going smoothly to cover up the real reason.

That is the doctrine of Washington's Talmudic diplomats to keep a separate peace with Japan. The State Department is making John Foster Dulles in Japan to prepare that deal.

Second, is MacArthur's desire to see the people of Japan, who have been treated as slaves and treated as slaves since the war, to be free to elect their own government. The people of Japan are opposed to a new peace treaty which does not include China and the Soviet Union. That's why MacArthur wants down on the Communists, who have organized a successful nationwide campaign in support of the Potsdam agreement. The Potsdam agreement provides that the seven nations of America, England, France, the United States, the Soviet Union and China shall clean up and be partners in the peace treaty.

What evidence is there that the Japanese people support the new peace treaty? The polls which accompanied the recent election in the second district near Formosa, the island of Formosa, the United States of America, they are the most important factor here, saying that it would be a majority of the vote and that would mean that the present treaty was accepted.

Instead, it resulted in 24 percent of the vote, a drop of about 20 percent since the last election. "The New York Times" again. At the last election, they got about 44 percent, 20,000 votes over the 1947 election. The last time elections were held for Japan's upper house. The voting Sunday was for this upper house of parliament. And that's the Times' result and that's that. The Communists drew 5.7 percent of the total vote.

4202
Japan
June 11, 1950

Why MacArthur Wants Communists Banned



MACARTHUR
General of the Army



KIYOSHI ITO, JR.
General Secretary
Communist Party of Japan



SANJO NOZAKA
Member of Parliament



KENZO MIYABARA
Member of Central Committee



MUTSAERS KATSUHIKO
Member of Central Committee

図3：「Why MacArthur Wants Communists Banned (マッカーサーはなぜ日本共産党の非合法化を望むのか)」、英・共産党機関紙『Daily Worker』(1950年6月11日付)、「The Murphy Collection on International Communism, 1917-1958」, RG-263 Box 96 Folder 257、マッカーサー元帥と徳田球一、野坂参三、宮本顕治、神山茂夫ら当時の日本共産党幹部の写真がレイアウトされている。

見ると政治家や企業経営者などを除き、一般の人々の個人名が政治的文脈のなかで扱われ、かつ個人名が特定される資料が遅れて開示されているよ

うである。

6. 占領期後半の社会運動とマフィー・コレクション日本関係文書

(1) 概観

占領期後半の国際情勢の推移は日本の社会運動に大きな影響を及ぼしていく。1947年に「日本共産党は独立の党である」と確言した野坂であったが、1950年、コミンフォルムからの批判にさらされ、過激な方針への転換を余儀なくされる。この時期のマフィー・コレクション日本関係文書は他の時期に比べ、明らかに分量が多く、朝鮮半島情勢が緊迫化する一方、共産党の活動が活発化し、非合法化さえ検討されるような情勢下、日本共産党の動向は注視の必要があったことが考えられる(図3)。

さらに、この時期のマフィー・コレクションの特徴はPOLADとともに、G2系列の情報の割合が増しているとみられることにある。こうした状況は共産党が再び、諜報的情報の対象となったことを意味しているとも言えよう。

(2) G機関(デレバンコ機関)³⁸

既に触れた「極東コミンフォルム」のような国際組織は、この時期になって「G機関(デレバンコ機関)」と称される秘密組織に姿を変えて現われた。これについて、従前紹介されてきたのは「日本共産党と駐日ソビエト代表部との関係について」と題する1950年4月24日付のG2作成文書³⁹である。このほか、我が国国会図書館が複写したG2文書にも「G機

38 デレバンコ(1904～1954)は日本占領の助言・協議機関である対日理事会のソ連代表。マッカーサーの方針を声高に批判したことが大きく報道されるなど、当時の日本人になじみの深いソ連当局者の一人であったという。竹前栄治『GHQ』(岩波新書232、1983年6月)、51頁、181頁。そうした人物が率いるソ連の秘密機関ということで、実態が不明のまま、このような名称が流布したのだと思われる。

関」として独立した項目の資料群があるほか、幾つかの論文・報道でも取り上げられてきた⁴⁰。しかし、これらの論文では「G機関」の存在自体に疑問符がつけられている。また、当時の雑誌等においても、例えば前述の『真相』は、1950年8月号で「いわゆる第二戦線の正体」として、「G機関」の存在に疑問を投げかける記事を掲載している。こうした経緯から、「G機関」については存在していたかどうかも含め、「政治的な脚色」との解釈が大勢となってきた。

この「G機関」について、マーフィー・コレクションにおいては、G2のC I Sが作成したとみられる「Secret Communist Organizations in Japan（日本における共産党の秘密機関）」（1950年6月15日作成、同年7月11日発送）が収録されている。その内容は「G機関」をめぐる情報の歪みや誇張に懸念を示す一方、「共産党の第二戦線」、中国共産党との秘密連絡組織である日本共産党の「特別調査統計局」に関する「比較的確度の高い、内部協力者からの情報」など、同年3月以降、G2が得た「G機関」関連情報を集約したものとなっている。

「G機関」と先に触れた「極東コミンフォルム」とともに、その信憑性の検証はもちろんであるが、なぜこのような長文の、しかも相当複雑な図式を含む報告を作成する必要があったのか、当時の我が国の社会運動と政治勢力が置かれた状況の見極めが重要と考えられる。

（3）内部情報の把握とマーフィー・コレクション日本編の終了

今日、閲覧が可能なマーフィー・コレクション日本関係文書は1951年を境に資料数が減少し、その内容も党内抗争や文化活動に関する資料が目立

39 「日本共産党の革命指令 いま甦るアメリカ公文書の解禁」『週刊サンケイ』（産経新聞社、1977年4月25日号）。

40 和田春樹「朝鮮戦争を考える（中の二）」『思想』（岩波書店、1993年6月号）、荻野富士夫『戦後治安体制の確立』（岩波書店、1999年1月）、113～114頁。

つようになる。マーフィーの関心を呼ばなくなったのか、あるいは別のファイリング・プロジェクトが始まったのか、詳細は不明である。そして現在、公表されているマーフィー・コレクション日本関係文書の最後の資料は1957年10月11日付の横浜総領事館発国務省宛て「1956年3月から57年3月までの神奈川県における日本共産党の活動」と題する報告書である。

なお、マーフィー・コレクション日本関係文書の最後の資料は日付が前後するものの(1957年2月15日付)、「公安上の機密資料」との理由から非開示となっている。

6. まとめ

ここまで、合計3,000ページ余のマーフィー・コレクション日本関係文書を概観することで、米・国務省あるいはGHQ/SCAPといった公的部門の文書を中心に我が国社会運動の動向を検討してみた。

米国では「ナチ戦争犯罪公開法」(1998年10月)及び「日本帝国政府公開法」(2000年12月)が成立して以降、それまで機密扱いとなっていた資料が大量に公開され、それらの資料を元にした冷戦期の社会運動や治安関係の事象の分析を試みた業績が我が国でも発表されている⁴¹。

その意味では公然資料を基本にするマーフィー・コレクションには新味が乏しいとの見方も成立し得るが、個別の事象に留まらず、国際共産主義という広い視点で我が国の社会運動を概観できるという意味で、本コレクションはなお意味があると言えよう。さらに世界各国の社会運動について網羅的に資料を収集した本コレクションは、日本関係文書だけでなく、隣接する旧ソ連、中国、朝鮮半島の膨大なコレクションと併せて検討するこ

41 例えば、進藤翔太郎「抑留者を巡る米ソ情報戦」、中部大学研究推進機構『アリーナ』第20号(風媒社、2017年)、112～126頁、進藤翔太郎「ラストボロフ事件および関・クリコフ事件—戦後日本を舞台とする米ソ情報戦の例として—」、京都大学大学院人間・環境学研究科『人間・環境学』第27巻(京都大学大学院人間・環境学研究科、2018年)、183～199頁。

とにより、我が国の社会運動の検討を行う上で、さまざまな問題提起と解
釈を可能にする資料なのではないかと考えられる。

刑法175条判例の個別意見を読む（1）

海老澤 侑

- I 刑法175条の議論の出発点
- II 個別意見の重要性を考える（以上、本号掲載）
- III チャタレイ事件最高裁判決を読む
- IV 悪徳の栄え事件最高裁判決を読む
- V 小法廷での個別意見を読む
- VI おわりに——言葉の重み

個別意見を発表する以上は譲れない一線というものが私にはありました、その一線とは、個別意見は国民に希望を与えるものでなくてはならない、という点です。

——草野耕一¹⁾

少数意見は、時間を経て、多数意見へと成長することが少なくない

——泉徳治²⁾

I 刑法175条の議論の出発点

1 2つの大法廷判決

刑法175条（わいせつ物頒布等罪。以下では単に「175条」という）は、戦前期には解釈上の議論はあまり生じなかったもの³⁾、戦後に入り憲法

- 1) 草野耕一＝田中巨「草野耕一最高裁判所判事退官記念座談会（第1回）：倫理と経済が交わる場としての司法」YOLJ-L2507013（令和7年8月8日公開）欄外番号104〔草野発言〕。
- 2) 泉徳治『私の最高裁判所論——憲法の求める司法の役割』（平成25年、日本評論社）v頁。
- 3) ただし、刑法改正仮案（昭和15年発表）の議論の中では、注目を集めた規定

学にも議論が波及するほどに注目を集めるようになった規定である。刑法学においては、処罰根拠の不明確性、わいせつ（猥褻）の意味内容、わいせつ性の存否と作者の主観的意図との関係、わいせつなものを頒布等する際の犯意、といったものが主に議論の対象となり得、憲法学では憲法21条（表現の自由）と公共の福祉の関係、芸術的作品にわいせつ性が含まれていた場合の規制可能性等が問題視されている。

こうした議論は何時生じてきたのかといえば、それはチャタレイ事件からだと通常理解されているであろう。チャタレイ事件は、昭和32年の最高裁大法廷判決⁴⁾で一つの区切りが付けられたわけだが、そのわずか2年後の昭和34年に、今度は悪徳の栄え事件が発生する。そして、この事件は昭和44年に、改めて最高裁大法廷にて判決が下される形で終わりを迎えている⁵⁾。

チャタレイ事件最高裁判決、悪徳の栄え事件最高裁判決⁶⁾が、今日現在まで、175条を法解釈する際の指針となる判例とされており、刑法学、憲法学の議論のみならず、その他の学問分野（文学、芸術学、ジェンダー学等）の議論においても一定の地位を占めている。

両判例は、今日現在まで最高裁をはじめとした多くの裁判所で支持されており、刑法各論の基本書等では、両判例の判例番号がたびたび引用されている。このことから、判例の読み方を考える上で両判例はまさに、「強い判例」⁷⁾の一種だと評価することが可能である。

定の一つであった。だが、假案は成案とならず、戦後直後の法改正でも、法定刑の変更では参考にされつつも、構成要件部分の修正はされなかった。拙稿「『猥褻刊行物ノ流布及ビ取引ノ禁止ノ為ノ国際条約』と国内法との関係」杏林大学研究報告37号（令和2年）47頁以下。

- 4) 最大判昭和32年3月13日刑集11巻3号997頁。
- 5) 最大判昭和44年10月15日刑集23巻10号1239頁。
- 6) 以下では、まとめて「両判例」ということもある。
- 7) 中野次雄編『判例とその読み方〔三訂版〕』（平成21年、有斐閣）25頁以下〔中野〕。

2 両判例の個別意見

一方で、両判例にはそれぞれ個別意見⁸⁾が複数付されている⁹⁾。特に、悪徳の栄え事件最高裁判決では、複数の反対意見が出されていることが注目される。これら個別意見については、従前も研究論文や判例百選等で紹介されており、中には学説の根拠として採用されるものも見受けられる¹⁰⁾。最高裁の内部で意見の対立が見られる事例、あるいは条文というのは、その後の同種の事例においても大きな影響を与えるものと思われる。しかしながら、後続の判例は一見すると、こうした個別意見に余り目を向けず、両判例が存在することを紹介するのみで解決を図っているように思われる¹¹⁾。

それでは、両判例で提示された個別意見は、文字通り一裁判官の個人的

- 8) ここでいう個別意見とは、補足意見（法廷意見に加わった裁判官がさらに自分だけの意見をこれに付加して述べるもの）、意見（多数意見の結論には賛成するが理由付けを異にする意見）、反対意見（ある論点についての法廷意見である多数意見の結論に反対するもの）の総称を表している。個別意見は他にも少数意見と呼ばれることもあるが、本稿では、個別意見という用語を用いることとしたい。また、「共同の意見は、全員一致の場合ないしは補足意見のみが付されている場合は『法廷意見』、意見または反対意見が付されている場合は『多数意見』と呼び分けられている」（巽智彦「企画趣旨」法律時報98巻2号（令和8年）50頁。個別意見を広く扱った文献として、山口進＝宮地ゆう『最高裁の暗闘——少数意見が時代を切り開く』（平成23年、朝日新書）、大林啓吾＝見平典編『最高裁の少数意見』（平成28年、成文堂）、見平典「最高裁判所の少数意見制度——その展開と意義」法学セミナー808号（令和4年）6頁、池田晴奈「憲法訴訟における最高裁判所の少数意見とその後の違憲判決への影響」同志社法学75巻4号（令和5年）453頁等がある。この他にも、以下で紹介するように最高裁判事経験者の文献も多数確認できる。
- 9) チャタレイ事件最高裁判決では、真野毅（意見）、小林俊三（補足意見）が、悪徳の栄え事件最高裁判決では、下村三郎（補足意見）、岩田誠（意見）、横田正俊、奥野健一、田中二郎、色川幸太郎、大隅健一郎（以上、反対意見）が、それぞれ個別意見を述べている。
- 10) 例えば、相対的わいせつ文書概念を採用した学説として、団藤重光『刑法綱要各論（第3版）』（平成2年、創文社）325頁以下、大野真義「刑法一七五条というわいせつの概念と規範的評価」『刑法の機能と限界』（平成14年、世界思想社）81頁以下、大塚仁『刑法概説（各論）（第3版増補版）』（平成20年、有斐閣）520頁以下を参照。
- 11) 令和期に出された175条判例（例：最判令和2年7月16日刑集74巻4号343頁）では、条文の処罰根拠、憲法上の疑義に対して、チャタレイ事件最高裁判決、悪徳の栄え事件最高裁判決の判例番号が紹介されるのみとなっている。

見解であり、それ自体は何ら価値を有さないものであるのか。本稿は、こうした疑問を提起した上で、両判例より出された個別意見だけでなく、その後の判例にて提示された個別意見が現代の性風俗犯のみならず、性犯罪全体に様々な影響を与えてきたことを明らかにするものである。

以上の問題提起を解決するに当たって、はじめに最高裁の個別意見の性格又は意義といったものを、先行研究及び最高裁判事経験者の言葉を見ながら紹介し、考えていく(Ⅱ)。次に、チャタレイ事件最高裁判決の刑法学上検討に値する個別意見とその意見に対応する法廷意見の比較検討をし(Ⅲ)、悪徳の栄え事件最高裁判決でも同様にそうした個別意見を取り上げつつ、法廷意見との比較のみならずチャタレイ事件最高裁判決との比較もしていく(Ⅳ)。個別意見は、その後小法廷において度々下されることになる(Ⅴ)。

以上を踏まえつつ、最後に、これまで出された個別意見と「現在」の性犯罪全体の理解の促進との比較を少しばかり考えていくこととしたい(Ⅵ)。これは同時に、今後も生じるであろう175条に関する刑事裁判を進めるに当たって、どのような議論の進展が有益であるのかを考える契機になるかもしれない。

II 個別意見の重要性を考える

個別意見は、昭和22年に施行された裁判所法の第二編「最高裁判所」にある11条に条文上の根拠が求められるが¹²⁾、施行から10年程はその存在意

12) 裁判所法11条において「裁判書又は電子裁判書……には、各裁判官の意見を表示しなければならない」と規定されているところ、ここでいう「意見」には、どういった種類のものが存在するのかが法律上明示されておらず、何をもって「個人的な意見」、「少数派の意見」と理解するのにも議論がある(御幸聖樹「日本における最高裁判所の少数意見——記述的側面からみた少数意見」大林=見平編・前掲注8)11頁)。加えて後述の通り、最高裁で下された初期の裁判書には意見と記されるも、現代の視点では反対意見と整理され得るものも存在するところである(中野次雄「最高裁判所における各裁判

義自体に関して議論があり、一時国会では廃止の運動もおきていたという¹³⁾。しかしながら、現在までのところ個別意見廃止の動きは見られず、むしろ最高裁では従前よりも個別意見の数は増大している¹⁴⁾。

それでは、今日まで維持されている個別意見の性格・意義の根拠は一体何に求められるのか。これについては、学者のみならず最高裁判事経験者からも次のように様々な説明がなされている。

1 国民審査の資料

裁判所法定当初から学者、実務家より支持されていた根拠である¹⁵⁾。最高裁は、法解釈やその適用についての最高機関であり、事件の憲法判断を最終的に下す機関でもある¹⁶⁾。その意味で、裁判実務においては、さらに上級の判断者を有さない機関であるといえよう。だが、例外として、こうした最高裁の裁判官たちを審査する国民審査制度が我が国で採られており、その中で個別意見は、「各裁判官の資質、能力を判断し、その思考の

官の意見の表示」小山昇＝中島一郎編『裁判法の諸問題(中)』(昭和44年、有斐閣)75頁)。

- 13) 御幸・前掲注12)41頁以下。
- 14) 渡辺千原「平成期の最高裁判所——変わったこと、変わらないこと」市川正人ほか編『日本の最高裁判所——判決と人・制度の考察』(平成27年、日本評論社)15頁以下。最高裁判事経験者の松田二郎は、個別意見の発信は法律上義務づけられたものであり、これを怠ることは法律違反であるとまで考えていた(松田二郎『私における裁判と理論——若き法曹に夢を託して——』(昭和56年、商事法務研究会)11頁)。
- 15) 中野編・前掲注7)98、104頁〔中野〕、奥野健一「少数意見を表示する権利について」『裁判と立法』(昭和61年、第一法規)3頁、大野正男『弁護士から裁判官へ』(平成12年、岩波書店)108頁、山田隆司『最高裁の違憲判決——「伝家の宝刀」をなぜ抜かないのか』(平成24年、光文社新書)142頁等。第2代最高裁長官であった田中耕太郎も、衆議院法務委員会の場にて、裁判官の良心とともに国民審査の判断資料になる旨の発言をしていた(衆議院法務委員会「第26回国会 衆議院法務委員会議事録第29号」〔田中耕太郎発言〕9頁(昭和32年4月25日)。御幸・前掲注12)42頁も参照)。
- 16) 山田・前掲注15)142頁、大野・前掲注15)108頁。

あり方を知るための材料を提供する働きを営むもの¹⁷⁾」といえる。

こうした見解は確かに、憲法79条に規定された国民審査制度を充実した制度にするために、一つの資料として個別意見制度を活用しようとするものといえる。国民審査が実施される直前期には、新聞、インターネット記事等で、対象となる裁判官の個別意見が紹介されることもある¹⁸⁾。

一方で、裁判官によっては、法廷意見を形成することに専念されることで、個別意見を極力発信しない形を取る者がいるのも十分に考えられる。そうすると、現状、法廷意見については、その執筆者が明示されることはなく、あくまでその意見に賛同したものとして各裁判官の名前が紹介されるのみである。その場合、果たしてどこまで当該裁判官の思想信条を把握することができるのか、とりわけ必ずしも法学的思考に長けたわけではない一般市民にその把握を求めるのは至難の業だといえる。

そのため、個別意見の意義については、発信することによる独自の価値は何か、をも併せて考えるべきことになる¹⁹⁾。

2 将来の判例の予測

個別意見にある独自の価値を何に求めるか。その一つは、とりわけ意見や反対意見が複数提示された事件の場合に、その個別意見が後の判例に影響を与える可能性を有している点である。

個別意見は、裁判官の構成によっては後々異なる（時には反対意見に沿っ

17) 伊藤正己『裁判官と学者の間』(平成5年、有斐閣)80頁。奥野・前掲注15)3頁も同旨。

18) 他にも、裁判所HPにおける最高裁判事を紹介するページでは、各判事の個別意見も項目を立てて紹介されている。

19) 個別意見の意義を考えるに当たっては、補足意見、意見、反対意見それぞれ独自の価値を考えていくことが重要であろうが、本稿ではこれらをまとめた形で紹介しつつ、該当の項目のところで個別に述べていく。

た)判断が下されることを予期・予測させる²⁰⁾。そのため、個別意見は、「今後の判例の展開を見通す上でも有用であり、弁護士が訴訟戦略を練る上での重要な情報源として機能する²¹⁾」わけである。そして、判例変更の可能性は、何も最高裁に限ったことではない。これまでに出示された個別意見が、後日下級審において類似事案を扱う判事らが裁判書を作成するにあたり、当該個別意見を参考にすることも考えられる²²⁾。また、意見や反対意見が提示された場合には、その判例は判例として不安定な要素が含まれていることを示しているといえる。そのため、実務家のみならず、学者の研究対象に挙げられる契機にもなり、転じて将来の判例変更の余地も有するわけである²³⁾。すなわち、個別意見が、後の議論を促し、議論を活性化させることで、全体の議論を発展させることになるわけである²⁴⁾。

3 法廷意見の理解促進、争点の明確化

次に考えられる根拠は、法廷意見の意味を理解するために個別意見が活

- 20) 伊藤・前掲注 17)81頁、奥野・前掲注 15) 7 頁、御幸・前掲注 12)44頁。「後日裁判官の退任・新任の結果法廷の構成に変動があると、その意見〔反対意見〕が多数を占めて法廷意見となる可能性がある」(中野編・前掲注 7) 98頁〔中野〕。
- 21) 見平・前掲注 8) 6 頁。「『将来の知性への訴え』(アメリカ連邦最高裁判所のチャールズ・E・ヒューズ首席裁判官)として、判例の発展に寄与すること」にもなる(見平・前掲注 8)10頁)。
- 22) 松田・前掲注 14)62頁、伊藤・前掲注 17)104頁。性犯罪の領域では、例えば、旧強制わいせつ罪の成立にあたり行為者に性的意図は必須でないと判示された最大判平成29年11月29日刑集71巻9号467頁の下級審である神戸地判平成28年3月18日、大阪高判平成28年10月27日は、性的意図必要説を採用した最判昭和45年1月29日刑集24巻1巻1号1頁の入江俊郎反対意見(長部謹吾同調)を踏襲したものと読み取ることもできよう。
- 23) 深澤武久『法廷に臨む』(平成23年、信山社)121頁。大野・前掲注 15)113頁も参照。
- 24) 山田・前掲注15)290頁〔泉徳治発言〕。泉は、元最高裁判事の立場から、裁判官によって裁判の善し悪しが決まることを明言している。

用され得ることである。すなわち、法廷意見に加えて個別意見も参照することにより、その法解釈の内容を深く、多面的に理解することができるわけである²⁵⁾。こうした性格・意義は、特に補足意見の場合に有するといえよう。また、個別意見を読むことで、事件の争点が明確になる場合も考えられる²⁶⁾。個別意見が出されることは、法廷意見の質の向上につながり²⁷⁾、個別意見によって「多数意見が少数者の側からの批判を受けることになり、このような裁判所内部でのいわば自己批判を可能ならしめることによって、判決の質が向上し、多数意見という判例となる意見の含む法原則が慎重細心に形成されることになる²⁸⁾」わけである。

加えて、個別意見は、「読み手」側の法廷意見への理解を促進することになる。ここでいう読み手とは、訴訟当事者や法学者、国民審査をする資格を有する者はもちろんのこと、将来判決を下すことになる裁判官も含む。まさに、新たに事件を審議することになる判事にとって、その事件に類似する判例の趣旨を説明された個別意見を見つけた場合、それはまさに事件を解決する際の一つの道しるべにもなり得るわけである。

4 熟議の提示

最終的な多数決の結果、結論あるいは理由について少数派に立った裁判官にとっては、個別意見はある意味で敗者の言葉といえる。しかし、仮に最高裁においても裁判官全員一致の裁判書のみが採用されていたならば、最後の議論の過程は、法廷意見の中でしか窺い知ることができない。

まさに最高裁が事件の最終的な法律判断を下す機関であることから、個

25) 伊藤・前掲注17)97頁、見平・前掲注8)6頁。

26) 喜田村洋一「日本における最高裁判所の少数意見——実務家から見た少数意見」大林=見平編・前掲注8)89頁。

27) 見平・前掲注8)10頁。

28) 伊藤・前掲注17)78頁。

別意見には最後の審議がなされた痕跡を残す機能があると考えられる²⁹⁾。このことは、元最高裁判事らの言葉からも種々伺うことができる。例えば、「少数意見の存在によって、裁判が如何に、慎重に、審議されたかを示すものであって、却って、裁判の威信と信頼を高める所以ともなる³⁰⁾」という言葉や、「少数意見の公表によりそれを読む者は、当事者はもとより一般の民衆も、合議で審議がつくされ、各裁判官の注意深い考慮のもとで判決の結論に到達したものであると確信することができる³¹⁾」という内容からも知ることができる。

また、法廷意見それ自体は裁判官全員一致の内容であることから、その内容はどうしても妥協の産物とならざるを得ず、その結果、文面がどうしても曖昧なものになってしまうという指摘がある³²⁾。そうした中で個別意見は、一人の人間の価値観・考えが反映されたものといえ、その内容も多数派に対して説得を繰り返した、ある程度具体的なものだと考えられる³³⁾。これは例えば、補足意見の執筆方針として、「如何なる考え方をして多数意見と同様の結論に辿り着いたかについて、できるだけ理論的に明確な説明³⁴⁾」を目指したという元裁判官の言葉からも伺うことができる。

とはいえ、裁判所法11条にて一人ひとりの裁判官に認められた個別意見制度であるが、個別意見それ自体は法廷意見ではない文書であることから、

29) 藤田宙靖「裁判官と学者の間で」上智法學論集55巻1號(平成23年)35頁以下。

30) 奥野・前掲注15)7頁。

31) 伊藤・前掲注17)79頁。

32) 藤田宙靖「裁判官と学者の間で」中央ロージャーナル7巻3号(平成22年)18頁。

33) 法廷意見については、担当判事はもちろんのこと、調査官もその作成に関与するところ、個別意見については、内容面については他の裁判官、調査官ともに関わらないことが、複数の最高裁判事経験者の言葉から確認できる。

34) 藤田・前掲注32)18頁。裁判官の説明責任という意識から、補足意見の執筆に努めていたことが述べられている。また、伊藤・前掲注17)100頁も参照。

本来は裁判書の結論、内容にとって不要な説示とも評価され得る（とりわけ、意見、反対意見のときに当てはまる）。すると、そもそも必須とはいえない説明を何処まで記載してよいのか³⁵⁾、個別意見をどの程度具体的に書くことができるのかという議論を提起することが可能である³⁶⁾。

最高裁の判断は、下級審のみならず、内容によっては人々の行動様式も変える可能性を有していると思われる。そのように解すると、各裁判官には、安定的な法廷意見を全員で作ることが第一に求められ、個別意見を述べるにしても、該当の部分について簡潔に述べるのが要請されるのかもしれない³⁷⁾。一方で、本節で述べてきたように、裁判官同士の最後の熟議の過程を提示すべきであると考えれば、分量に制限を設けることなく、その熟議の具体的内容を書くことが求められよう。

確かに、裁判官たちには、先ずもって法廷意見の中で自身の見解を提示することを目指すべきであろうし、実際にそれを目指しているはずである。つまり、法廷意見の中に個別の意見を混ぜ、議論の形跡を残すわけである³⁸⁾。まさに最高裁における裁判は、基本的に法廷意見を形成する場であり、個別意見を出さずに全員一致の結論を下す努力が優先されるのかもしれない。しかし、法廷意見は、一つの事件について判断されたものだとし

35) 現に、法廷意見は、担当判事全員の連名で出されている。

36) 藤田・前掲注32)17頁以下。

37) 最高裁判事経験者である大野正男は、最高裁に入ったときに一番強く感じたものとして、個別意見の評価の低さを挙げている（大野・前掲注15)105頁）。

38) 大野も、自身の裁判官経験の中で、「多数派となった裁判官は、少数派の意見でも自分達の意見に矛盾なく取り入れて、はばを広げることはできないか」と考える。少数派は、法廷意見の中に、判示事項としてでなくても、傍論として判示されることによって、修正的意見を形成したと考える余地がある。あるいは、表現を修正することによって、判示事項の適用範囲を限定することも可能である。……異なる意見を取り入れて法廷意見を形成するような模索が試みられることがままあった」と述べている（大野・前掲注15)29頁）。なお、藤田宙靖『裁判と法律学——『最高裁回顧録』補遺——』（平成28年、有斐閣）327頁以下の藤田発言、蟻川恒正発言も参照。

ても、後の司法実務において同種の事例だけでなく、例えば保護法益を同じくする他の条文解釈においても広く影響を与える。

最高裁は、そうした判断を、大量の事件が審議される中、短時間で発表することが求められるわけである³⁹⁾。その結果、法廷意見の内容はどうしても紋切り型、抽象的な内容になりやすい。そうであれば、議論自体が充分になされたことを明示するためにも、個別意見には、具体的で妥当な内容が求められなければならないと思われる⁴⁰⁾。また、個別意見は、法廷意見と同様に様々な批判を受ける対象である⁴¹⁾。そうすると、個別意見の書き手も、不要なものではないことを立証するため、批判に耐え得る説得力のある見解を提示することが目指される。そして、これが転じて後々の裁判や学説の議論を促すことになるといえよう。まさに個別意見は、人々に向けて、最後の議論の場では如何なる熟議がなされたのかを知ってもらうことで、今後もその議論を続け、より良い解決を目指して議論してもらうことを期待したものであるのかもしれない。

5 少数派（敗訴側）への配慮

こうした熟議の提示は、敗訴した側、または判例を支持しない市民に対して偉効をもたらすといえる。

39) 審議時間の短さの問題については、元最高裁判事である松田・前掲注22)131頁、大野・前掲注15)29頁、藤田38)326頁らも述べている。

40) 元最高裁判事の草野も、司法に対する国民の信頼を高め、さらに善き社会へと向かう希望を与える点から、個別意見の長文化や刺激的内容にすることを許容している(草野=田中・前掲注1)欄外番号104〔草野発言〕。また、個別意見制度導入当初は、他の裁判官の法解釈についての見解のみならず、個人的な反感を示す内容も存在していたが、昭和40年代以降になると安定的な運用になってきたという(御幸・前掲注12)41、43頁)。感情に引張られない、理性的な意見が提示できるのであれば、今後の議論の進展にも寄与することになるだろう。

41) 奥野・前掲注15)5頁、242頁以下。

市民生活に直結する、あるいは憲法上の権利が対立するような裁判では、両者の立場にそれぞれ相応の根拠があり得、最終的な結論が提示されたとしても、敗訴した側にとっては遺恨が残る可能性も捨て去ることはできない。それにも拘わらず、全員一致の判決のみが下された場合には、「判決を支持しない側は無視されたとの疎外感を抱くことになり、支持しない側の判決の受容や裁判に対する信頼に否定的な影響を及ぼすおそれ⁴²⁾」が生じるだろう。

この点については最高裁判事の中にも様々な考えがあると想像されるものの、個別意見は、慎重に審議し続けた中で登場した見解だとみることができ⁴³⁾、これは敗訴された側、あるいは「少数の意見の差で有罪とされた被告人にとっても、自分のために、弁護してくれた裁判官のあったことを知ることによって、自らを慰めることもでき⁴⁴⁾」る。加えてこれは、裁判制度それ自体の信頼確保にも通じえよう。

6 立法府・行政府とのキャッチボール

個別意見は、時に裁判所以外の機関を動かす可能性を秘めている。すなわち、他の国家権力機関に立案作業等を促す機能である⁴⁵⁾。もちろん、行政機関、国会等に、個別意見の内容についてまで従う義務があるとは考え難いが、判例の解釈を国会・行政に反映させるために個別意見が参照され

42) 見平・前掲注8)11頁。

43) 藤田・前掲注32)17頁以下、奥野・前掲注15)7頁、見平・前掲注8)11頁以下。

44) 奥野・前掲注15)7頁。「裁判官のうちの何名かが反対していれば少数者は安心する。靖国神社玉串料判決の後、江藤淳氏など靖国神社を支持する知識人達が執筆した判決批判のパンフレットが私にも送られてきたが、退官後目を通すと、合憲を主張した二名の裁判官の反対意見に賛成、共感の意が強く表明されていた。反対意見はこれらの人々の心に安らぎを与えているようであった」(大野・前掲注15)113頁)。

45) 喜田村・前掲注26)51頁。奥野・前掲注15)序文4頁〔団藤重光〕、山田・前掲注15)138頁も参照。

てよいであろうし、将来の判例変更が予想された場合に、変更後の内容を洞見させる資料の一つに、個別意見が用いられることもあり得る。

この点について、見平典は、「今後の判例の(見直し・変更も含めた)展開が見通しやすくなり、法的予測可能性が高まります。この結果、反対意見が裁判所において多数を占めるようになり判例変更に至っても、それが法律家・国民の目から見て予期しない唐突なものとして混乱を招く事態——法的安定性の面からはむしろこちらの方が問題であるとも考えられます——も起こりにくくなります⁴⁶⁾」と述べているところである。

7 小括

ここまで6つの視点から、個別意見制度の存在理由・根拠というものを考えてきた。本章で紹介した文献は、学者や個々の最高裁判事経験者のものであり、公的資料を活用したわけではない。しかしながら、最高裁判事経験者たちによる裁判所法11条の具体的な解釈の足跡を辿ることは、個別意見執筆の現場を知る上でも重要なことである。裁判所法11条が制定された当初は、憲法上の国民審査制度とつなげる形で個別意見制度の意義が主張されていたが、時がたつにつれ、より具体的、実質的な理由付けが主張されるようになってきたことが明らかになった。

先ず第一に、個別意見の内容が後の判例形成に役立てられる可能性がある。反対意見はもちろんのこと、最高裁が法廷意見を支持するにしても、解釈の不明確さを招いたと理解した場合には、補足意見・意見が参考にされることもあり得よう⁴⁷⁾。また、これは何も最高裁の判断に限らず、下級

46) 見平典・前掲注8)11頁。

47) 「小さな子供が、『赤い花を見た』と言ったのだが、後から、この子供は実は当時『赤』と『ピンク』の正確な区別を知らなかったということが分かった。そこで、当時は、この子供が見たのは文字通りに『赤い花』のことだと考えられていたのだが、今や、この子供が見たのは本当に『赤い花』だったのか、実は『ピンク色の花』であったのではないか、といった問題が出て来た、と

審が判決を下す場合にも同様のことがいえる。すなわち、下級審の裁判官が判例変更を促そうとする際に、従前の個別意見を参考にすることが考えられるわけである。

次に、個別意見には法廷意見の意味内容を理解させる機能がある。確かに、事案の事実認定や法解釈において争いがなければ、そもそも議論の場面は生じず、最高裁が裁判書を作成するにしても、簡潔な内容（いわゆる三行半）に留まるだろう。これ自体は、確かに市民に対して、議論するものではないことを伝える効果があるのかもしれない。他方で、法解釈上の議論が生じるものについては、説得力のある判文の内容が求められるところ、一つは法廷意見の内容を拡充するものであろうが⁴⁸⁾、これについては上述のように、最高裁の法廷意見はどうしても抽象的な内容に至りがちであることを頭に入れておく必要がある。このときに、特定の裁判官が書かれた個別意見を参照することで、法廷意見が踏み込めなかった（あるいは、読み手側にも委ねた）法解釈の一つの読み方を知ることができるわけである。

最高裁では、何れの法廷であっても複数の裁判官が審議に参与した上で、裁判書の作成に入る。その際に、法廷内では如何なる議論がなされていたのか、その末端を知る資料としても個別意見を活用できることを確認してきた。これは、一つの事件について最高裁内で慎重な審議がなされたことを推測させるものであり、個別意見がその内容の一端を述べてくれているわけである。このことは転じて、当該事件で敗訴した側にとっては一応の議論の痕跡を知ることにより、判決、決定に対する一先ずの納得や受容を与えるわけである。

裁判官は、実際の事件の瞬間を見たわけではないし、訴訟当事者の真実

いうのに似ているかもしれませんが」（藤田・前掲注38）44頁。

48) 藤田・前掲注38)328頁で述べているように、仮に法廷意見の内容の一部反対していたとしても、全てを個別意見に反映させるわけではない。

の内容を理解することもできない。その中で、紛争の解決を求められるわけであり、最高裁はその最終的な判断を提示することになる。そうすると、一つの事件について様々な理解の仕方が考えられるものもあり得るのであり、最終審で各裁判官の考えが披瀝されるのは、裁判所の威信を低減させるものではなく、むしろ信用、信頼の向上につながるものだと考えられるわけである。

ここまで最高裁の個別意見制度について、その概要を紹介してきた。個別意見制度から得られるものは多いと感じる一方で、本稿の検討対象である175条では、充分議論されてきたかと言われると、心許ないところがあると思われる。そこで、次章からは、175条に関する個別意見を読んでいき、その内容が後の判例にどういった影響を与えてきたのか、確認していきたいと思う。

(未完)

故意について

岡 崎 頌 平

1.

刑法38条は故意との見出しの下に次のように規定する。すなわち、1項が「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」、2項が「重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。」、そして3項が「法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。」とされる。以上のような簡潔な規定が故意をめぐる諸問題に対して提供できる手がかりは決して多くなく、解釈による補充が必要である。

そもそも故意とは何かということすら上に引用した規定からは不明であり、1項に書かれている「罪を犯す意思」を故意のことであると考えているだけである。このことを前提として、故意がない行為は罰しないと読み込み、故意犯処罰が原則であるとする。それゆえ、1項但書の「法律に特別の規定がある場合」とは過失の場合であり、過失犯処罰が例外であるとされる。もっとも、このこと自体は、刑法第2編の「罪」において過失の場合を処罰する規定がほとんどないことから明らかであるように思われる。

さて、上記のとおり、故意とは「罪を犯す意思」であるとされ、このうち「罪」とは刑法第2編「罪」に規定されているそれぞれの犯罪のことである^{1, 2}。これに続く「犯す意思」であるが、この部分を捉えて、故意のことを「犯意」と呼ぶ立場がある。「犯す」との文言によれば、その文字

が示すように、違法性に関する認識に欠けるところはなく、自らの行いが違法であることを理解したうえで、(犯罪) 行為を実行する意思ということになろう。このように考えると、故意を認めるためには違法性の意識が必要であり、故意説が妥当であるかのように聞こえるかもしれない。しかし、そうした判断は早計であるように思われる。前述のとおり、「罪」とは刑法第2編に規定されるそれぞれの犯罪であり、それぞれの犯罪に要求されている構成要件要素を認識することが「罪を犯す」ためには必要である。このことを指して、故意には構成要件関連性が必要であるとされる(あるいは、故意とは構成要件に該当すべき事実の認識であるということになる)。構成要件に対する理解によるが、価値中立な行為類型であるとの立場を採らない限り、少なくとも構成要件は(可罰的) 違法行為類型であり、構成要件に該当するという事は違法性が推定されるということになる(構成要件自体が違法性を帯びたものであるから)。したがって、必要な構成要件要素について認識するという事は違法性を意識するという事を意味することになる。すなわち、故意を認めるということは違法性を意識するという事であるから、故意説が妥当であるということには必

-
- 1 周知のとおり、刑法8条は「この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。」と規定しており、特別刑法の犯罪についても同様に考えられることになる。
 - 2 刑法には「罪」と「犯罪」の両方の表現が用いられている。この両者は同じ意味で使われているが、犯罪の定義とされる「構成要件に該当する違法で有責な行為」と同じ意味であるかについては注意を要する。それというのも、共犯の成立について通説は制限従属形式を採っており、これは正犯が構成要件に該当する違法な行為を行ったことを共犯成立の必要条件と考える見解であるからである。この要素従属性に関する問題についてはいずれ検討しなければならないとしながらまだ考えをまとめられずにいる。ここで改めて今後の課題として挙げておくとともに、特に「一般違法従属形式」の妥当性について検討することを重ねて述べておきたい。

ずしもならないと思われる。

また、以上の問題に関連して、違法性阻却事由の錯誤（例えば、誤想防衛が挙げられる）をどのように扱うかが問題となる。違法性阻却事由の錯誤については、そもそも罪を犯す意思が行為者にあるわけではなく（主観的には正当防衛であるとの認識しか行為者にはない）、故意犯が成立する理由はないと思われる（過失犯の成立についてはもちろん別論であるが、誤想の理由によっては過失犯すら成立しないということになる。この場合、過失犯の構成要件該当性は認められると思われるので、違法性を否定するということになる³⁾）。

2.

前述のとおり、故意とは構成要件に該当する事実の認識であるとされている。この意味について判例を素材に検討することとしたい。最高裁平成2年2月9日第二小法廷決定⁴⁾は、次のような事案であった。

【事案】

被告人は、台湾において、アメリカ人 A からある物を日本に運ぶように頼まれたが、その際脅迫されたためにやむなくこれに応じることとした。その後、日本へ運ぶべき品物は化粧品であると聞かされたうえで、日本へ向かう機内において覚せい剤約3キロを隠した私製腹巻をワイシャツの下に着用して、日本へ入国するとともに、そのうち約2キロを都内のホテル

3 中森喜彦「錯誤論3・完」法学教室108号（1989年）43頁も同様の処理とする。なお、この中森論文では、違法性阻却事情の錯誤において故意犯の成立を否定する理論構成として、「違法事実を実現する意思のないことが既に故意犯の違法性を主観面から否定する」というものが提案されている。傾聴に値する見解であるが、本稿では紙幅の関係から検討することができない。

4 判例タイムズ722号（1990年）234頁。

において所持した。

以上の事案に対して、裁判所は次のような判断を示した。

【第1審】（東京地裁昭和63年10月4日判決⁵）

「…被告人は、台北を出発する以前において、既に、A から依頼されて日本に運ぶ品物は、日本には輸入することのできない物で、これを首尾よく密輸することにより莫大な利益の上げられるようなものであるとの認識を十分に有していたものと認めるのが相当であり、さらに、実際に飛行機のトイレの中で本件覚せい剤が隠匿してあるベスト（私製腹巻）を着用した段階では、被告人は、ベストの中に入っている内容物を現に目で見ていないとはいうものの、外部から触った手触りが粉末状の物を平らに固く詰めたものと感じたというのであるから、過去にコカイン等の薬物を使用した経験を有する被告人としては、その形状や感触等から、少なくとも、それが、日本に持ち込むことを禁止されている違法な薬物である、との認識まで持ったものと認めざるを得ないのである。そして、被告人が対象物に関する右の程度の認識の下に、現実に覚せい剤の隠匿されているベスト（私製腹巻）を着用して本邦に上陸し、覚せい剤を輸入した以上、被告人に右薬物が覚せい剤取締法二条にいう覚せい剤に当たるとの明確な認識がなかったとしても、被告人において覚せい剤取締法違反（覚せい剤輸入）罪の故意の成立に欠けるところはないものというべきである。」

【第2審】（東京高裁平成元年7月31日判決⁶；控訴棄却）

「覚せい剤輸入罪・所持罪が成立するためには、輸入・所持の対象物が覚せい剤であることを認識していることを要するが、この場合の対象物に対

5 判例タイムズ694号（1989年）178頁。

6 判例タイムズ716号（1990年）248頁。

する認識は、その対象物が覚せい剤であることを確定的なものとして認識するまでの必要はなく、法規制の対象となっている違法有害な薬物として、覚せい剤を含む数種の薬物を認識予見したが、具体的には、その中のいずれの一種であるか不確定で、特定した薬物として認識することなく、確定すべきその対象物につき概括的認識予見を有するにとどまるものであっても足り、いわゆる概括的故意が成立する。したがって、行為者が、認識予見した数種の違法有害な薬物のうちの一種であるが、その中のいずれとも決し難い場合であっても、その概括的認識対象の中に覚せい剤が含まれている以上、これを認容した上、あえて対象物の輸入・所持の各行為に及んだときは、実際に輸入・所持された対象物の客観的な薬物の種類に従い、すなわち、それが覚せい剤であれば覚せい剤の輸入罪・所持罪が成立すると解するのが相当である。」「上記の意味における覚せい剤輸入罪・所持罪の概括的故意が成立するための対象物に対する認識予見は、単に抽象的になんらかの違法な薬物類を漠然と認識予見していたという程度では足りず、麻薬、覚せい剤、大麻等法規制の対象となっている具体的な違法有害な薬物の認識予見とその中に覚せい剤が含まれていることが必要である。言葉を換えていえば、確定すべき対象物に対して、具体的な違法有害な薬物を概括的に認識予見する際に、認識予見の対象から覚せい剤が除外されていないことが必要である。」

【最高裁】（上告棄却）

「被告人は、本件物件を密輸入して所持した際、覚せい剤を含む身体に有害で違法な薬物類であるとの認識があったというのであるから、覚せい剤かもしれないし、その他の身体に有害で違法な薬物かもしれないとの認識はあったことに帰することになる。そうすると、覚せい剤輸入罪、同所持罪の故意に欠けるところはないから、これと同旨と解される原判決の判断は、正当である。」

本件の場合、被告人に対象物が覚せい剤であるとの認識があったかが問題になっている。この点を改めて確認すれば、第1審は「少なくとも、それが、日本に持ち込むことを禁止されている違法な薬物である」との認識を持っていたと認定し、そのうえで「覚せい剤に当たるとの明確な認識がなかったとしても、被告人において覚せい剤取締法違反（覚せい剤輸入）罪の故意の成立に欠けるところはない」とした。何らかの違法な薬物ではあるがそれを覚せい剤とは認識していない以上、これをもって故意が認められるだけの特定ができたとはいえず、このような判断には疑問がある。これを受けて、続く第2審では、「原判決の右説示（上記の引用部分である—引用者注）は、所論（覚せい剤との認識についての認定が不十分であり事実誤認であるとの主張—引用者注）の指摘するように理解される余地がある点で、いささか不十分の誹りを免れず、判示方法として適切さを欠くくらいがないではない」と述べ、「覚せい剤輸入罪・所持罪が成立するためには、輸入・所持の対象物が覚せい剤であることを認識していることを要する」とした。しかし、このあとすぐに「対象物に対する認識は、その対象物が覚せい剤であることを確定的なものとして認識するまでの必要はなく、法規制の対象となっている違法有害な薬物として、覚せい剤を含む数種の薬物を認識予見したが、具体的には、その中のいずれの一種であるか不確定で、特定した薬物として認識することなく、確定すべきその対象物につき概括的認識予見を有するにとどまるものであっても足り、いわゆる概括的故意が成立する」と続け、さらに「確定すべき対象物に対して、具体的な違法有害な薬物を概括的に認識予見する際に、認識予見の対象から覚せい剤が除外されていないことが必要である」とした。第1審の判断と比較すればいくらか厳格になったように思われるが、具体的な、あるいは特定された認識ではなく、概括的な認識で足りるとしている点で疑問が残る。すなわち、被告人が認識した薬物類の中から覚せい剤が排除されていたわけではないとの事情を確認することで⁷、覚せい剤についても認識の中にはあったであろうとし、実際に覚せい剤であるとの認識を持ちえた

のかについては何ら述べられていないのである⁸。この点、最高裁も同様

-
- 7 ただ、第2審判決が排除されていないとの認定をするにあたっては、詳細にわたる丁寧な事実認定を行っている点は、それ自体として評価されるべきであるように思われる。内田文昭「判批」判例タイムズ726号（1990年）69頁も、「『ヘルマンの概括的故意』は、右のような故意の認定に、かなり有効であり便利であるといえよう。しかし、それだけに、その認定には、慎重な態度が要請されなければならない。原判決（第2審判決のこと―引用者注）のような詳細な事実認定のうに、はじめて有効・適切な機能を営むものというべきであろう。」とする。なお、内田のいう「ヘルマンの概括的故意」とは、「現行法が諸種（ないしは諸亜種）のかたちに構成した犯罪が、區別されない『類』として行為者の意図のうち存在する場合、すなわち、この『類』に包括された種のいずれをも排他的に決定せず、そのいずれに対してもどうでもよいというかたちで振舞う場合」とされる（内田文昭「もう一つの『概括的故意』について（二・完）」警察研究61巻1号（1990年）7頁参照；圏点については原文のままであり、この記述が前述の判例タイムズでもそのまま引用されている）。
- 8 この排除に関する特段の事情が認められた例として、東京地裁八王子支部平成9年7月3日判決がある。事案は、覚せい剤使用歴のある被告人が、合法的な麻薬を含有するカプセルであるとの説明のもとにナチュラルエクスタシーと称するカプセルを入手して、これを飲んだところ、自分の経験からカプセルには覚せい剤が入っているのではないかと思うようになった。その後、別件での逮捕の際に、このカプセルについて鑑定をしてほしいと依頼したが、鑑定結果についての連絡がなく、被告人は、覚せい剤が含まれていなかったから連絡がないのだと判断し、後日このカプセルが目について飲んだ。カプセルには若干量の覚せい剤が含まれており、そのため覚せい剤の自己使用罪で起訴されたというものである。裁判所は、「覚せい剤の自己使用の罪の場合、覚せい剤であるとの認識なく覚せい剤を摂取したものであるとの弁解がされた場合、ただちに覚せい剤との認識なく覚せい剤を摂取したと認定されるものでないことはいうまでもないが、その弁解が客観的状况と合致し、弁解自体にある程度の合理性がある場合には、この弁解を排斥するには、覚せい剤であると認識したはずであると認められるような特段の事情の存在が必要であると考える。（改行）しかるに、本件については、前説示のとおり、このような状況を窺わせる証拠は一切ないといわざるを得ない。」とし、無罪の判決を下した。

の判断をしており、疑問は解消されていない⁹。薬物事犯のうち、覚せい剤に対しては、ジアセチルモルヒネ等（ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬のこと：麻薬及び向精神薬取締法12条参照）と同じく、最も重い規制が用意されており、それは対象物が覚せい剤であるとの現実の認識があることに支えられた規制であるように思われる。したがって、このような対応方法は、「故意を構成要件ごとに細分して考えたのでは薬物事犯の実際の取締りに不都合を来すというのであれば、構成要件を包括的なものに改めるべきであり、故意の要件だけを抽象化するの、罪刑法定主義と一致しない考え方である」¹⁰と中森喜彦が指摘するとおり、妥当なものとは思われない。実際、この平成2年決定に多くの点で類似する仙台高裁昭和54年10月29日判決¹¹は、情況証拠から「被告人は本件品物が正当な輸出ルートによっては運搬することができない高価なものであることを認識していたのみならず、それが覚せい剤であることを当初から少なくとも未必的には知っていたものと認めるのが相当である」と認定して、覚せい剤の未必的認識を肯定した。本来であれば、このように未必的認識の有無について確認するのが筋であったように思われる。

また、平成2年決定そのものの問題ではないが、この決定に関する判例解説において、次のような記述があり、気になる。すなわち、「かりに被告人が覚せい剤という物を知らなかったが、当該物が身体に有害で違法な薬物類であると思っていた場合については、右の程度の認識があれば覚せい

9 中森喜彦「判批」芝原邦爾ほか『刑法判例百選Ⅰ 総論 [第5版]』（有斐閣、2003年）75頁も、「本決定が、原判決と異なり、故意を認定するための伝統的な表現を維持した点は評価すべきであるが、それを支える事実的基礎が存在したかどうかには疑問を差し挟む余地があるように思われる。」とする。

10 同上。

11 判例時報973号（1980年）137頁。

い剤であることの故意を認めるのに十分であると解される」¹²というものである。このような理解は、第1審判決と同様のものであり、妥当とは思われない¹³。故意における「意味の認識」要件を重視して、「身体に有害で違法な薬物類」という認識さえあれば故意が認められるという理解なのかもしれないが、これでは覚せい剤について未必的にでも認識しているとはいえない。中森が指摘するように、罪刑法定主義を基本原理とする以上、類の認識はあくまでも類の認識に過ぎず、種の認識がなければその種の犯罪に必要な故意があったとは言えないとするべきである。加えて、最高裁昭和24年2月22日第3小法廷判決¹⁴も思い出されるべきであろう。同判決は、有毒飲食物等取締令¹⁵違反に問われた被告人について、メタノールであるとはっきりとした認識もなく、ただ飲用に供すると身体に有害であるかもしれないと思った事実をもって同令違反があったとした原判決を破棄したものである。すなわち、「身体に有害であるものは同令第一条に規定したメタノール又は四エチル鉛だけではなく他にも有害な物は沢山あるからである。従ってただ身体に有害であるかも知れないと思っただけで同令第一条違反の犯罪に対する未必の故意ありとはいいい得ない道理であるから

12 原田國男「判解」ジュリスト958号（1990年）81頁。

13 内田・前掲注7）69頁も、「第1審判決と同様、やや『故意の範囲』を拡げすぎているように思われる」とする。

14 刑集3巻2号206頁。

15 後掲の判決において問題となる同令第1条は、以下のような規定であった。すなわち、「メタノール又は四エチル鉛を含有する飲食物（1立方センチメートル中1ミリグラム以下のメタノールを含有するものを除く）は之を販売、譲渡、製造又は所持することを得ず（1項）メタノールは飲食に供する目的をもって之を販売、譲渡、製造又は所持することを得ず（2項）」とするものであった（旧字などは引用者において現代風に改めた。以下同様。）。なお、後掲判決は、1項の「飲食物」の後に続くカッコ部分が増えられる改正以前の事件であった。同令は、昭和21年1月に公布・施行され、5か月後の昭和21年6月に改正が行われており、上掲の条文は、この6月改正後のものである。

原判決は被告人に故意があることの説示に欠くところがあり、理由不備の違法があると言わざるを得ない」とした。この判決は、意味の認識だけでなく、対象物がメタノールであるとの認識も必要であるとの趣旨に理解すべきであるから、意味の認識だけで足りるとの理解が妥当でないことを示すものであるといえる¹⁶。

さらにいえば、前掲の判例解説において、この昭和24年判決と同旨と思われる最高裁昭和24年4月23日第2小法廷判決¹⁷が引用されている点も気になるところである。この点については、覚せい剤と異なって、飲用に供すると身体に有害であるかもしれないとの認識だけではメタノールを特定できないことから、そのような判断は当然であり、学説においても、メタノールについては「身体に有害な少なくとも飲料に適さないアルコール性の液体であるという意味内容の認識で十分である」との福田平の見解¹⁸を引用して、これだけの認識があれば故意犯の成立が認められると考えられているから、覚せい剤については先の引用のような認識があれば故意が十分認められるだろうとの理解を正当化するために（あるいは補強するために）、この判決を引用しているように読めてしまう。仮にこのように考えることが許されるなら、そのあとの議論にも説得力があるか、疑問がある。すなわち、「故意の成立を認めるには、その事実を認識していること

16 この意味で、最高裁昭和23年3月20日第2小法廷判決（刑集2巻5号256頁）は、同じく有毒飲食物等取締令1条違反を問われた事件において、「被告人は本件メタノールをメタノールであることを知って譲渡したのであるから、原判決が、被告人の右の所為を前記勅令第一条の違反罪に問擬したのは、まことに正当である」としており、不当であろう。メタノールとの認識はあるものの、意味の認識については「メタノールはメチルアルコールとは別物であって、飲んででも害はないものと思っ」たとの原判決の認定を引用しており、意味の認識のない被告人に故意を認定しているからである。

17 刑集3巻5号610頁。

18 この見解については、福田平『目的的行為論と犯罪理論』有斐閣（1964年）165頁参照。

が、当該行為が違法であり、してはならない行為であると認識する契機となりうる必要があると解される。覚せい剤という物を知らなくとも、右の程度の認識があれば、違法な行為に出てはいけないという判断が十分可能であるから、原則として故意を認めてよいのである¹⁹とするものである。前半は、いわゆる故意の提訴機能について述べているものと思われるが、後半については、違法であるとの認識があればそのような行為に出ることは差し控えなければならないのであり、それにもかかわらず行為に出た以上は故意（責任？）を認めることができるとの論理を展開されているように読むことができる。仮にこのような読み方であるとすれば、故意の構成要件関連性の緩和が罪刑法定主義を危うくするものであることを改めて考えなければならない。違法性の認識が認められ、規範の壁に直面したのにそれでもなお行為に出たというだけで、責任非難が可能になるわけではない。あくまでも特定の構成要件に該当する事実の認識があることを前提にしなければならないのである。

それゆえに、上掲の見解を一般論として展開した東京地裁平成3年12月19日判決²⁰もまた（結論こそ正当であるが）不当であると評価されるべきであろう。

【事案】

吸入する目的で、規制されているトルエンを含有するシンナーを所持したとして起訴された被告人が、公判において、購入時にトルエンは含有されていないと思っていた旨供述し、その認識の有無が争われたものである。

裁判所は以下のように判示して、被告人を無罪とした。

19 原田・前掲注12) 81頁。

20 判例タイムズ795号（1992年）269頁。なお、先の判例解説を担当した原田國男元判事が、本事件の担当裁判官である。

「故意の成立を認めるには、その事実を認識していることが、当該行為が違法であり、してはならない行為であると認識する契機となりうる必要があり、また、それで十分であるというべきである。そこで、トルエンを含有するシンナーについていえば、トルエンという劇物の名称を知らなくとも、身体に有害で違法な薬物を含有するシンナーであるとの確定的又は未必的な認識があれば、足りる。(改行) 本件被告人は、過去の経験から、トルエンを含有しないシンナーを吸入し、又はその目的で所持しても、犯罪にならないことを知っていたというのであるから、当該シンナーにはトルエンが含有していないと思っていたとすれば、右の認識を欠き、故意がないことになり、吸入目的の所持罪が成立しないことは、明らかである。」「本件証拠によれば、被告人が吸入する目的でトルエンを含有する本件シンナーを所持したという客観的事実は、優に認めることができるが、被告人には当該シンナーにトルエンが含有されているとの確定的又は未必的な認識があったという証明はない」

本判決は、「トルエン含有についての被告人の認識について証拠を詳細に検討し、結局、被告人には本件シンナーにトルエンが含有されているとの確定的又は未必的な認識があったという証明はないと判断」²¹されたものである。しかし、先にも触れ、本判決でも述べられている一般論は、「当該行為が違法であり、してはならない行為であると認識する契機となりうる事実」を認識することが故意の要件であるとしている。したがって、塩見淳が指摘するように、「本件では、トルエンの含有を認識する契機となりうる事実が表象されれば故意が認められてよいことになろう。この点、判決は『あくまでもトルエンが含有されていることの確定的又は未必的な認識が必要』だと説いているが、これは右の一般論との間には明らかな齟齬

21 同上270頁の「関係人仮名」のコメント。

がある（圏点は原文通りである—引用者注）」²²のではないだろうか。被告人の公判供述によれば、「(1) 本件シンナーには、シンナー乱用防止対策品と書いてあったので、絶対とまではいえないが、多分トルエンが入っていないと自分で勝手に判断して買った。(2) トルエンが入っていないとは書いてなかったし、その場でトルエンが入っていないかどうか調べようもないから、トルエンが入っている可能性は完全に否定できないが、このことは後に考えたことで、買った当時は、シンナー乱用防止対策品と書いてあったので、いつものトルエンが入っていないものと同じだと思って買った。(3) 同様に、当初からトルエンが入っていると分かっていたら、八〇パーセントは吸わなかったと思うが、二〇パーセントは吸っていたかも知れない。ただし、それは、後から考えたことで、買った時はそこまで考えていなかった。」とされており、認識可能性を認定することも不可能ではなかったと思われる。このように、本事案では証明がなかったがゆえに無罪と結論されたが、逆の結論もありえないわけではなかった²³。つまり、本件の無罪を導く方法としては、上記のような一般論によるのではなく、規制されているシンナーであるとの認識が被告人は欠けているのであるから、それを理由に故意を否定するというものであったように思われる²⁴。

22 塩見淳「判批」法学教室162号別冊付録・判例セレクト1993（刑法）34頁。

23 町野朔『刑法総論』信山社（2019年）188頁は、本判決について、「この場合の行為者には構成要件の不法内容の認識はあったのであり、故意を肯定すべきである。所持していたシンナーが処罰の対象になっていないという認識は違法性の錯誤として考慮すべきものである。」とする。

24 山口厚『刑法総論 [第4版]』有斐閣（2025年）206頁も、「トルエンを含有するシンナーの所持だけが処罰されている場合に、トルエンが含まれていないと置いていれば、故意は認められない。」として、本判決に言及している。

3.

以上、不十分なながらも判例の検討を通じて得た結論は、故意の成立にあたっては「構成要件該当事実の認識が現実のものであり、かつ、意味の認識を含んだものでなければならない」²⁵ということである。罪刑法定主義を基本原理とする以上、このような結論は維持されるべきものである。もっとも、このようなこと自体は、従来主張されていることを確認したにすぎず、取り立てて新しいことを主張したつもりはない。しかしながら、今後の「困難な事件」がこのような主張を緩和する危険性は常にあるのであり、刑法の基本に常に立ち返ることは必要なことであると思われるので、筆を執った次第である。

25 中森・前掲注9) 75頁。

CMC (Computer-Mediated Communication) の 課題に関する考察 —心理学的観点を中心に—

瀬戸 泰

【要旨】

本稿では、今や社会全般に行き渡っているコンピュータを介したコミュニケーション (CMC) をテーマとして、主にその課題に焦点を当て理論的整理を行った。具体的には、インターネット上で特定の意見が増幅し先鋭化されていく現象であるサイバースカールドおよび近年社会問題化している誹謗中傷を取り上げ、それぞれの背景や発生要因について、心理学を中心とした複合的な観点から考察を行った。いずれの現象についても、その要因は一つに限定されるものでなく、インターネット特有の環境要因と人としての心理特性が複雑に重なり合った結果として生じる現象であると考えられる。そのため、これらの課題は何か一つの方策で解決できるものではないといえるが、今後さらに情報化が進展していく社会を見据え、個々の要因を考慮に入れたオンライン環境の整備・改善やインターネット・リテラシー教育のあり方の検討等について、官民を含めた社会全体として取り組んでいく必要があると考えられる。

キーワード：CMC、サイバースカールド、社会規範（集団規範）、創発規範、誹謗中傷、心理ゲーム

1 問題と目的

情報化社会といわれる現代において、パーソナルコンピュータやスマートフォン等のコンピュータを介して行われるコミュニケーション (Computer-Mediated Communication：以下「CMC」という。) が広く日常生活にまで浸透している。電子メール、チャット、SNS (Social Networking Service)、オンライン会議などにより、個別の交流はもとより、多数の人と大量かつ瞬時にやり取りを行うことも可能となっており、対面によるコミュニケーション (Face-to-Face communication：以下

「FtF」という。)とは異なる様相・影響をもたらしている。CMCの利点については、“どこでも・いつでも・誰でも”(ユビキタス)と称されるように、時間・場所・立場等にかかわらずコミュニケーションを図ることができる利便性や効率性が挙げられることが多いが、一方で、社会的に大きな影響をもたらす課題も生じている。そこで本稿では、CMCによる課題に焦点を当て、具体的には「集団極性化」のデジタル版とも称される「サイバーカスケード」および近年深刻な社会問題となっている「誹謗中傷」について、それぞれの背景や発生要因等について検討を行うこととする。

なお、CMCは単一の研究分野の概念ではなく、情報学、情報工学、経営学、社会学、言語学、心理学、コミュニケーション学等、複数の領域にまたがる概念であるため、各領域からの縦割りの論考が中心とならざるを得ない面がある。その点を踏まえ本稿は、心理学を中心としたものではあるが、CMCに関して一般的に取り上げられやすい社会心理学はもとより、臨床心理学やパーソナリティに関する視点を盛り込み、単一ではなく複合的な観点からCMCの課題について考察を行うこととしたい。

2 広がりゆくインターネット・CMC

日本におけるインターネット利用者の割合は上昇傾向にあり、2024年の利用率は85.6%となっている(図1)。端末別の利用率は、「スマートフォン」(74.4%)が最も多く、「パソコン」(46.8%)を27.6%上回っている。

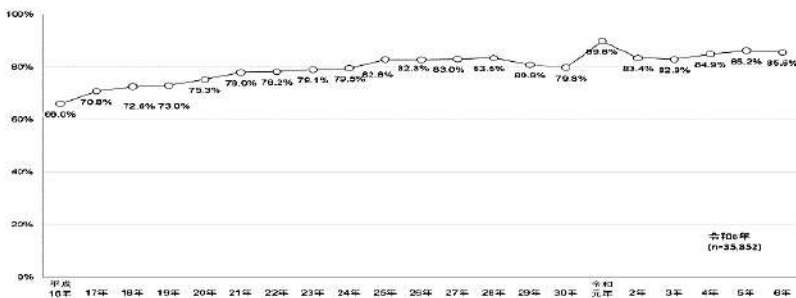


図1 インターネットの利用状況の推移(令和6年通信利用動向調査の結果(総務省官, 2025))

インターネット利用者の割合は、13～69歳の各年齢階層で9割を超えており、幅広い年代に普及していると考えられる (図2)。

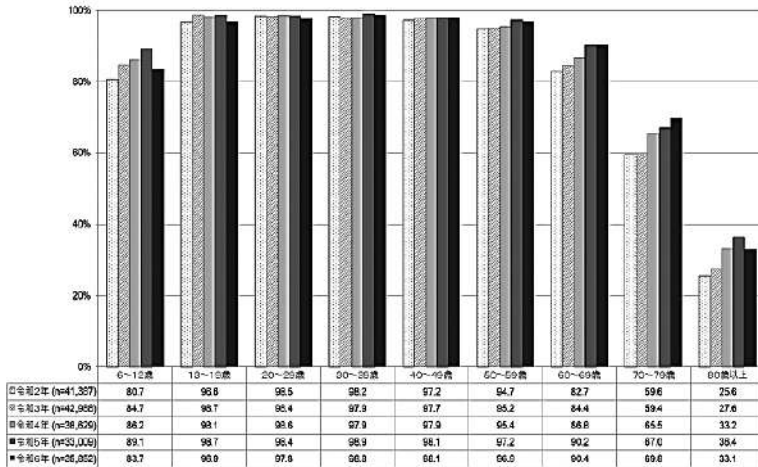


図2 年齢階層別インターネット利用状況の推移 (令和6年通信利用動向調査の結果 (総務省, 2025))

インターネットの利用者の内、SNS を利用している割合は81.9%と非常に高い。6～12歳を除き、全ての年代でSNS利用率は50%を超えており、幅広い年齢層においてSNSが利用されていることが伺える (図3)。

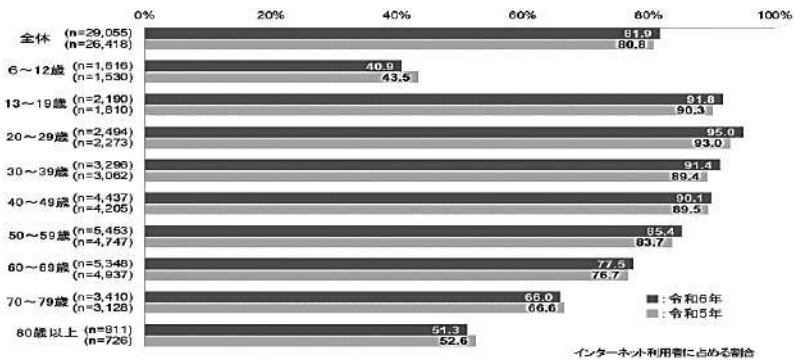


図3 SNSの利用状況 (令和6年通信利用動向調査 (総務省, 2025))

利用目的については、「従来からの知人とのコミュニケーションのため」が87.7%と最も高い(図4)。

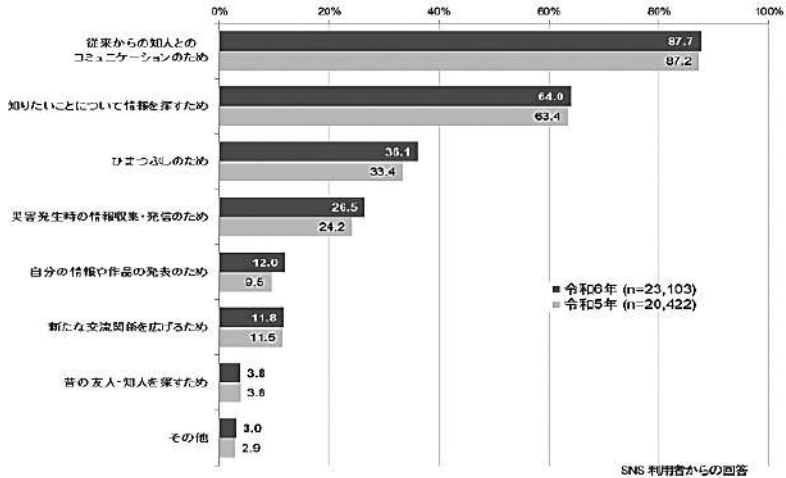


図4 SNSの利用目的(令和6年通信利用動向調査の結果(総務省, 2025))

以上の通り、近年インターネットは年代に関係なく非常に高い割合で普及しており、中でも他者とのコミュニケーションを図ることのできるツールであるSNSの利用率は顕著である。このことは、CMCが年代を問わず広まっていることを示し、今や社会基盤として日常生活に浸透していることが伺える。

一方、総務省からの委託事業として運営されているインターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害、著作権侵害などに関する相談機関である「違法・有害情報相談センター」における相談件数も年々上昇傾向にあり、2024年度の相談件数は6,403件に上り(図5)、相談の内訳としては、名誉や信用を損なう投稿に関する相談が半数以上を占めているとされる。

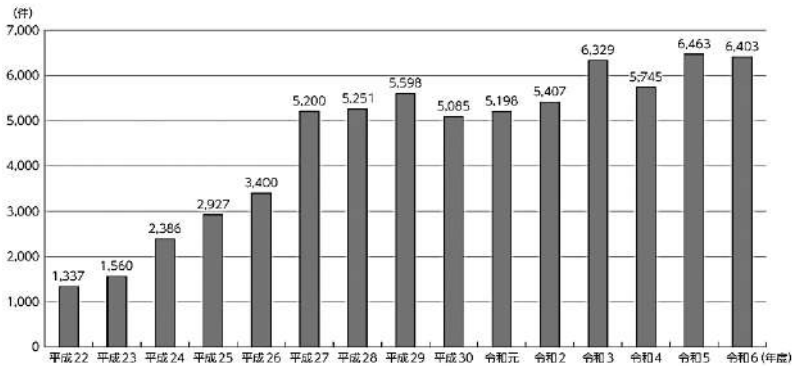


図5 違法・有害情報に関する相談などの件数の推移（令和7年版情報通信白書（総務省, 2025））

このように、CMCは広く普及・活用されている一方、同時に社会的なトラブルや課題をもたらす側面もあることから、そのポジティブな面（光）とネガティブな面（影）の両面について検討していくことが必要である。利点については、上述のように時間や場所等に制約を受けることなくコミュニケーションを図ることができるといった利便性の他、社会的立場等に関係なく多くの人々が平等に利用しやすい性質（Sproull & Kiesler, 1991）や匿名環境によって自己開示が促進されやすくなる側面など様々な点が挙げられるが、以下本稿では、主にCMCのネガティブな面（影）について論考を進めていくこととする。

3 サイバースケード

社会心理学のキーワードとして、集団極性化という概念がある。これは、個人の判断よりも集団による判断が極端な方向へ傾く現象である（Stoner, 1961）。これを元に Wallach, Kogan, & Bem (1962) は、例えば「電気技師が、ある程度十分な給料の今の会社にとどまるか、それとも給料は相当高いが何年務められるかは分からない別の会社に移るか」、「重い心臓病の人が、窮屈で制約の多い生活に甘んじるか、それとも成功すれば完全に治るが失敗すれば命を失う可能性のある手術を受けるか」というよ

うに、安全ではあるものの得られるメリットが少ない選択肢を選ぶか、リスクはあるがうまくいけば大きなメリットが得られる選択肢を選ぶかに関する12の課題を用意し、まずは実験参加者個人で判断させようとして、次に6人1組での話し合いによって集団としての結論を出してもらった。その結果、12の課題全てにおいて、個人による判断より、集団での意思決定の方がリスクな（かつ、うまくいけば見返りも大きい）選択肢を選ぶ結果になったことを報告している。このように、個人より集団で決定を下す場合の方がリスクな選択をしがちなことを「リスクシフト」という。ただし、この実験ではリスクな選択肢を選ぶことによる見返りが大きい例題が用いられていたことも影響しリスクな方が選好されていたが、リターンの大きくない選択肢にすると、個人より集団の方がよりコーシャス（慎重・無難）な判断がなされる場合もあり、これを「コーシャスシフト」という（Stoner, 1968）。リスクシフトとコーシャスシフトを合わせて集団極性化というが、いずれにしても集団による意思決定は個人で行われる場合よりも極端に傾きやすいことが分かっている。それではなぜ、集団の判断がリスクな方へ傾く場合があればコーシャスな方向へと傾く場合もあるのか、すなわち、何がリスクシフトとコーシャスシフトを分けるかについては次の2点から説明される。まず、集団にとってメリットが明らかに多いことが明らかなる場合はその選択肢（判断）が選ばれる傾向にあること、次に、リスクもしくはコーシャスな判断のどちらが多数派であるかも選好に影響を与えることが分かっている。つまり集団による討論の場で、リスクな選択が良いと考えている人が多数派であれば集団としてリスクな判断に傾き、コーシャスな方を好む人が多数派であれば集団としてコーシャスな方向にシフトすると考えられている。このように、集団成員が多数派の考えや意見という「集団規範」を“読み”、それに“合わせる”ことで集団極性化が生じるとされる。

オンライン上においてもこの集団極性化が生じることが知られており、それはサイバースケード（Sunstein, 2001/石川訳, 2003）と呼ばれている。

る。カスケードとは、階段状に水が流れ落ちていく滝のことであり、人々がインターネット上の特定の意見に流されていき、それが最終的に大きな流れとして増幅されることから名付けられたものである。具体的には、ニュースサイトのコメント欄が極端な似通った主張で溢れかえるようなことや、特定の政党や政治的思想に関する偏ったコメントが拡大・精鋭化していくケース、また、著名人や社会的な現象に関するデマの拡散などもこれに含まれ、時に世論を動かすような大きな影響をもたらす場合がある。集団極性化の一種であるサイバークスケードは、比較的閉鎖的な環境で、似通った思考や信条を持つ者同士をつなげやすいというインターネットの特徴から引き起こされやすいと考えられているが、以下では、この現象の発生要因について詳細な論考を行うこととする。

インターネット利用者の多くの人は日々、ウェブ検索エンジンを活用して何かを調べたり新しい情報に触れていくと同時に、自身の考えや興味、信条に合った情報を優先的に検索し閲覧している。このように、自分の信念や仮説を肯定しようとして、それと合致する情報ばかりに目が行き、反対の情報を無視・軽視したり、都合よく解釈したりする傾向を「確証バイアス」(Wason, 1960) といい、この認知傾向は人に根本的に備った特性とされる。例として、自分の支持する政党や政治家に対する肯定的な情報ばかりを探し否定的な意見には耳を貸さないといったことや、自分が欲しいと思っている商品の良い口コミばかりを見て安心する一方で、欠点を指摘する口コミは「一部の例外的な意見」と考え軽視することなどが挙げられる。確証バイアスを一言で表現すれば、「人は見たいモノしか見ようとしなない」ということであり、インターネットで情報収集等をする際、まずはこの確証バイアスによって一面的な情報にしか触れることがなく(選択的接触)、結果的に知識や考えが偏ったものとして形成されかねない側面があるといえる。

そうした「見たいモノしか見ようとしなない」認知傾向に加え、インターネットメディア特性としての「フィルターバブル」と「エコーチェンバー」

という現象が掛け合わされることで、より偏った視点が増強されやすくなると考えられる。フィルターバブルとは、プラットフォーム事業者が個人の閲覧履歴や購入履歴等に合わせて情報をパーソナライズすることで、閲覧者が自分にとって興味のある「情報の泡（バブル）」に囲まれ、異なる視点や反対意見に触れる機会が減少する現象（Pariser, 2011/井口訳, 2012）をいう。例えば、SNSで「いいね」や「シェア」をした社会的・政治的な話題に関連した投稿ばかりが表示されるようになることや、ワクチンに関する医学的な根拠のないデマについて検索すると、関連したネガティブ情報ばかりが表示されるようになるといったことが挙げられる。これにより、自己の関心とは異なる情報に触れられず、他の考えや反対意見の存在に気づきにくくなることが指摘されている（Pariser, 2011/井口訳, 2012）。フィルターバブルを一言で表現すれば、「（その人が）見たいモノしか見せない」というインターネットメディアの特性といえよう。こうした「確認バイアス」と「フィルターバブル」の組み合わせにより、インターネット上では知識や考えが偏り物事の全体像が見えづらくなる精神的な「視野狭窄」が生じやすいと考えられる。

エコーチェンバーとは、SNSなどの閉じたコミュニティ内で似た意見や価値観を持つユーザー同士が交流することで、特定の情報や考えが増幅・強化され、それが正しく間違いのないものと信じ込みやすくなること（Sunstein, 2001/石川訳, 2003）を指し、閉ざされた小部屋で音が反響する現象から名付けられたものである。例えば、SNSで自分の興味・関心に似たユーザーをフォローした結果、自身の意見に近いコメントや全面的に肯定するような意見が寄せられること、また、特定の政党や候補者を支持する人がSNSで繋がり、肯定的な意見ばかりを寄せ合うことで「自分の支持する政党が圧倒的に正しい」、「反対派は間違っている」といった一方的な認識が強化されるといったことが挙げられ、これにより意見の対立や社会的分断が深まる可能性があることも指摘されている（Sunstein, 2001/石川訳, 2003）。エコーチェンバーを一言で表現すれば、「その人の

(一面的な) 考えや信条を強化・増幅する」インターネットメディア特性といえる。

さらに重要な論点として、エコーチェンバーがオンライン上の「集団規範」を強化し、集団成員の判断や行動を特定の方向に導く側面があることが挙げられる。集団規範とは集団の中で共有されている判断や行動の基準・ルールのことをいい、明文化されたものだけでなく、慣習や道徳、価値観といった暗黙の了解をも含む。社会心理学者の Sherif (1935) は、集団規範の形成過程および規範が個人の判断にもたらす影響について、実験による実証的研究を行っている。この実験は、光点の自動運動現象（暗闇の中で静止した光の点が動いているように見える錯覚）を利用し、実験参加者は光点の動いた（ように見える）距離を判断し答えるというものである。実験参加者はまず、個別に光の移動距離を尋ねられ、その場合の一人ひとりの判断はバラバラであったものの、その後3人の集団で同様の課題を繰り返していくと、当初バラバラであった個人の判断値は次第に集団メンバー共通の判断値に収束する結果となった。さらに再び個別に分けられ、他のメンバーがいなくなった状況で改めて課題に取り組んだところ、集団での判断値が個人での判断に維持されており、一度形成された規範は一時的な判断基準ではなく、継続的な基準として機能することが示された。このように集団において人々は、他のメンバーの言動を基に相互に共通の判断・行動基準（集団規範）を形成し、それに基づいて考えたり行動する傾向があることがわかっている。なお、自身の判断や行動を規範に合わせていくことを社会心理学では「同調」と呼んでいる。

インターネット上でも現実社会と同じく集団規範は存在しており（縄田, 2022）、ここで著者は、エコーチェンバーと集団規範が密接に関連していることを強調しておきたい。考えや信条の似た者同士がオンライン上で集まり内輪びいき的な交流を繰り返す中で（エコーチェンバー）、集団内で形成されたルールや価値観、すなわち集団規範が共有・強化されていき、次第に集団成員は規範に同調し、それに即した考えや行動を取る傾向が強

まるということである。つまり、エコーチェンバーはオンライン上の集団規範を強化し、結果的に集団成員の思考や行動を一定方向に導く構造を有しているといえる。さらにインターネット上では他者の意見が明示化されやすいため、規範への同調がより促されやすい側面があり、極端かつ同調的な意見を持ったオンライン集団が生じやすい背景にはこうした要因があると考えられる。そして、その場で共有される情報が誤った情報や意図的におつ造された情報（デマ）であったとしても、こうしたオンライン特性により誤情報は修正されにくく、虚偽情報やデマが急激に拡散される場合がある。

それではここで、オンライン上の集団規範の性質はどのようなものであろうか。現実世界における集団規範との相違点を中心に、以下論じていくこととする。現実世界における集団とインターネット上の集団との大きな相違点としてまず、「匿名性」が挙げられる。お互いに名前も顔も分からないインターネットの匿名環境下では、心理的な負担が軽減され自己開示が促進されやすくなるといった特徴があるが、同時に課題として、自身の言動に対する責任感や抑制力が希薄になり、現実社会では口にできないような極端な発言や中傷的投稿が行われやすくなると考えられている。Siegel, Dubrovsky, Kiesler, & McGuire (1986) は、参加者がお互いに名前も顔も分からないCMCによる討議場面では、実際に顔を突き合わせた討議に比べ極端な意見が有意に現れやすいことを報告しており、その原因について名前や表情、しぐさなどが分からず社会的文脈が弱まったためと説明している。Suler (2004) は、このようにインターネットの匿名性や非対面性により、対面時よりも抑制が外れ、極端な発言や行動がとられやすくなる現象を「オンライン脱抑制効果」と提唱している。オンライン上の集団は現実的な場での集団と異なり、匿名性を背景として一過的に形成されることが多いため「群集」に近い存在ともいえる。群集とは、一時的に集まった組織化されていない不特定多数の人々の集まりのことをいい、非持続的かつ流動的（参加や離脱が容易）な面が特徴とされる。そうした

曖昧で不透明なオンラインコミュニティという集団では、長期的かつ制度的（規律的）な規範よりも、短期的で状況に応じて変容されやすい（状況依存的な）規範、すなわち「創発規範」（Turner & Killian, 1957）が形成されやすいとの指摘がある（Tahmasbi & De Vreede, 2015）。つまりオンラインコミュニティでは、現実社会での安定的な集団規範（社会規範）よりも、一時的かつ状況依存的な規範が形成されやすく、メンバーの多くはそうした創発的な規範に即して判断・行動していくため、長期的に見れば不合理的でリスクを伴うようなものであっても、その場では「正しい行動」とみなし取り入れていく傾向があると考えられる。まとめると、オンライン集団では匿名性を背景として、短期的で状況依存的な創発規範が優位となり、それに伴い集団成員の判断も創発規範に基づいた性質（一時的で場当たり的な判断）になりやすい傾向があるということである。サイバースケードの背景には、こうした創発規範およびそれへの同調による影響も伺える。

これに加えて近年、「SIDE モデル」（Social Identity Model of Deindividuation Effects：脱個人化効果の社会的アイデンティティモデル）という考え方が注目を集めている。上述のとおり従来は、インターネットの匿名性によって、対面時よりも抑制が外れ極端な発言や行動をとりやすくなるという見方が中心であったが、それに対し SIDE モデルは、「匿名性によって個人（一人の人間）としてのアイデンティティが薄まる代わりに、集団への所属意識といった社会的アイデンティティが強まり、結果として規範への同調が促進される」と捉えていくものである（Reicher, Spears, & Postmes, 1995）。実際、インターネット上での匿名性がその場の規範への同調を強め、攻撃的な書き込みを促すことを実験によって確認した研究がある（Rösner & Krämer, 2016）。この研究では、立場によって意見の分かれそうな記事（サッカー観戦の仕方に関する記事）を実験参加者に読ませた後、自身の意見をウェブ上でコメントしてもらおうのであるが、その際参加者を匿名／非匿名に分けるとともに、その場の規範（多数

派の他者の書き込み)を攻撃的／非攻撃的なものに操作し、それぞれの条件下において参加者のコメントがどのように異なるかを分析している。その結果、匿名条件だけで攻撃的なコメントが有意に増えることはなく、匿名性かつ攻撃的な規範の双方が存在する状況において最も攻撃的な書き込みが増加することが示された。つまり、匿名性は直接的に攻撃性を生む要因ではなく、「攻撃的な発言をしても許される」、「それが当然だ」といったその場の規範の影響が大きいこと、そして匿名性はそうした規範への同調を強める側面があることが指摘されている。このように、オンライン集団における全体的な趨勢(規範)がその場での考えや行動の基調・方向性を定め、さらに匿名環境が人々の同調を促すことで特定の考えや発言が拡大し先鋭化していくといえる。この点を裏返していえば、オンラインコミュニティで極端な規範を醸成させないような工夫・取組みは、サイバースケードを防ぐ一助になると考えられる。例として、何が許可され禁止されるかといった「利用規定(行動規範)」を明示する(例:差別的発言、過激な思想、特定の人物や政党等への偏り過ぎた書き込みの禁止をルールとして示す)ことや、本人確認(電話番号認証等)を導入し「匿名性」と「実名性」のバランスを考慮した仕組みにすること、また、不適切な投稿を迅速に見つけ対処するといった運営管理の強化に加え、その実効性を高める法的枠組みの整備などが有効であると考えられる。

以上、本節ではサイバースケードの発生要因について様々な観点から検討を行った。人としての認知特性である確証バイアス(見たいモノしか見ようとしない特性)と、ネットメディアの特性としてのフィルターバブル(見たいモノしか見せない特徴)およびエコーチェンバー(特定の考えを増幅する特徴)、そして、匿名性や集団アイデンティティをベースとした創発規範への同調といった複数の要因が重なり合うことで、オンライン集団では判断や行動が特定の方向に極端に傾き、サイバースケードが生じると考えられる。以上の論点について、筆者としてまとめたものを図6に示す。

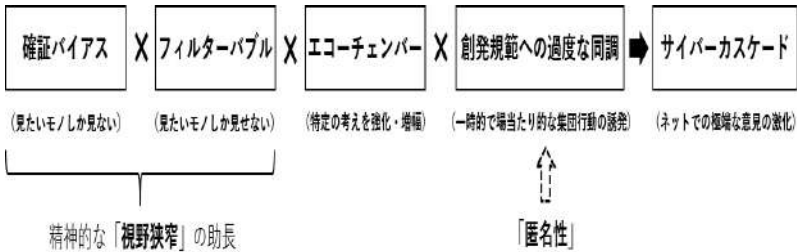


図6 サイバースカケドの統合的な発生要因

4 誹謗中傷

誹謗中傷について法的な定義は存在せず、一般的には根拠のない悪口や虚偽情報により他者や企業等を攻撃・侮辱し、名誉を傷つけるような行為を指す。正当な批判は、相手の意見や行動に対して客観的な根拠に基づき論理的に述べるものである一方、誹謗中傷は、相手の人格や容姿、言動等を一方的に否定したり、虚偽の情報で貶めたりするという点で異なると考えられる。インターネットの普及に伴い、オンライン上での誹謗中傷が社会問題化しており、侮辱罪の厳罰化や開示請求手続きの簡略化などの法制度の整備が進められたものの、依然として減少の兆しがみられない状況である。以下本節では、複数の心理学的な観点から誹謗中傷について論考を行うこととする。なお、誹謗中傷に関連した概念として「炎上」(フレーミング: flaming) があるが、炎上には確立した定義がない (e.g., 山口, 2015) ことから本稿ではこれらを区別せず、「誹謗中傷」として包括的に扱う。

まず、サイバースカケドに関して取り上げた「匿名性」は、同様に誹謗中傷を含めた他者への攻撃行動にも関連があるとされている。匿名性と攻撃行動に関する著名な研究として、Zimbardo (1969) による実験が挙げられる。この実験では参加者の女子大生を匿名群 (顔が隠れる大きなフード付きの白衣を着用し、名前ではなく番号で呼ばれるグループ) と非匿名

群（普段着のまま名札をつけ、お互いに自己紹介を行うグループ）の2つに分けたうえで、別の部屋にいる女性（サクラ）に対し、学習課題の間違いの度に電気ショックを与えさせるというものである。その結果、匿名群は非匿名群の約2倍の長さの電気ショックを与えた。このことから Zimbardo は、匿名性によって、他者から自身が評価される懸念が弱まり個人の感覚が希薄になることを「没個性化」と名付け、それにより責任感や恥・罪悪感等が鈍り、感情的・非合理的な行動が現れやすくなるとした。オンライン上での没個性化に関する研究として、匿名の参加者と非匿名の参加者をオンラインで討論させた結果、匿名群は非匿名群に比べて、相手を脅すような言葉や攻撃的な表現を用いる頻度が有意に高かったという報告 (Lapidot-Lefler & Barak, 2012) がある。この点は上述の「オンライン脱抑制効果」として捉えることができる。すなわち、インターネット環境特有の匿名性や非対面性により責任感や抑制力が弱まり、“誰がやっているかどうか分からないのだから思いのままに発言してやろう”といった心境から、対面では口に出せないような攻撃的発言が生じやすいということである。しかしながら、匿名のオンライン環境下であっても反社会的な言動が増加するわけではないという報告 (Lea, O'Shea, Fung, & Spears, 1992) や、その逆に実名による投稿が中心の SNS 上でも誹謗中傷や攻撃的な書き込みが見られるという指摘 (Rainie, Lenhart, & Smith, 2012) もあり、匿名性や非対面性といった環境のみが攻撃的な言動を促す要因とはいえないと考えられる。

それでは何がインターネットでの誹謗中傷を促すのであろうか。その一つとして、上と下のサイバースケードそのものに誹謗中傷を生み出す側面があることが挙げられる。閉鎖的なオンラインコミュニティで同質化したメンバー間では、「自分たちは正しい」という内集団意識が高まり、異なる意見や価値観を持つ個人や集団を「敵」（外集団）とみなし、激しい誹謗中傷や集団間葛藤へと発展する場合があるが、本節ではそうしたネット特有の環境要因に加え、個人レベルにおける心理状態からも検討を行っ

ていくこととする。

まず、誹謗中傷を含めた他者への攻撃行動に関する心理学の理論として、Dollard, Miller, Doob, Mowrer, & Sears (1939) による「フラストレーション-攻撃仮説」が挙げられる。これは、フラストレーション（欲求不満）が攻撃行動を引き起こすとする古典的な理論である。欲求の充足が妨げられるとストレスや怒りといった不快感情が高まり、不快感の解消を求めて人や物への攻撃行動が生じるとされる。そして攻撃行動は、欲求不満を生じさせている直接的な原因に攻撃できない場合、より弱い立場の人物や、匿名性の高い環境、すなわちインターネット上の他者へ矛先が向けられることがある。このようにフラストレーション-攻撃仮説では、欲求不満を埋め合わせようとして攻撃行動が生じるという点が特徴であるが、この点に関連してより詳細な考察を行うために、筆者は臨床心理学的な視点から交流分析における心理ゲームという概念を取り上げ、以下、論を進めていきたい。

交流分析 (Transactional Analysis : 以下「TA」という。) とは、1957年に精神科医である Eric Berne が創始した心理療法の理論体系である (Berne, 1964/南訳, 1967)。TA は精神分析理論をベースとしており精神分析の口語版ともいわれている。TA では人の自我状態を、親 (P : ペアレント)、大人 (A : アダルト)、子ども (C : チャイルド) の3つで表し、それに基づく対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴等を分析し理解を深めていくことによって、バランスの良いパーソナリティの獲得や円満な人間関係の構築を含めた個人の人間的成長を促すことを目的とする。交流分析の理論体系の一つに「ストローク」という概念がある。ストロークとは元来、「なでる・さする」といった身体を労わる言葉であるが、これに精神的な意味を加えたものを交流分析ではストロークという。つまり、身体へのスキンシップや、言葉でほめたり態度で労ったりすること、さらにもっと広く“私はあなたがそこにいることに気づいていますよ”と、相手の存在を認めるような働きかけのこと (杉田, 1990) であり、平たく言え

ば「心の栄養」とも称される（芦原・松田, 2011）。ストロークには、「肯定的ストローク」と「否定的ストローク」があり、肯定的ストロークは認める、優しく接する、大事にするといった心地よい働きかけのことをいい、「否定的ストローク」は、不快な言葉かけや叱責などを指す。そして人はストロークへの欲求があり、肯定的ストロークを求めて他者と交流を図っていく。しかしながら肯定的なストロークが十分に得られない場合、“背に腹は代えられない”、“無いよりはマジ”といった形で自己存在の確認を得ようとし、否定的ストロークであってもそれを求めて行動するとされる（杉田, 1990）。例えば親からの愛情不足を感じている子の中には、親が自分の方を向いてくれるよう、あえて親から叱られるような言動を取るようなケースが見られる。また、夫からの愛情に飢えている妻が衝動買いをしたりアルコールに走ったりするのも、否定的なストロークを引き出すことを目的としたこと、つまり、叱責や罵詈雑言でもいいから私をかまって欲しいというシグナルの表れと考えられる（杉田, 1990）。

このように、肯定的なストロークが得られない場合、人は不快でもよいからと否定的ストロークを得ようとして他者との間で「こじれたやり取り」を無自覚に行うことがあり、こうした一連の交流パターンを「ゲーム（心理ゲーム）」という（細谷, 2024）。心理ゲームは一見、普通の交流のようにみえるものの、実際は否定的なストロークの交換に終始し、非生産的な時間と労力を使い、最後は決まって後味の悪い不快な結果に終わることが特徴である。芦原ら（2011）は心理ゲームの特徴について、以下の7点を示している。①ゲームの真の動機は表に出ていない、②ゲームは何回も繰り返される、③ゲームは「A（冷静な大人）」の自我状態が働いていない、④ゲームは否定的なストローク交換・裏面交流（本音と建て前の交錯したやり取り）の連続である、⑤ゲームは当惑・混乱を伴う、⑥ゲームは人生に対する基本的構え（自身や他者への肯定・否定的態度）の証明として行われる、⑦ゲームは結末に不快感を残す。以上をまとめ、心理ゲームとは不快な結末に向かって進行する交流のパターンであり、否定的なストローク

クを得るという隠れた動機を有するものの、表面的にはもっともらしい交流を繰り返す「対人関係の悪い癖」であるとしている。心理ゲームは「ゲームの公式」(Berne, 1972/江花監訳, 2018)として、次の流れで進められる。まず、ゲームには仕掛け人がおり、隠れた動機(否定的ストロークを得ようとする動機)を持って、それに引っかかってくる相手(カモ)を探し求めている。そして相手がワナにかかって反応を示すとゲームは開始される。しばらく時間が経過すると、仕掛けた側と仕掛けられた側の「役割の転換」が生じる。これは「被害者」のフリをして同情を誘っていた人が、“相手に酷いことを言われた”などとして急に「非難者」に転じて攻撃を始めるように、被害者と加害者の立場が入れ替わり混乱や対立が生じるものである。そして結末は決まって両者とも後味の悪い不快な感情(怒り、悲しみ、自己嫌悪等)を伴うものになるが、多くの場合仕掛け人は無自覚にゲームを行っているため、その後も同じような交流パターンを繰り返すことになる。

交流分析における心理ゲームの概念・特徴を踏まえたうえで、インターネット上の誹謗中傷や攻撃的な発言を考察していくと、これらも一種の「心理ゲーム」に該当すると考えられないだろうか。例えば SNS の利用者が、著名人の失言やマナー違反などを執拗に攻撃することで他の利用者の反応を誘い、出てきた反論に対し、「ただ意見を言っただけなのに、寄ってたかって叩くなんてネットいじめですね。ひどい人たちだ」などとしてさらに相手を怒らせる言葉を選んでリプライを続けるようなケースは、まさしく他者からの否定的なストロークを引き出そうとする心理ゲームの特徴に当てはまるといえる。実際、弁護士ドットコム株式会社(2025)が行った「誹謗中傷加害経験の実態調査」(2024年版)によると、誹謗中傷をしたことが「ある」と回答した人は調査回答者1,329人中約100人であり、その内47.3%が意図的に、52.7%が(その当時は)無意識に誹謗中傷を行っていたと回答している。また、誹謗中傷の動機としては、「イライラする感情を発散したかった」が36.6%と最も多く、次いで「嫌がらせをした

かった」が15.1%、「相手が誹謗中傷をしてきたから（やり返した）」が11.8%の順となっている。つまり、加害者の約半数が自覚のないまま誹謗中傷をしていることや、イライラした感情の発散や嫌がらせによる憂さ晴らしのために行っているという実態が浮き彫りになっている。こうした無自覚的な面を有し、かつ、相手のネガティブな反応（否定的ストローク）を引き出す行為は心理ゲームの特徴と合致するものであり、インターネット上の誹謗中傷や攻撃的な発言は心理ゲームの性質を多分に含んだ行為であると考えられる。上述のとおり、心理ゲームは決まって後味の悪い結末で終わることが特徴である。したがって、オンライン上で誹謗中傷をしたり不満を発散することによって仮に一時的な快感やストレス解消の感覚が得られたとしても、結局は怒りや悲しみ、自己嫌悪といった負の感情を増幅させることにつながる。このように、インターネット上の「誹謗中傷＝後味の悪さをもたらす心理ゲーム」であると理解・認識することで、不要なゲームに加わらない（自分から批判的な意見を投稿しない・探さない・便乗しない）といった心構えや、他者から吹っ掛けられたとしてもそれに応じないことや気づいたところで止めるといった対策への契機につながる可能性があり、ネット・リテラシー教育の新たな一つの視点として有効であると考えられる。

また近年、誹謗中傷と「ダーク・トライアド」というパーソナリティ特性との関係が注目されつつある。ダーク・トライアドとは、他者に嫌悪感や苦痛を与えるパーソナリティ特性であり、サイコパシー、ナルシシズム、マキャベリアニズムの3特性の総称のことである（Paulhus & Williams, 2002）。サイコパシーは罪悪感や共感性の欠如、利己性、無責任、衝動性の高さなどを特徴とする。ナルシシズムは、過大な自己評価、強い承認欲求と賞賛を求める傾向、自己の重要性への過度な関心といった特徴をもつ。マキャベリアニズムは、目的のためには手段を選ばない傾向、他者を操作しようとする意図、冷酷で計算高い行動を取るといったパーソナリティ特性である。こうした特性は多くの人々が有しているとの指摘（White,

2014) もあるが、それらが極端に高い場合、ダーク・トライアドに該当する場合がある。

これら3特性に共通する特徴として、他者に対する共感性の低さ、社会に被害を与える傾向 (Paulhus et al, 2002) や冷淡さと他者操作性 (Jones & Figueredo, 2013) が指摘されており、こうした特徴から、オンライン上においても他者への攻撃的な発言を行う傾向があると指摘されている (Xu, Zhao, & Jin, 2024)。例えば、サイコパシーやナルシズムの程度が攻撃性の予測因子になるという研究 (Jiang, Tong, Cao, & Wang, 2024) や、意図的かつ確信的に虚偽情報を流す人は、特にマキャベリズムの傾向が強いという報告もある (Lai, Jing, Zhao, & Xiong, 2024)。こうしたダーク・トライアドの特徴が誹謗中傷につながりやすい面があることに加え、ダーク・トライアド特性の強い人は社会的なトラブルを起こし疎外されがちであり、その憂さ晴らしとして匿名環境の中で誹謗中傷を行う可能性もあると考えられる。なお、ダーク・トライアドは医学用語 (診断名) ではなく、医学的には「パーソナリティ障害」に近いものとされており、その点からパーソナリティ障害は誹謗中傷と親和性の高い概念であるといえる。こうしたダーク・トライアドやパーソナリティ障害を含めた「誹謗中傷とパーソナリティ」との関連について、今後さらなる検証が求められる。

このように、オンライン上の誹謗中傷については、匿名性や非対面性、サイバースケードといったインターネット環境特有の要因に加え、フラストレーションを解消するという目的や、ネガティブなものであってもストローク (他者からの反応) を得ようとする心理ゲーム、そしてそもそも他者への共感性の低さや冷淡性等を代表とするパーソナリティ特性が複雑に絡み合った現象と考えられる。以上を図式化すると図7のようになる。

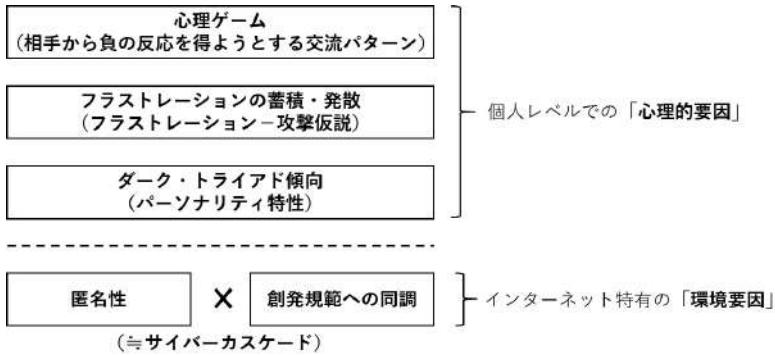


図7 誹謗中傷の発生要因

5 考察

本稿では、コンピュータを介したコミュニケーション (CMC) について、特に近年社会問題とされている課題に焦点を当て論考を行った。具体的にはオンライン上での集団極性化とも言われる「サイバースタセード」と「誹謗中傷」を取り上げ、その背景や発生要因について、これまでの先行研究を踏まえつつ、新たな心理学的観点をも加えて理論的整理を行った。

インターネット上で似た考えや価値観を持つ人々が集まり、相互作用によって集団としての意見が先鋭化し一つの大きな流れとなる現象であるサイバースタセードは、時に世論を動かし、社会に大きな影響を与えることがある。特に元の情報が誤ったものやデマであるような場合、社会的に大きな弊害を招くおそれがある。また誹謗中傷についても、人権侵害や精神的苦痛による自殺、企業への損害などをもたらす名誉毀損や刑事事件に波及するケースもみられ、いずれも看過できない重要な社会的課題といえる。その点冒頭でも言及したが、本稿は CMC に関連の強い社会心理学に加え、臨床心理学やパーソナリティといった複数の心理学的理論を中心に、ともしれば断片的な論考になりがちな CMC について幅広い観点から考察を行っており、その意味で一定の意義を有するものと考えられる。特に、オンライン上の規範は状況依存的な「創発規範」としての性質が強いという指摘

はこれまで十分に言及されてこなかった論点であり、オンライン集団ではそうした創発規範への過剰な同調が生じやすい面があることを含め、複合的な観点から「サイバースケード」の要因について考察し、統合的な図式として示すことができたことは有意義な点であると考えられる。また、誹謗中傷を交流分析における「心理ゲーム」として捉えた点はこれまでにない視点であり、さらにそれをオンライン環境と個人の心理的要因との複合的な現象として整理した点も一考に値するといえよう。いずれにしても、サイバースケード、誹謗中傷の双方とも要因は特定の何かではなく、インターネット特有の環境要因と人としての心理特性が相互に影響し合い、複雑に重なり合った結果として生じているといえる。急速な技術進歩に伴うオンライン環境の変化が利用者心理の変化を引き起こし、CMCのあり方に影響を与える一方、人の心理がさらなる技術やオンライン環境の変化を生み出すという「相互作用」が存在していると考えられる(図8)。



図8 インターネット技術とCMC利用者心理との相互作用

そのため、CMCに関する課題は何か一つの方策で解決できるものではないといえるが、今後さらに進展していくといわれるデジタル社会を見据え、個々の要因を考慮に入れたオンライン環境の改善、法的整備、運営管理やネット・リテラシー教育のあり方の検討等について、官民を含めた社会全体として取り組んでいく必要があると考えられる。

なお、本稿は文献を中心に理論的枠組みの検討・整理を行ったものであり、客観的なデータ等に基づく検証が行われていないことが課題として挙げられる。本稿で取り上げた「創発規範」や「心理ゲーム」といった概念は実験やデータに馴染みにくいものであり、実証的な研究が困難な側面は

あるが、仮説や理論が実際の現象に適合しているかについて、今後できるだけ客観的な側面から確認・裏付けを行っていくことが必要と考えられる。

最後に今後の展望・論点として、現実社会で用いられている規範がオンラインに持ち込まれることとは逆に、オンライン上で形成された規範が現実社会に浸透していく「オンラインからオフラインへの規範の移行」が将来的に増大する可能性について言及しておきたい。本稿でも繰り返し述べてきたとおり、集団規範（社会規範）は、集団や社会の判断・行動基準としてメンバーの考えや振る舞いを導く機能を有しており、社会心理学でも鍵となる重要な概念である。インターネットの歴史は比較的浅く、オンライン上で生まれる規範が現実社会の規範にどう影響を及ぼし得るかという点は現状で不透明な部分が多いが、さらなる情報化を控える現代社会にとって非常に重要な論点であり、今後そのリスクと恩恵の両面から十分な議論・検討が重ねられていく必要があると考えられる。

引用文献

- 芦原 睦・松田史帆 (2011). 医療における心理ゲームの分析と対応 心身医学51 (11), 1002-1010.
- 弁護士ドットコム株式会社 (2025). 誹謗中傷加害経験の実態調査 : 2024年版 弁護士ドットコム株式会社ホームページ, 2025-01-22.
<https://www.bengo4.com/corporate/news/article/k5mz4nbhm>, (参照2026-02-05).
- バーン. E. 南 博 (訳) (1967). 人生ゲーム入門－人間関係の心理学 河出書房
(Berne, E. (1964). *Games People Play : The Psychology of Human Relationships*. New York : Grove Press.)
- バーン. E. 江花昭一 (監訳) (2018). エリック・バーン人生脚本のすべて 人の運命の心理学－「こんにちは」の後に、あなたは何と言いますか？ 星和書店
(Berne, E. (1972). *What Do You Say After You Say Hello?*. New York : Grove Press.)
- Dollard, J., Miller, N. E., Doob, L. W., Mowrer, O. H., & Sears, R. R. (1939). *Frustration and Aggression*. New Haven : Yale University Press.
- 細谷紀江 (2024). 交流分析 心身医学64 (1), 64-70.
- Jiang, Y., Tong, L., Cao, W., & Wang, H. (2024). Dark Triad and relational aggression : The mediating role of relative deprivation and hostile attribution bias. *Frontiers in Psychology*, 15 (29).
- Jones, D. N., & Figueredo, A. J. (2013). The core of darkness : Uncovering the heart of the Dark Triad. *European Journal of Personality*, 27 (6), 521-531.
- Lai, K., Jing, G., Zhao, J., & Xiong, X. (2024). How dark triad influences rumors spreading on social media? Mediating role of declining

- Third-person Effect. *Current Psychology : A Journal for Diverse Perspectives on Diverse Psychological Issues*, 43 (8), 7007-7013.
- Lapidot-Lefler, N., & Barak, A. (2012). Effects of anonymity, invisibility, and lack of eye-contact on toxic online disinhibition. *Computers in Human Behavior*, 28 (2), 434-443.
- Lea, M., O'Shea, T., Fung, P., & Spears, R. (1992). *'Flaming' in computer-mediated communication : Observations, explanations, implications*. In M. Lea (Ed.), *Contexts of Computer-Mediated Communication*. London : Harvester Wheatsheaf.
- 縄田健悟 (2022). 暴力と紛争の“集団心理”－いがみ合う世界への社会心理学からのアプローチ ちとせプレス
- パリサー, E. 井口耕二 (訳) (2012). 閉じこもるインターネット－グーグル・パーソナライズ・民主主義 早川書房
- (Pariser, E. (2011). *The Filter Bubble : What the Internet is Hiding from You*. New York : Penguin Press.)
- Paulhus, D. L., & Williams, K. M. (2002). The Dark Triad of personality : Narcissism, Machiavellianism and psychopathy. *Journal of Research in Personality*, 36 (6), 556-563.
- Rainie, L., Lenhart, A., & Smith, A. (2012, February 9). The tone of life on social networking sites. *Pew Research Center : Pew Internet & American Life Project, Open Access*. <https://www.pewresearch.org/internet/2012/02/09/the-tone-of-life-on-social-networking-sites/>, (参照2026-02-09).
- Reicher, S. D., Spears, R., & Postmes, T. (1995). A Social Identity Model of Deindividuation Phenomena. *European Review of Social Psychology*, 6, 161-198.
- Rösner, L., & Krämer, N. C. (2016). Verbal venting in the social web : Effects of anonymity and group norms on aggressive language use

- in online comments. *Social Media + Society*, 2 (3).
- Sherif, M. (1935). A study of some social factors in perception. *Archives of Psychology (Columbia University)*, 187, 60.
- Siegel, J., Dubrovsky, V., Kiesler, S., & McGuire, T. W. (1986). Group processes in computer-mediated communication. *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, 37 (2), 157-187.
- 総務省 (2025). 令和 6 年通信利用動向調査の結果 総務省ホームページ, 2025-05-30. https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/250530_1.pdf, (参照2026-02-05).
- 総務省 (2025). 令和 7 年版情報通信白書 総務省ホームページ <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r07/html/nd2122a0.html>, (参照2026-02-05).
- Sproull, L., & Kiesler, S. B. (1991). *Connections: New Ways of Working in the Networked Organization*. Cambridge: The MIT Press.
- Stoner, J. A. F. (1961). A comparison of individual and group decisions involving risk. *Thesis (M.S.)- Massachusetts Institute of Technology, School of Industrial Management*.
- Stoner, J. A. F. (1968). Risky and cautious shifts in group decisions: The influence of widely held values. *Journal of Experimental Social Psychology*, 4 (4), 442-459.
- 杉田峰康 (1990). 交流分析のすすめ－人間関係に悩むあなたへ 日本文化科学社
- Suler, J. (2004). The online disinhibition effect. *CyberPsychology & Behavior*, 7 (3), 321-326.
- サンスティーン, C. R. 石川幸憲 (訳) (2003) インターネットは民主主義の敵か 毎日新聞出版 (Sunstein, C. R. (2001). *Republic.com*. New Jersey: Princeton University Press.)
- Tahmasbi, N., & De Vreede, G. J. (2015). A study of emergent norm

- formation in online crowds. *2015 Americas Conference on Information Systems, AMCIS 2015*.
- Turner, R. H., & Killian, L. M. (1957). *Collective Behavior*. New Jersey : Prentice-Hall.
- Wallach, M. A., Kogan, N., & Bem, D. J. (1962). Group influence on individual risk taking. *The Journal of Abnormal and Social Psychology*, 65(2), 75-86.
- Wason, P. C. (1960). On the failure to eliminate hypotheses in a conceptual task. *The Quarterly Journal of Experimental Psychology*, 12, 129-140.
- White, B. A. (2014). Who cares when nobody is watching? Psychopathic traits and empathy in prosocial behaviors. *Personality and Individual Differences*, 56 (1), 116-121.
- Xu, W., Zhao, B., & Jin, C. (2024). A meta-analysis of the relationship between personality traits and cyberbullying. *Aggression and Violent Behavior*, 79, 1-14.
- 山口真一 (2015). 実証分析による炎上の実態と炎上加担者属性の検証 *Journal of Information and Communication Research*, 33 (2), 53-65.
- Zimbardo, P. G. (1969). The human choice : Individuation, reason, and order versus deindividuation, impulse, and chaos. *Nebraska Symposium on Motivation*, 17, 237-307.

ミュージアムの観光資源化に関する一考察

湯 澤 真

【要旨】

本稿は、観光立国政策の下、「稼ぐ観光」が推進される中で、地域固有の文化資源を活用する文化観光におけるミュージアムの観光資源化の過程と内容を明らかにするものである。日本のミュージアムは歴史的に、文化財保護や専門職文化により観光から距離を置いてきたが、2019年の文化観光推進法を契機に、地域再生の中核として注目が高まった。国内各地の4つのミュージアムの事例分析から、観光資源化には、地域固有資源の「物語化」、観光関連組織との協働、新規顧客（インバウンド、ファミリー層など）の戦略的取り込みが鍵であることが示された。観光化は収益向上に貢献するが、学芸員の業務負担増や、展示の「観光向け簡略化（単純化）」による学術的真正性の毀損リスクが課題であり、文化の継承と観光の力を両立させる新たな運営モデルの構築が求められている。

キーワード：文化観光 ミュージアム 文化観光推進法 物語化

1. はじめに

1-1 研究の背景と目的

2017年4月に当時の山本幸三地方創生担当大臣が、観光による地方創生に関する講演会の中で「一番のがんは文化学芸員と言われる人たちだ。観光マインドが全くない。一掃しなければダメだ」と発言し物議を醸した。あれから9年、日本の観光政策はミュージアム（美術館・博物館）にも大きな影響を与えるようになった。2000年代後半以降、訪日外国人旅行者の急増や国内観光需要の多様化を背景に、観光は国の基幹産業の一つとして位置づけられるようになった。いわゆる「稼ぐ観光」の登場である。観光立国推進基本法（2006年）を契機として、国は観光制度の整備を進めてきたが、その流れの中で「文化観光」という考えが重視されることになった。文化観光とは、地域固有の文化資源を活用し、観光を通じて文化の理解・

継承・創造を促す取り組みを指す。その文脈においてミュージアムは地域の観光資源として注目されることになった。また近年では単なる観光施設ではなく、文化の蓄積と物語を可視化する社会基盤として再評価されている。

しかしながら、日本のミュージアムは、歴史的に観光との連携を積極的に進めてきたわけではない。ミュージアム制度は教育・研究・保存を中心に構築され、観光はその外部に位置づけられてきた。背景には、文化行政と観光行政の縦割り構造、学芸員制度に代表される専門職文化、文化財保護を中心とする価値観、そして観光に対する一定の警戒感が存在していた。結果として、ミュージアムが観光振興の文脈で語られることは少なく、観光資源としての位置づけも限定的であった。

しかし2010年代後半以降、状況は大きく変化している。地域経済の縮小、自治体財政の逼迫、人口減少など社会構造が急速に変化する中で、ミュージアムが地域の持続性にどのように寄与できるかが重要な課題となっている。さらに文化庁の京都移転（2022年）を契機として、文化政策が中央集権型から分権型へと再編され、地域文化資源の活用を軸とした政策が強化された。その中核となるのが、2019年に施行された「文化観光推進法」である。同法は文化施設を中心とする「文化観光拠点」を形成し、地域文化の価値を伝えながら観光による地域振興を図る制度である。

本研究の目的は、これらの状況下におけるミュージアムの観光資源化の過程と内容を明らかにすることである。

本研究の意義は、ミュージアムと観光の関係を単なる集客モデルではなく、「文化観光を媒介とした地域再生の仕組み」として捉え、制度・協働の観点から観光の文脈に関連付けて論じる点にある。文化施設の観光化は賛否の分かれる領域であるが、文化と観光の調和を図るための実践的知見を提示することは今日的な意義を持つ。

1-2 先行研究

ミュージアムに関する研究はミュージアムの歴史、蒐集、展示、運営、

教育などアプローチも含めて多岐にわたる。ミュージアムと観光に関しての研究や報告は、国が観光立国基本推進法を定めた2006年を契機に増加の傾向を見せる。早い時期の研究としては日本博物館協会の『博物館研究』2015年9月号での「博物館と観光」である。ここでは各地のミュージアムの、観光とのかかわりを網羅的に紹介している。また青木らは『観光資源としての博物館』（2016）の中で博物館を「観光資源」として活用することで、今後深まるであろう観光と博物館の関係について言及した。青木らはさらにその論を発展させる形で『博物館と観光～社会資源としての博物館論』（2018）を著し、外国人旅行者への対応や、観光に対応するための学芸員をはじめとする職員の意識改革への課題を取り上げて論じた。また日本博物館協会は上記特集の5年後の『博物館研究』2020年2月号で再度、「博物館と観光(2)」の特集を組み、博物館政策と観光政策の連携に言及した。この中で、すべての博物館が観光に適するわけではないことを指摘し、地域や展示内容も含めた判断をする必要があると述べ、観光化に懐疑的な意見があることを紹介した。

1-3 研究対象

研究対象として4館を選定した。文化観光推進法の理念を体現しつつ、それぞれ独自の形で観光資源化を進めている横手市増田まんが美術館、京都市京セラ美術館、祇園花街芸術資料館、堺市のさかい利晶の杜の4館である。これらは立地条件・取り扱う文化資源・展示手法・運営体制が大きく異なるものの、いずれも「地域文化を基盤とした観光拠点」として重要な位置にある。なお、4館のうち横手市増田まんが美術館とさかい利晶の杜の2館は文化観光推進法の文化観光拠点施設に認定されている。

1-4 研究手法

文化庁の文化観光推進法の趣旨に添い、各地のミュージアムで行われている取り組みをホームページとパンフレットから把握する。それに加え各旅行会社の販売する旅行商品（募集型企画旅行）を分析し、旅行商品への組み込みを含め旅行会社との連携を調査した。さらに取り上げた4館に関

して展示及び館内の観察の他、ヒアリングによる現地調査を行った。

それらを受ける形で以下の通り章立てを行った。まずは日本のミュージアムが観光と距離を置いてきた理由を制度的・社会的観点から整理する(第2章)。さらに各地の実際の事例を複数取り上げて比較検討を行う(第3章)。さらにミュージアムと観光産業、中でも旅行商品(ツアー)を通じて関係の深い旅行会社との関係を分析する(第4章)。その上でミュージアム内部での議論を整理し、文化観光がミュージアムにもたらす影響と未来像を総合的に検討する(第5章)。

2. ミュージアムが観光に目を向けてこなかった理由

本章では、日本のミュージアムが長い間、観光との連携を積極的に進めてこなかった背景について、行政制度、専門職文化、価値観、財源構造、人材配置など複数の観点から整理する。一般に、日本のミュージアムは欧米に比して観光との接点が限定的であると指摘されてきたが、その理由は単層的ではなく、多様な歴史的・構造的要因が複合的に絡み合って形成されている。本章ではその主要要因を六点に分けて検討する。

2-1 文化行政と観光行政の縦割り構造

第一の要因として、日本の行政体系における文化政策と観光政策の縦割り構造が挙げられる。文化政策は文部科学省(文化庁)、観光政策は国土交通省(観光庁)がそれぞれ所管しているが、両者は歴史的にも目的や価値基準が異なり、連携の仕組みは弱かった。

文化庁の政策体系では、ミュージアムは「文化芸術振興基本法」および「博物館法」に基づき、「教育」「研究」「保存」「普及啓発」といった非市場の価値を重視する。一方、観光庁は「交流人口増大」「地域経済活性化」「観光消費拡大」を目標とするため、文化施設と観光施策の方向性は長く交わることがなかった。

この縦割り構造により、ミュージアムが観光政策の対象として認識される契機は乏しく、観光との連携は制度的にも周縁化されてきた。

2-2 学芸員制度と専門職文化

第二の要因は、学芸員制度に代表される専門職文化の強さである。日本の学芸員は、資料収集・保存・調査研究を中心とする専門的業務を担い、高度な研究志向をもつ。この制度はミュージアムの学術的水準を高めるうえで不可欠であったが、一方で観光的視点を軽視する傾向を強める要因ともなった。特に1990年代から2000年代にかけては、「観光向けの展示」「イベント化した展示」は学術性を損なうおそれがあるとして批判される傾向が強かった。観光客を「知識基盤の乏しい来館者」とみなす視線も一定程度存在し、過度な演出や単純化への警戒が根強かった。この専門職文化は、ミュージアムが観光資源として位置づけられることを抑制した重要な要因である。

2-3 文化財保護中心の価値観

第三の要因として、日本のミュージアム行政が長く文化財保護中心の枠組みで構築されてきた点が挙げられる。戦後の文化行政を規定した文化財保護法（1950年）は、文化財の保存・修復・管理を最優先事項として位置づけている。

文化財保護の観点からは、

- 観光客の大量受け入れによる資料劣化
- 過度な演出による文化的真正性の毀損
- 歴史的価値の商業化

などが懸念され、観光利用は慎重に扱われてきた。特に歴史資料、民俗資料、宗教文化資料を扱うミュージアムでは、文化財の「静的保全」を重視する価値観が強く、観光化には慎重もしくは否定的であった。

2-4 組織文化としての「公共性」志向

第四の要因は多くのミュージアムが公共文化機関として設置されている点である。地方自治体が設置・運営する公立ミュージアムでは「住民サービス」「文化教育」「地域史研究」など公共的役割が最優先され収益性や観光的価値は副次的な要素とみなされてきた。

多くのミュージアムでは、入館料収入よりも自治体からの運営費交付金の比重が大きいため、来館者を増やすことが財政的メリットに結びつきにくい。結果として、観光客誘致は「必ずしも必要とはいえない業務」と捉えられる構造が形成された。

2-5 経営・広報・観光マーケティング人材の不足

観光と連携するには企画、広報、マーケティング、経営など多様な能力が必要である。しかし日本のミュージアムは、歴史・美術・民俗・自然科学など専門分野に偏った人材構成であり、観光マーケティングの専門スタッフは決定的に不足している。

また、SNS 発信やデジタル広報のノウハウが不十分である館も多く、旅行者向けの情報発信力が弱いことが、観光市場での競争力を低下させてきた。スタッフ数の少ない地方館では、観光連携の業務を担う余力がないという構造的問題もある。

2-6 観光に対する倫理的懸念

ミュージアムは、文化的権威性を有する公共施設であるがゆえに、観光化に対して倫理的懸念が生じやすい。特に以下の分野では、観光との接続は慎重に扱われてきた。

- 戦争・災害資料
- 宗教文化資料
- 民俗・生活文化資料
- 地域共同体に関わる精神文化

これらの資料は「商業的演出」と相性が悪く、観光向けの加工が資料の尊厳的な価値を傷つける可能性が指摘されてきた。この倫理的懸念は、観光アプローチの導入を阻む大きな要因である。

2-7 小括：観光に向き合う必要性

以上のような歴史的・制度的背景により、日本のミュージアムは観光との連携を避けてきた。しかし今日、人口減少、地域経済の衰退、自治体財政の悪化、文化財維持費の増加など、文化施設の運営環境は厳しさを増し

ている。

一方で旅行者の価値観は「学び」「体験」「物語」へと多様化しており、文化資源は観光の中心的関心となりつつある。こうした変化に対応するためには、ミュージアムは観光との連携を戦略的に位置づけ、文化資源の活用と継承の両立を図る必要がある。

次章では、この転換をもたらした文化観光推進法を受けて、文化と観光の連携がどのように行われているのかの事例を紹介し、具体的な取り組みを詳述する。

3. 国内ミュージアムにおける観光資源化の実態分析

本章では、文化観光推進法の理念を体現しつつ、それぞれ独自の形で観光資源化を進めている4つのミュージアムを取り上げて考察する。対象とするのは、横手市増田まんが美術館、京都市京セラ美術館、祇園花街芸術資料館、堺市のさかい利晶の杜の4館である（表1）。これらは立地条件・取り扱う文化資源・展示手法・運営体制が大きく異なるものの、いずれも「地域文化を基盤とした観光拠点」として重要な位置にある。本章では各館の特徴を整理し、観光との関係性を比較しながら文化観光の可能性を検討する。

表1 本稿にて検討対象としたミュージアムの概要

名称	所在地	設置主体	展示内容	文化観光認定計画地
横手市増田まんが美術館	秋田県 横手市	横手市	漫画とその原画	○
京都市京セラ美術館	京都市	京都市	総合型（日本画、洋画、工芸、現代アート）	×
祇園花街芸術資料館	京都市	祇園甲部	祇園の花街文化	×
さかい利晶の杜	大阪府 堺市	堺市	地域の先人とその関連文化	○

3-1 横手市増田まんが美術館

秋田県にある横手市増田まんが美術館（以下、まんが美術館）は、国内最大級の、漫画の原画を保存・公開する美術館であり、漫画文化を総合的に扱うことを特徴としている。地元出身の漫画家矢口高雄（以下、矢口）の作品展示のほか、漫画の制作プロセスの紹介、制作体験など、漫画文化の多層的理解を促すプログラムを展開している。

3-1-1. 設立の経緯

このまんが美術館について、設立の際の館のネーミングについて触れておく必要がある。旧増田町出身の矢口は名作「釣りキチ三平」の作者として知られ、美術館設立にあたって、矢口の功績を中心にした展示にする構想であった。しかし矢口本人の意向もあって、漫画文化全体への理解を促す内容の展示に変わった経緯がある。一般的に作者個人の名前を冠して、その作品展示を中心に据えたミュージアムは本人の没後、入館者が減少する傾向にあるが、個人の業績や作品を前面に押し出すことを避けたことで、結果的に矢口の作品愛好者や作家ファンだけでなく、年齢、性別、国籍を問わない幅広い層の来館者、観光客をひきつけることになった。

3-1-2. 専門性とエンターテインメント性の両立

観光資源としての強みは、「マンガ・アニメ聖地巡礼」という近年の観光トレンドと合致している点にもある。マンガ・アニメは国内外に多数のファン層を持ち、特にインバウンド需要の受け皿としても期待されている。聞き取り調査（2025年1月11日実施）によれば、漫画の総合文化施設として評価の高い京都国際マンガミュージアムとの連携により、その手法や知見をプログラムに取り入れているという。また秋田での修学旅行の見学先としての認知度も高くここを訪れる修学旅行生も一定数いる。

ほかに特筆すべき点として館内のマンガライブラリーを上げることができる。ここには「寝転んで読めるスペース」が設置され、長時間滞在を可能にする環境が整えられている。他に、漫画資料の膨大さ、訴求力のある企画展、館内の壁へのセリフの掲示（写真1）など、来館者にとって興味

関心をひく施設となっており、専門性とエンターテインメント性を両立させたユニークなミュージアムと言える。



写真1 壁のセリフ掲示（2025年1月，筆者撮影）

3-1-3. 観光商品とならびに旅行会社との連携

観光商品としては、マンガ家ゆかりの地をめぐる街歩きツアー、定期的
に開催されているワークショップ、マンガスクール、親子向け体験プロ
グラムなどが人気である。特にファミリー層とアニメファンを同時に取り込
む点は、他館にない独自性といえる。また、隣接する伝統的建造物群保存
地区である「増田の町並み」との組み合わせが成功の鍵となっている。文
化財地区の景観とマンガ文化をつなぐ旅行商品は、旅行会社にとっても消
費者を引き付ける高い商品価値を持つ。

3-2 京都市京セラ美術館

京都市京セラ美術館（以下、京セラ美術館）は、1933年に完成した現存
する国内最古級の公立美術館建築であり、帝冠様式の代表作として建築史
的価値が高い。戦前の歴史建築として観光資源の点からも大きな魅力を有
している。

3-2-1. 2020年のリニューアルによる現代化

リニューアルでは、ガラス張りの新エントランス「グランド・ホール」
や地下導線などが整備され、回遊性・バリアフリー性が大幅に向上した。

さらに、美術館ショップやカフェの充実により、滞在型文化体験を提供できる環境が整えられた。このリニューアルにあたっては2017年に館の名称を「京都市京セラ美術館」とするネーミングライツ契約を京セラ（株）と締結している。年数は50年間という長期契約であり、これにより資金調達に見通しが立ち、財源の面からも新たな試みが可能になったと考えられる。筆者が訪問した際（2025年11月30日）には異なるジャンルの展覧会が同時に3つ開催されており、エントランス付近には様々な客層からなる来館者が確認できた（写真2）。館内はあたかも「シネマコンプレックス」を思わせる作りでありミュージアムの新しい形態を体現している。



写真2 エントランス外側の様子
(2025年11月, 筆者撮影)

3-2-2. 立地の優位性：岡崎文化ゾーン

京セラ美術館は、平安神宮・京都国立近代美術館・ロームシアター京都・京都市動物園などが集積する岡崎エリアに位置する。文化施設の集中により、徒歩回遊が可能な「文化クラスター」が形成されており、観光動線に自然に組み込まれる立地環境にある。

3-2-3. 観光資源化のプロセス

1) ハード面の整備：歴史建築と現代建築の融合

リニューアルにより、歴史的な外観を残しつつ、現代的で透明性の高い増築部分を組み合わせることで、視覚的魅力を強化した。とりわけガラスエントランスや屋外空間は"フォトジェニック"であり、SNS 時代の観光需

要と合致している。

2) 多言語対応と鑑賞環境の向上

多言語説明、音声ガイド、オンラインチケット、バリアフリー対応など、訪問者の利便性を高める工夫が定着した。これにより「美術鑑賞を目的とした来訪」を誘発し、文化観光の高度化に寄与している。あとこれに付随して展示物の写真撮影を許可するケースが増えていることも観光客を含む来館者への鑑賞環境向上の一つとみなせる（写真3）。



写真3 撮影可能な展示品
(2025年11月, 筆者撮影)

3) ストーリー化：建築の保存と再生

美術館は「昭和初期の名建築を保存し、現代的建築として再生した」という物語性を備えている。このストーリーは観光客にとって魅力的であり、文化都市京都のブランド強化にもつながっている。

4) 文化クラスターとのネットワーク化

岡崎文化ゾーンは、複数の文化施設間を徒歩で回遊できるため、美術館がその中心的存在として機能している。イベントやライトアップ、共同プロモーションなどを通じて、エリア全体の観光価値が高められている。

3-2-4. 観光資源化の効果

1) 滞在時間の延長と地域消費の増加

カフェ、ショップ、展示空間の充実により、観光客が美術館に長く滞在し、周辺施設への回遊も促進される。これにより、岡崎エリア全体の経済効果が増大している。リニューアルによる展示空間、展示スペースの拡大

により同時期に複数の展覧会を開催することができるようになった。このため来館者は一度の来館で複数の展覧会を鑑賞することが可能になった。

2) 文化観光の多様化と高度化

隣接する平安神宮に代表されるような従来の寺社中心の観光から、美術館鑑賞を含む文化体験型観光へと来訪目的が幅広くなり、岡崎エリアでの客層の多様化が進んでいる。

3) 展覧会の多様化

京セラ美術館に名称変更する前の京都市美術館は、近代日本画を代表する京都画壇の作品で知られ、展覧会でも絵画、彫刻、工芸といった伝統的な作品の展示が主流であった。それがリニューアルを機にアニメ、マンガ、キャラクターなどサブカルチャーにまで射程を広げた展覧会や展示が行われるようになった。このことにより若年の女性層に代表されるような従来見られなかった来館者を獲得するに至っている（写真4）。



写真4 ハローキティ展での来館者
(2025年11月、筆者撮影)

3-2-5. 結論

京セラ美術館は、歴史建築の価値と現代的リニューアルを組み合わせることで、観光資源としての機能が拡大した。リニューアル前の「古色蒼然」とした美術館が現代的な美術館に変容したことで、それまでの京都市美術館とは関係の薄かった客層の取り込みに成功している。また、岡崎地区という京都市内有数の観光・文化ゾーンにありながら、リニューアル前までは隣接する京都国立近代美術館や平安神宮等に比べると観光施設としての

知名度は低かったがリニューアルを機に上昇した。これにより岡崎文化ゾーンの文化観光の高度化に寄与している点も指摘できる。

3-3 祇園 花街芸術資料館

祇園花街芸術資料館（以下、花街資料館）は、花街文化の歴史・芸能・衣装・道具を体系的に展示することで、文化保全と観光教育を両立しようとする目的から2024年に開館した新しい文化施設である。設置者は芸妓・舞妓が出演する公演をはじめ専用劇場などの運営事業を行う祇園甲部（ぎおんこうぶ）である。なお、本施設は文化観光推進法の文化観光拠点計画や地域計画に認定されてはいないが、地域的にも、展示内容的にも観光との親和性が高いことから本稿で取り上げることにした。

3-3-1. 花街文化の文化的構造

京都の花街は、舞妓・芸妓による芸能や伝統的な接客様式を中心とする独自の文化体系であり、京都の象徴的文化として位置づけられている。花街文化は、舞・音曲・点前などの芸能、儀礼化された接客、町並み景観、茶屋・置屋といった制度的仕組みなど、複合的要素から成る文化システムである。なかでも祇園は世界的に認知度が高く、多くの観光客が訪れる地域である。これらは伝統の継承と共同体意識の上に成立しており、非公開性が文化の本質を成し、外部者がその内容を理解することが難しい側面があった。

3-3-2. 祇園花街芸術資料館の資源性と特徴

1) 花街文化を専門的に扱う希少性

京都には複数の花街が存在するものの、花街文化を体系的に展示する専門施設は少なく、花街資料館は希少性の高い文化資源である。この希少性は観光資源としての価値を高めている。

2) 歴史・芸能・生活文化の複合展示

展示内容は、舞妓の衣装や髪飾り、芸妓の芸能道具、資料写真、歴史解説など多岐にわたり、これまで一般に公開されにくかった“舞台裏”領域を

可視化している。これは観光客の文化理解を深める教育的効果を持つ。

3) 祇園中心部という立地特性

花街資料館は八坂神社・花見小路・南座など祇園観光の中心に位置し、徒歩回遊の導線に容易に組み込まれる。立地そのものが観光資源化にとって大きなアドバンテージである。

4) 伝統文化と現代デザインを掛け合わせた展示手法

現代的な展示装置（照明・映像・グラフィック）を用いることで、伝統文化を視覚的に魅力ある形で提示しており、SNS時代の観光客の関心とも親和性が高い。また筆者の現地調査の際には、館内に祇園甲部に所属する現役の舞妓11人全員の全身写真パネルが展示されており、観光客への視覚に訴える工夫が確認できた。これは観光客向けのみならず、舞妓の側にとっても自らの存在を「宣伝告知」できるため、発信手段としての機能も有していると考えられる。

3-3-3. 観光資源化のプロセス

1) クローズドな文化の制度的公開

花街文化は外部者に見えにくいという特性を持つ。資料館は「制度化された公開」を通じて、観光客に学習機会を提供するという重要な役割を果たしている。この公開性の創出が観光資源化の第一歩である。

2) ストーリー化された展示構成

ストーリーの構築は観光資源化において効果的とされる。花街の歴史、祇園の発展、舞妓の成長過程（見習い → 仕込み → 舞妓 → 芸妓）などを物語的に配置することで、文化の理解を促す展示が行われている。

3) 教育的機能：花街リテラシーの向上

祇園では路上撮影や無許可接触などが問題となるケースが多い。花街資料館は、舞妓・芸妓の本来の役割、花街の規範、無形文化としての芸能の重要性を伝えることで、観光マナーの改善に寄与する可能性がある。

4) 文化の可視化と演出

無形文化（芸能・作法）をデジタル映像や資料展示によって可視化し、

外部者にも理解できる形で提示している。これは現代観光の「文化の見える化」傾向と合致する。

3-3-4. 観光資源化の効果

1) 観光体験の質的向上

資料館の知識を踏まえて祇園の町並みを歩くことで、観光者の文化理解が深化し、質の高い観光体験が可能になる。

2) 祇園のブランド強化

祇園の象徴である“美・格式・芸能”のイメージを具体的な形で提示することで、祇園ブランドの強化に寄与している。

3) 花街文化の理解層の拡大

海外観光客を含め、これまで花街文化に触れる機会がなかった層への文化普及につながる。花街資料館は、花街文化という京都の重要な伝統文化を、教育的で理解しやすい形で公開することで、観光資源としての意義を持つ。筆者の聞き取り調査によると来館者の8割から9割が外国人観光客とのことであり、日本文化の象徴ともいえる着物、舞、琴・三味線などの展示のほかに京舞の鑑賞も組み込むことで、外国人観光客が、花街文化の理解を深められる内容になっている。ポスターやパンフレットも英文表記が日本語表記よりも上に表示されるなどの点からもそのことがうかがえる(写真5)。



写真5 案内表示とポスター
(2025年11月, 筆者撮影)

さらにはもう一つ見逃せない点として、舞妓を中心とする花街の人材不足解消のための方策でもあるという点である。花街も他の産業と同様に後継者不足という課題を抱えており、花街資料館は舞妓・芸妓という職業を社会に広く知ってもらうための発信拠点でもあるということである。具体的には入館料の料金設定にその意向を認めることができる。所定の入館料は一般1,500円、大学生以下700円だが、修学旅行の小学生中学生に限り400円としている。スタッフへの聞き取り調査によれば今年のオープン以来、修学旅行生の来館が目立つといい、とりわけ女子児童・女子生徒にとって花街資料館が注目の見学場所となっていることが伺える。花街関係者にとって舞妓の人材確保は喫緊の課題となっており、花街資料館のオープンにより、舞妓という仕事を小中学生に認知してもらい、将来の職業選択の一つに加えてほしいという花街側の「思惑」も見て取れる。

3-3-5. 結論

花街資料館では、来館者へのクローズドな文化の公開、ストーリー化された展示、祇園中心部の立地などの要因により観光資源化が推進されている。しかし、花街文化の過度な観光化、地域社会との調整、マナー問題など、慎重な対応が必要な課題も存在する。資料館は、文化を守りながら観光客に正しい知識を伝える“文化仲介装置”として、また舞妓・芸妓の人材確保の方策として、今後の持続可能な京都の文化観光において重要な役割を果たすと考えられる。

3-4 さかい利晶の杜

堺市は歴史上、日本の国際都市・商業都市として発展してきたが、大阪府内での観光認知度、訪問率の面で課題を抱えてきた。こうした状況を背景に、堺市は「歴史文化を核とした観光振興」を明確に掲げ、堺市観光戦略(2017-2025)、堺市総合計画、文化庁による文化観光推進法の認定計画(2020-)を連動させる形で政策を展開している。さかい利晶の杜(2015開館)は、こうした堺市の文化観光政策の中心となるように設計され、戦

国時代の茶人千利休、明治から昭和初期を代表する女流文学者と謝野晶子という象徴的文化資源を核に、文化体験型観光を推進する拠点として整備された。文化庁の文化観光推進法での文化観光推進拠点には2020年に認定され、文化庁の支援のもとで整備がすすめられた。文化観光推進拠点の中では、郷土に関連する偉人観光を前面に押し出した数少ない例であり、その点でも注目の施設と言える。以上述べたように本稿では、利晶の杜の観光資源化を堺市の政策との関わりから、文化資源活用の実像を分析する。

3-4-1. 文化観光推進法「認定計画」における堺市の方針

堺市の認定計画では以下の文化軸が設定されている。第一に「利休の茶湯文化」のストーリー化、第二に「与謝野晶子文学」の観光資源化。第三に「環濠都市堺」の歴史景観の活用そして第四に「自由都市・商都」としての文化の再編集である。この中で、さかい利晶の杜は堺文化を説明する“ゲートウェイ（入口）施設”として最重要拠点に位置付けられている。

3-4-2. さかい利晶の杜の資源性と政策的役割

1) 千利休・与謝野晶子という象徴の■政策的再編集■

堺市は従来から散在していた文化資源を「利休と晶子」という人物軸で統合した。これは政策的な“文化ストーリー化”であり、文化観光推進法の理念に沿った再編集である。

2) 施設が担う4つの役割（政策文脈での整理）

堺市の政策文書を分析すると、利晶の杜には以下の4機能が付与されている。1つ目が文化資源の展示（伝統文化・文学・都市史）、2つ目が体験型観光のプラットフォーム（呈茶体験・茶道講座）。3つ目が観光案内の中核（堺観光案内所が併設）、そして4つ目が回遊性のハブ（環濠エリア、寺院群、伝統産業館との接続）である。つまり、利晶の杜は単なる“展示施設”ではなく、堺市の政策実現のための中核施設という位置づけである。

3-4-3. 観光資源化のプロセス：政策を踏まえた分析

1) 資源の再編集：政策による“文化の再語り”

利休・晶子・環濠都市など、異質な文化資源を政策的に再構成し「堺文化」として統合的に語る枠組みが形成された。これは観光資源化におけるストーリー化の典型である。

2) 体験プログラムの制度化

呈茶体験は観光政策・文化政策の双方が重視する要素であり、観光側の体験価値向上、文化側での茶道文化の普及・教育という二重の目的を果たしていると考えられる。この「制度化された伝統文化体験」は文化観光推進法がもっとも評価する取り組みである。

3) 外国人観光客への対応と多言語戦略

堺市は訪日外国人観光客の誘客を掲げており、利晶の杜では、多言語解説、茶道体験の英語対応、国際的茶文化への理解促進（＝茶の湯の世界的評価）が進んでいる。茶道という“国際的に象徴性の高い文化資源”は、政策上の強力なツールとも言える。

実際、筆者の訪問時（2025年9月8日）にも館内の茶の湯体験施設には韓国人旅行客が訪れて呈茶を体験していた。スタッフからの聞き取りによると、韓国では現在抹茶ブームが起きており、韓国人旅行客の旅行目的のひとつには抹茶体験があるという。それをうけて館の多言語表記も整備されており、外国人観光客を意識したミュージアムであることが認められる（写真6）。



写真6 入口付近の多言語表記の看板
(2025年9月, 筆者撮影)

3-4-4. 観光資源化による効果：政策的観点からの整理

1) 都市ブランドの再構築

「利休のまち堺」「文学のまち堺」というブランドが深化し、堺市のアイデンティティが明確化されつつある。

2) 回遊性向上と地域経済効果

利晶の杜を起点とした周遊ルートは、観光客の滞在時間と地域消費を増加させ、政策目標に寄与している。

3-4-5. 結論

以下、筆者のフィールドワークでの聞き取りも参考にして一つの結論を導き出してみた。さかい利晶の杜の立地する堺市は関西国際空港から電車で約40分、大阪市内に向かう途中に位置する。世界遺産の構成資産のひとつである仁徳天皇陵があるものの外国人観光客にとって、堺市の知名度は低く、堺市を通過してそのまま大阪市内や京都市内へ向かうというように、関西国際空港に近いという「地の利」を生かせずにいた。従来の商工業の街、堺のイメージを払拭するために観光の町、堺を打ち出し、観光客誘致を政策として前面に押し出すようになったのである。利晶の杜は、堺市の観光政策・文化政策を結びつける象徴的施設であり、伝統文化の体験化、文化のストーリー化、地域回遊性向上に寄与している。実際、堺市は観光庁から観光まちづくりのモデルケースとして評価を受け、観光庁が主催するセミナーにおいて関係者が事例発表を行なうまでになっている。特に、文化観光推進法の認定計画の中核施設として、文化観光のモデル地域づくりに寄与している点は重要である。

先述したように堺市には仁徳天皇陵という世界遺産がある。しかし、宮内庁管理の陵墓を観光に活用するには制約が多く限界がある。その世界遺産の観光活用からいったん距離を置き、千利休、与謝野晶子という郷土の偉人に軸足を移して、観光の街、堺を指向している。

3-5. 4つの事例にみる文化観光の特徴

四館の比較から文化施設の観光資源化には次の特徴があげられる。第一にいずれの館も地域固有の素材を観光資源として再構成している。漫画文化、歴史的建築、伝統文化、地域の偉人など、地域に根ざした資源の「物語化」が観光価値を高めている。第二に観光協会・旅行会社など観光関連組織や他業界との協働が観光資源化の鍵である。文化施設単独では実現困難な回遊性向上や旅行商品の開発は、観光専門組織との連携によって可能となる。第三に新規客の取り込みに注力している点である。具体的にはまんが美術館のファミリー層、京セラ美術館の若年女性層、祇園花街芸術資料館における修学旅行生、そしてさかい利晶の杜におけるインバウンド客である。これらの動向に観光関連産業はどの程度関わりがあるのか、それを次章において検討を加えたい。

4. 旅行商品におけるミュージアムの組み込み

本章では、ミュージアムが観光資源としてどのように旅行商品に組み込まれているかを検討する。文化観光推進法の成立後、多くのミュージアムが地域観光の“核”として位置づけられ、旅行会社、観光協会などと連携しながら、多様な観光商品が形成されるようになった。ミュージアムは従来、教育施設としての性格が強かったが、近年では「体験学習」「物語観光」「地域回遊」の観点から、旅行商品の重要な構成要素へと変化している。本章では、旅行会社の動向を踏まえつつ、ミュージアムが旅行商品にどのような形で組み込まれ、どのような価値が付与されているかを論じる。

4-1 旅行会社によるミュージアムの位置づけ

大手旅行会社（JTB、クラブツーリズム㈱、阪急交通社など）は、文化観光の拡大を背景に、ミュージアムを旅行商品の素材として扱うようになってきている。なお、取り組みについては、旅行会社によって得意分野、不得意分野が存在することから、以下の三類型にわけて検討を行った。

1. 教育旅行（修学旅行）

2. 一般旅行

3. テーマ型（歴史・アート・文学）旅行

教育旅行においては、JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行などの大手旅行会社が優位に立っている。広島平和記念資料館や長崎の原爆資料館が「平和学習」の核として扱われており、広島市および長崎市を訪れた際には、それぞれの資料館の見学は事実上“必須”のプログラムとなっている。また福島県では県をあげてホープツーリズムを推進しており、双葉町にある東日本大震災・原子力災害伝承館は「震災学習」の核となっている。上記旅行会社は学習指導要領や学校の教育目標、学年の意向に合わせてプログラムを企画し、ミュージアムが提供する学芸員解説やワークショップと緊密に連携しながら修学旅行を実施している。

一般旅行においては、文化観光へのニーズは修学旅行ほど高くはなく、ミュージアムでも娯楽的な要素を含む施設が見学先に組み込まれることの方が多し。一例として高知県香美市のアンパンマンミュージアム、各地に増えた鉄道関連の博物館、NHKの大河ドラマに関連するドラマ館などがそれである。その一方で、テーマ型旅行においては、状況が異なってくる。成熟社会では個人の趣味関心の多様化により、テーマのある旅行商品、ツアーが支持を受けている。クラブツーリズム(株)の「テーマのある旅」やJTBの「テーマあるゆとり旅」に代表されるような旅行スタイルである。見学先となるミュージアムも学びの旅として、一般のツアーでは組み込まれることの少ないミュージアムを入れる傾向がみられる。これらのツアーに組み込まれるミュージアムは、学芸員の解説付き見学や専門講師同行といったツアーとの親和性が高い。

4-2 旅行商品の形成がミュージアム運営にもたらす影響

旅行商品への組み込みは、ミュージアム側に以下の効果をもたらす。

1. 来館者の安定的確保（修学旅行など）
2. 収益モデルの多様化（体験プログラムの有料化等）
3. 地域政策との連携強化（観光協会等との共同企画）

4. 地域文化の発信拠点としての役割拡大
一方で、課題も存在する。

- 観光向け業務の増加による学芸員の負担
- 展示内容の"観光向け簡略化"リスク
- 観光市場の変動に依存する運営上の不安定性

これらの点を踏まえ、ミュージアムは観光との距離感を慎重に調整する必要がある。

4-3 小括

本章では、旅行商品の形成においてミュージアムがどのように組み込まれているかを整理した。観光市場の変化と文化観光推進法の後押しにより、ミュージアムは旅行商品にとって不可欠な存在となっている。しかし、観光化には業務負担や文化的真正性の問題も伴う。これらの点と向き合うのが、学芸員をはじめとするミュージアムの現場である。次章ではミュージアム内部での受け止めや議論を紹介し論考する。

5. ミュージアム内部における観光化をめぐる議論

本章では、ミュージアム内部において観光化がどのように受け止められているのか、その理念的背景、専門職文化、内部議論の構造を整理し、観光との関係性を当事者であるミュージアム組織内部の視点から分析する。文化施設の役割は、資料の収集・保存・研究に加え、公開や教育普及、地域連携へと拡大しているが、観光連携が強まる現代においては、これらの役割のバランスを再検討し、ミュージアムの社会的使命をどのように再定義するかが問われている。観光化に対する評価は一樣ではなく、肯定・慎重・否定の三つの立場が存在する。本章ではそれぞれの立場を整理し、観光とミュージアムの関係性が内部でどのように構築されているかを論じる。

5-1 観光化を肯定的に捉える立場

観光化を肯定する立場では、ミュージアムが地域社会に与える影響が拡大することに着目する。来館者増加は収益の向上をもたらし、運営基盤を

安定させる効果がある。展示更新、資料保存、研究活動などに必要な財源が確保されるため、観光化はむしろ文化財の保護にとっても有益であるという認識が存在する。

また、観光客の来訪は地域文化の可視化と再認識につながり、多様な人々が文化にアクセスする機会を提供する点でも肯定的評価がなされる。増田まんが美術館のような施設では、観光客が地域文化の理解者・支持者となる循環が生まれており、観光を通じた文化振興が可能であると判断されている。実際の聞き取り調査でも、あるミュージアムの学芸員は「学芸員が研究だけをやっていればいい時代は終わった」と述べるなど、観光との連携に肯定的な意見を持つ学芸員は一定数存在する。

5-2 観光化に慎重な立場

一方で、観光化に対して慎重な姿勢を示す専門職も多い。特に、学芸員においては観光対応に伴う業務負担の増大が強い懸念として挙げられる。観光客への対応や体験プログラム運営は時間と労力を要し、学芸員固有の研究業務や資料整理の時間を圧迫する恐れがある。

また、観光客に「わかりやすさ」を提供するため、展示内容の単純化が求められる場面があり、専門性の維持との調整が必要である。地方の小規模館ではスタッフ不足が深刻であり、観光対応が業務を圧迫するという構造的問題が存在する。

5-3 観光化に否定的な立場：平和博物館・戦争博物館の特性から

観光への懸念が最も強いのは、戦争・災害資料を扱う平和博物館である。これらの施設は慰霊・追悼の場としての性格が強く、観光文脈に組み込むこと自体に抵抗が生じる。

広島平和記念資料館や沖縄県平和祈念資料館では、遺族会や市民団体との対話を重視し、展示における倫理的配慮が徹底されている。来館者増加が「観光地化」によって追悼の空気を薄め、歴史的体験を消費対象へと転換してしまう危険性が懸念される。

また、展示の「演出化」によって歴史的複雑性が削がれ、政治的・倫理

の問題が曖昧化する可能性が指摘されている。観光向けの簡略化は、歴史的事実を誤解させる危険があり、学術性の維持が課題となる。ただし、近年は戦争・平和関連のミュージアムの、旧軍ゆかりの地での設置が目立ち、観光客向けに分かりやすい展示や感情に訴える展示も、多く確認できるなど従来の枠組みでとらえられないケースも出てきている。

5-4 観光と学術性の両立に向けた新たな試み

近年では観光化と学術的使命は必ずしも対立するものではなく、設計次第で両立が可能であるという考え方が広まっている。広島では、学芸員と平和学習ガイドが協働し、静謐な空間の確保と、外国人観光客向け解説の充実を同時に実現している。展示内容の“事実部分”と“体験的要素”を明確に区分し、資料の真正性は維持しつつ、観光客の理解を助けるための演出を導入する事例も増えている。このような取り組みは、文化施設の社会的使命を維持しながら観光の力を活用するという新たな方向を示すものとして注目される。

5-5 小括

ミュージアム内部の観光化をめぐる議論は多様であり、館の性格や取り扱う資料の性質によって意見の幅は広い。しかし、「観光との連携は避けられない課題である」という点においては共通しており、観光化に対する立場の違いは、あくまでその方法と程度に関するものである。今後のミュージアムには、観光の力を適切に取り込みつつ、資料の真正性を守るための新たな運営モデルが求められる。

6. まとめ

本稿ではミュージアムの観光資源化について経緯や事例分析を中心に論を進めてきた。国の観光立国という政策がミュージアムの観光資源化を後押ししたことを明らかにできた。その一方で、観光資源化と観光化は収益向上に貢献するが、学芸員の業務負担増や、展示の「観光向け簡略化(単純化)」による学術的真正性の毀損リスクが課題であり、文化の継承と

観光の力を両立させる新たな運営モデルの構築が求められている。

さいごに、本稿で触れることのできなかった点にも言及しておきたい。一つ目が運営手法である。現在、ミュージアムには直営方式の他、指定管理者制度、コンセッション方式など様々な運営形態が見られる。これが観光資源化や観光化といかに関連しているのかまでは触れることができなかった。二つ目に展示や運営をはじめ観光資源化に向けて新たな形態のミュージアムが増える中、「接遇」の点である。サービスやホスピタリティと言い換えてもよいだろう。どうしてもハード面である設備や展示に目が行きがちであるが、ソフト面の重要な要素である「接遇」についても触れる必要があると考えている。これは数多くのミュージアムの見学や「観察」をしてきた筆者の偽らざる思いでもある。これらの課題についての論考は他日を期したい。

<参考文献>

■ 国内文献

- 青木豊他編著（2016）『観光資源としての博物館』芙蓉書房出版。
- 青木豊他編著（2018）『博物館と観光～社会資源としての博物館論』雄山閣。
- 垣内恵美子他編著（2011）『文化財の価値を評価する～景観・観光・まちづくり』水曜社
- 河島伸子他編著（2020）『新時代のミュージアム』ミネルヴァ書房。
- 佐々木雅幸（2001）『創造都市への挑戦』岩波書店。
- 佐々木真他編著（2025）『戦争を展示する～戦争博物館の過去・現在・未来』大月書店。
- 日本博物館協会（2015）『博物館研究』第50巻 第9号
- 日本博物館協会（2020）『博物館研究』第55巻 第2号
- 日本博物館協会（2020-2023）『年次報告書』。
- 文化庁（2019）『文化観光推進法の概要と施策』文化庁資料。

講演録

「2025年からの国際関係を展望する」

講師 ノースアジア大学 国家試験等センター長
ノースアジア大学 総合政策学部教授

佐藤克枝

司会 ノースアジア大学 総合研究センター長
ノースアジア大学 総合政策学部教授

道端忠孝

日時 令和7年9月27日 午後1時00分～2時30分

会場 ノースアジア大学 経済学部等302教場

道端：

こんにちは。これより、ノースアジア大学総合研究センター主催の講演会を開催いたします。本講演会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。本日司会を務めます、総合研究センター長の道端と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は本学総合政策学部教授の佐藤克枝先生をお迎えしております。講演に先立ちましてご紹介申し上げます。パンフレットに記載のように、佐藤克枝先生は青山学院大学大学院で国際政治を専攻されておりましたのですが、修了時にわかったことは「国際政治ってよくわからない」ということだそうです。また、防衛省に勤務されており、法務の仕事をされてきました。教官であった時には国際法や武力紛争法などを担当されていたそう

です。大学では、安全保障概論、国際関係論、国際人道法、防災学概論などの講義をしております。ゼミナールでも安全保障をテーマにしておりまして、ゼミの時間のはじめには毎週トピックスということで世界情勢や国際的に起こっていることを学生に発表してもらっているそうです。2年生の頃は何も見つけられず、意見も言えなかった学生が、4年生になるとコメント付きで解説をしてくれるまでに成長するということで、とても嬉しく思っているそうです。それでは本日のテーマに沿って、2025年からの国際情勢を展望して頂きましょう。どうぞよろしく願いいたします。

佐藤：

改めまして、よろしく願いいたします。先ほど紹介をいただいたとおり、私は国際政治を専攻したのですが、学んで一番分かったことは何かというと、「国際政治はよくわからない」ということでした。今も何なのだろうと思いつながら正解のない国際社会を見えています。

今回は、「2025年からの国際関係を展望する」というテーマを書いてしまったのですが、このテーマとしたのが4月の時点でした。その時にも国際社会の動きが激しく、これからどうなるのだろうと思いました。私が学生として国際政治学を学んだ頃、もう30年以上前ですけども、その頃はですね、あまり情勢も変わらず、1年後、2年後でもだいたい同じ教科書と同じ雰囲気先生方も話していて、勉強していてあまり世界は変わらないと思っていました。今はどうかというと、アクターも、国際情勢の変数も多すぎると感じます。4月にテーマを選定した時は、トランプ大統領が返り咲き、これから米国はどう変化するのだろうかと思いました。それからロシアとウクライナの戦争も3年以上続いているが、どうなるのだろうと、全くもって先が読めない状況でした。「国際関係を展望する」というテーマで公開講座の担当をしますと恩師に話したら「本当に展望できるのか。」と言われまして「いや、ちょっと無理かも知れません。」と答えたところでした。

ですので、今日は混沌とした世界情勢を皆様と一緒に確認をしながら、現在の問題点や今後の世界はどうなっていくのかを考えてみたいと思います。また、日本の役割としたのですが、本当に日本の役割はどののだろうか、あるのだろうかというところで、皆さまがお考えになる材料を提供させて頂けたらなと思っております。この時間ですが、ゆっくり話して参りますので、飲み物をおとりになりながら、お隣の方とちょっと話をされながらお聞きいただけたらと思います。

それでは、お手元のレジュメに沿って進めてまいります。はじめに全体像を見ていただきたいと思います。日本の地勢的などころですか、それから、どのような感じでいま世界が動いているのか概観していただく。そしてその次に一番皆様が気になっていらっしゃるところだと思うのですが、ロシアとクライナの関係のところを見ていきます。それからもう一つは、中国の現況です。ニュースでもいろいろ出てきておりますけれども、中国の現況はどのなのか見てみたいと思います。そして国際機関、昨日もニュースがありました、先週あたりからのニュースも見て頂きたいと思います。その中で国際連合が、本当に機能していくのかという疑問がありますので、そのあたりを、少し基本のところに戻りながら、皆さんと一緒に考えられたらいいと思います。それで、最後は日本の役割と書いたのですが、どうする日本?というようなことになろうかと思うのですが、これも考えてみたいと思います。今回はスライドでお示しをします。お示しをする中で、授業でもよく学生に見せているのですけれども、最近のニュースなど、動画をお見せします。その中からどんな実情かを見ていただいて、考えるヒントとしていただきたいと思います。どうぞ気楽にお聞きになってください。それでははじめて参ります。

1 はじめに ～わが国を取り巻く国々(情勢認識)～

皆様が、例えば外国に留学したとして、日本ってどんなところですかと聞かれたら、まず地勢的などころでどこにあるのかを説明されるかと思

ます。学生に「説明してください」と言うと、結構説明できないんですね。手振り身振りで、「あの、こんな弓形で、こんな島で。」などと言うのですが。ここで改めて日本の地勢について考えていきたいと思います。日本を取り巻く環境ということで、地図を見る前にまず動画を見ていただきます。今年の4月のものなのですが、世界の軍事費が上がっているという内容のもので、どのような状況かをご覧くださいと思います。

「去年の世界の軍事費が一年前と比べて9.4%増え、伸び率は、1988年以降で最大だったと、スウェーデンの研究機関が28日、発表しました。スウェーデンのストックホルム国際平和研究所によりますと、去年の世界の軍事費は2兆7180億ドル、日本円でおおよそ390兆5000億円で、一年前と比べ9.4%増えました。十年連続で最高額を更新して、伸び率は統計を取り始めた1988年以降で最大となりました。ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の悪化などが要因で、ストックホルム国際平和研究所は、今後数年間はさらに増額が見込まれると予想しています。」¹

軍事費が上がっているという状況を見て頂きました。これほど軍事費が上がっていたことは1988年以降ない、すなわち、世界は混とんとして、いろいろなところで争いも起きているということです。世界中にいろいろなシンクタンク、研究機関がありますが、ストックホルム国際平和研究所は、1966年にスウェーデン政府によって設立された、紛争、軍縮、軍備管理に関する研究に特化した国際的な機関です。

それでは、こういった世界的な流れがあるということを見ていただいたところで、日本がどのような位置にあるのかということを確認して

1 世界の軍事費↑9.4% ウクライナ・中東情勢などで伸び率が過去最大10年連続最高額更新 (テレ東 BIZ) (2025年4月28日)
<https://www.youtube.com/watch?v=Ca6F0uGJmJ8>

たいと思います。皆様、ご案内のところと思いますが、すこし違う視点から見てみます。日本が真中の地図です。私もいにしえのことでだいぶ忘れてましたが、小学校や中学校の時に見ていたのはこの地図だったような気がします。もう一つご覧いただけますでしょうか。この地図です。この地図と先ほどの地図とどう違うかということで学生には見せるのですが、皆様は既に分かっていらっしゃるかと思います。二つの地図で同じところを点で示しています。あとからご覧いただいた地図は、日本がどこにあるかという、右のはじにあります。最初にご覧いただいた地図の方は真中でした。それで、私達がよく見るのはどちらかという日本が真中にある地図なのですが、例えば米軍などと一緒に訓練をしていると、日本が端にある方の地図を持ってくるのですね。地図で位置を示すときに、よく学生が「えっと右、左」や「上、下」と言うので、「それは、東、西、北、南ね。」と訂正するのですが、そうすると示し方として日本はどこにあるかという、一番東ですね。ですので、ヨーロッパや北米から見ると極東の国ということになります。日本について勉強しようとする、日本が中央に位置する地図の方がわかりやすいですけれども、ヨーロッパを中心とすると日本は東の端の国という認識です。

それでは、日本の近くをちょっと拡大してみたいと思います。どのような国があるのかということのを改めて確認してみたいと思います。日本、なかなか素敵な形だと思うのですが、近くには、朝鮮半島があって、北朝鮮と韓国がある。それから中華人民共和国、大きいですね、私たちの近くにある国です。アジア、と言ったときには日本を含めてこれらの国があります。

さて、次の地図ですが、ご覧になったことはありますでしょうか。これを学生に見せると色々な感想を言うのですが、先ほど日本を大きくした地図を180度ぐるっと回していきたくと思います。富山県が最初に作ったのですが、逆さ地図と呼ばれるものです。日本列島が中国大陸の上にあるのですね。それで、学生に感想を言ってみてというと、なんか形がずれ

ていますとか、日本海を指して、この辺は湖みたいに見えるとかいいます。確かにそうなんです、これは日本からではなくて、朝鮮半島ですとか、中国から見ると日本がこう見えるという地図です。ですので、学生に中国や北朝鮮のちょっと偉い人になったと思って感想を言ってというと、「うーん、邪魔。」と。確かにそうなんです。大陸から見ると、太平洋に出ていこうとすると、日本がなければ「すっ」と出ていけるのになあというところがあります。だから、この地政学的なところからみるとそういう感じのところがあるのかなあいうことですね。後で中国の話をしします。南シナ海、東シナ海がありまして、そちらに対してもやはり中国は力を広げようとしているところでもあります。

では、次のスライドです。私たちの近くの国にはこんな国がありますねという話をしました。このスライドのイラストにある登場人物ですが、北朝鮮の金正恩氏、中国の習近平氏、ロシアのプーチン氏です。この方たちが抱えているのは核なんです。核を配備している国が我々の国の周りにはあるということです。ですから、アメリカの核の傘からの下だから安心ということもあるかも知れませんが、もう少し、私たちとしてはそういった状況があるということを再確認しておくことが必要だと思えます。日本の安全保障戦略の中でも言われていますが、国際社会における安全保障環境が悪化してきて、ちょっと大変な状況ですよっていうことを、確認して頂いたところです。さて、それでは、このお三方が出てきましたので、このお三方が揃ってテレビに出られることはあるのだろうか、いやない、と思っていたのですが、あったのですね。つい最近のことです。これについてご覧いただきたいと思えます。

ニュースの動画です。すべて4分以内で選んでいます。若い人は4分以上長くすると途中で疲れてしまうようなので、4分以下にしております。

「パレードの最中、私は3人の姿を観察していたのですが、最初は金総書記はキョロキョロしたり、少し落ち着かない雰囲気もあったのですけれ

ども、習主席が声をかけたり、かなり気を遣っていて、その後は次第にリラックスしてきたというような印象でした。習主席がこうした特別扱いをするのも、中国にとって今回、金総書記はどうしても出席して欲しいゲストだったからです。この軍事パレードの狙いの一つは、3人の首脳を揃い踏みさせることで、国際社会での中国の影響力はやはり大きいと世界に大きなインパクトを与えることにあったからです。「(問) 国際社会へのアピールというのが狙いの一つで、他にも狙いがあったってということですか。」はい。もう一つの大きな狙いは国内向け、つまり習近平政権の求心力を高めることです。ある中国共産党関係者は、軍事パレードについて壮大なパーティー、壮大なショーみたいなものだと語りました。中国経済が低迷する中で国民の不満も徐々に大きくなりつつある状況で、軍事パレードは国民の愛国心や自尊心を高める手段でもあります。実際に中国の人に話を聞くと、軍事パレードをすごく楽しみにしている人が多いのに届きました。一方で、こうした愛国心は、一步間違えれば反日感情の高まりにもつながりかねません。習近平政権も米中関係が不透明な中で日本との関係悪化は望んでおらず、そのバランスに苦慮しているというのも実情です。²

このような状況でした。さて、パレードはなぜやるのか。兵器はもとより、パレードに出ている軍人の動きもきちんと、美しい。どれだけ手を出したら怖いところなのかというところを対外的には見せるというところがあります。今回は、三人が揃ったのですね。これは、諸外国に対して、この三国が連携しているということを示すことと、もう一つは、中国を中心とした新たなスタンスを示したのではないかということです。ヨーロッパ

2 【中国・軍事パレード】中露朝3首脳そろい踏み 金総書記を"特別扱い"も内外に「壮大なショー」アピール
日テレNEWS (2025年9月3日)
https://www.youtube.com/watch?v=6zemm8A_ZL0

とか、アメリカ中心ではなくて、私たちが国際的な新しいスタンダードを作っていくのだということを示したのではないかと。世の中に出ているコメントによっては、これは茶番だとか、いろいろなものがあるかと思いますが、まさかこの三人が揃うとはと驚きではありました。

2 ロシア・ウクライナの現況

(1) ロシアはなぜウクライナに侵攻したのか

それでは2つ目に参ります。世界の軍事費の上昇の様子や中国の現在について確認して頂きましたが、次にロシアとウクライナの現況について一緒に見て参りたいと思います。ロシアがなぜウクライナに侵攻したのかと書きましたが、プーチン氏に聞いてみないと本当のところわからないかもしれませぬし、もしかすると氏もわからないのかもしれないかもしれませぬ。色々言われているところでありますが、いくつかこういった理由があるのではないかとこのところを見ていきたいと思います。日本のニュースだけ見ると、ちょっと厳しい状況は表に出さない。日本にとって関係することしか出さないというところがあります。例えばBBCやCNNを見ていくと、ウクライナの方は戦局が厳しいなどが出ていますが、ロシアの国民があまり戦争ということを感じていないようにも見えます。

まず、おさらいをしておきたいと思います。NHKがインターネットに毎日ロシアとウクライナの状況を上げてくれています。25日、一昨日の状況ですが、あとで大きい地図で見て頂きますが、地図ではロシアが東側にあり、ウクライナが西側にあります。接している国ですね。それで、ロシアは今この赤くなっているところです。ロシアは今回の侵攻前から持っていました。それからこのクリミア半島というところが2014年にロシアが入って行ってここを掌握しました。そもそもこのウクライナとロシアとはどのような関係かということですが、今のロシアの前はソビエト社会主義共和国連邦だったのです。ですので、ウクライナもソビエトの中のひとつということでした。他にもいくつかの国がありました。ロシアから見るとウ

クライナという国は、自分の兄弟、末っ子の弟分のような立場なのです。だから、もともとお前たちは自分たちのところにいたんでしょ？っていう感覚です。それでソ連が崩壊をして、それぞれの国に分かれて、それぞれが独立した時に、その時のロシアとウクライナの関係ですけれども、この時にブタペスト覚書というのを覚えていらっしゃる方、いらっしゃると思いますけれども、1994年ですね。その時にはウクライナにも核があったんです。ウクライナは国として立つにあたって、核は持たなくてもいいとしました。でも核を持たないと、やはり怖いわけです。それについてはロシア側が安全を保障しましょうということで合意します。その時にアメリカや英国も入って、まあそうですね、ウクライナは持たないですね。ロシアが持つんですね。じゃあそういうことにしましょうということになります。アメリカやイギリスが賛成したのはなぜかという、アメリカ、イギリス、ソ連は核保有国ですが、ソ連から個々の国が独立してそれぞれが核を持つようになると複数の国に核が広がってしまうのが嫌だった。ですからロシアだけにしてください。ウクライナの面倒をロシアが見てくれるなら賛成しますということになったわけでありませう。

現在はウクライナの東側はロシアが持っており、クリミア半島は2014年からロシアが掌握しているという状況です。それでは全体を少し見ていただきたいと思います。NATOの地図ですが、青い色のところはNATO側です。北大西洋条約機構ですから、西側ですね。西側の軍事などの協力をしているところです。実はウクライナはNATOに入りたい。そうするとどうでしょうか。ウクライナがNATOに入ってしまう、青色になってしまうと、ロシアはNATOの国と接してしまうわけですね。そうするとロシアも嫌かなというところでもあります。ではなぜロシアはウクライナに侵攻したのか、ロシアはどのように言っているのかということです。次に動画を見て頂きたいと思います。

プーチン氏がどういうことを言っているかということですね。今月になって、プーチン氏は私のせいじゃないと。それから実際に9月7日、ロシア

はウクライナのキーウ、政府を攻撃しています。やるぞと言うことでしょうか。一緒にご確認ください。

「ロシアのプーチン大統領は上海協力機構で、韓国の首脳に現在のウクライナの危機は西側諸国が引き起こしたと持論を展開しました。「西側諸国の支援を受けた者がウクライナでクーデターを行ったので私はこれを抑えるために行った。」プーチン大統領は1日、上海協力機構の首脳会議で演説し、現在のウクライナ情勢は2013年から2017年にかけてウクライナで起きた民主化運動マイダン革命の結果だと主張しました。プーチン大統領はマイダン革命は西側諸国が仕組んだもので、これに人々が抵抗したために軍事衝突に発展したと持論を展開しました。また、西側諸国がウクライナを NATO 北大西洋条約機構に加盟させようとしていて、ロシアの脅威となっていることは第二の要因だと強調しました。プーチン大統領はアラスカでのトランプ大統領との首脳会談に言及し、双方の理解があったとして平和への道を開くことを期待していると述べました。今後、韓国には二国間会談で詳細を説明するつもりです。また、現在の国際システムはヨーロッパ中心で時代遅れだと主張した上で、上海協力機構が新たな国際システムの基盤となるという考えを強調しました。」³

ヨーロッパを中心としたシステム、これじゃないのだと。ヨーロッパがウクライナを NATO に加盟させようとしている。これはヨーロッパの問題だということを書いてあるわけです。それでは最近の状況についてご覧いただきたいと思います。

3 プーチン氏「ウクライナ危機の原因は西側」「欧米は時代遅れ」と各国首脳に訴え(2025年9月1日)(ANNnewsCH)
<https://www.youtube.com/watch?v=Z91dcxUrg24>

「ウクライナの首都キーウにある政府庁舎などを標的に、ロシアが過去最大規模の攻撃を実施し、少なくとも3人が死亡しました。ウクライナ当局は、7日にかけて、首都キーウにある政府庁舎などにロシア軍の攻撃があったと明らかにしました。ロイター通信などは、ロシア側が政府庁舎を標的としたのは初めてだと伝えています。また、800機を超えるドローンやミサイル13発を発射していて、これまで最大規模とされてきた7月の攻撃を上回ったとしています。大部分は迎撃されましたが、一部が着弾し、乳児を含む3人が死亡したということです。ウクライナのスリーデンコ首相は、建物は治せるが、人命は戻らないと非難した上で、国際社会に対し、ロシアへの制裁を強化するよう求めました。」⁴

キーウにある政府の庁舎が攻撃されたということは、ウクライナに対して何かあったら本気でやるぞ、ということでもあるのかなと思われます。プーチン側としては自分たちの論理があると言っています。

さて、ここで見ていただきたいのですが、前線に送られるロシアの兵士です。私はロシアのバレエが好きですが、バレエ団の方たちはいわゆる白ロシアの方々です。ちょっと動画を見ていただきたいと思います。ロシアではどのような人たちが前線に行ってるのかです。2つご覧いただきます。

(2) ロシアの戦争実感の薄さ

「先月、ゼレンスキー大統領が訪れたウクライナ東部ドネツク州。激戦地の一つですが、ここで戦闘を続けるロシア軍について、ある疑惑が浮上しています。サヤンさんは、ロシアでモンゴルと国境を接するブリヤート共和国の少数民族です。ロシアにはモンゴル系、トルコ系など180以上の

4 ウクライナ首都に過去最大規模攻撃 ロシア軍が政府庁舎など初めて標的に…
(2025年9月7日) (ANNnewsCH)
<https://www.youtube.com/watch?v=FkBfrNmQoVE>

民族が暮らしていますが、人口の8割以上はロシア系です。それにも関わらずロシアの独立系メディアによりますと、今回の戦争ではブリヤート出身の戦死者が856人とモスクワ出身の戦死者の4倍近くとなっていて、少数民族が意図的に激戦地に送り込まれている疑いが出ています。さらにサヤンさんは強引な動員も行われていると明かします。きっかけは、去年9月。ロシア政府が勢力を補充するため、軍隊経験のある一般市民などを招集する部分的動員の発表したことでした。愛する故郷から離れることを決意したサヤンさん。去年11月、メキシコ経由でアメリカに入りました。」⁵

民族の中で、ロシア系の人は8割なのですが。モンゴル系とかですね、そういった方たちが前線に行っている。それについては最近になって国連の事務総長も指摘しています。続いて、他にもロシアの前線に参加している国があることについて国際人道法上もどうなのかなと思いますが、動画をご覧ください。

「ウクライナ侵攻でロシア政府のクルス州に派兵された北朝鮮軍兵士のうち6000人以上抹消したとする推計をイギリス国防省が発表しました。北朝鮮はこれまで、ウクライナ軍が越境攻撃を仕掛けたロシア政府クルス

5 【現場から】激戦地投入を嫌いロシアから逃れる少数民族相次ぐ | TBS NEWS DIG Powered by JNN (2023年8月7日)

https://www.google.com/search?q=%E3%83%AD%E3%82%B7%E3%82%A2+%E5%B0%91%E6%95%B0%E6%B0%91%E6%97%8F+%E3%80%80%E6%AD%BB%E8%80%85&scala_esv=70a532a702b7b6&udm=7&biw=1920&bih=919&ei=ZlzWaLyLI-ek2rPo8v2Q8&ved=0ahUKewi81rCbjvaPAXVnklYBHAPLOPsQ4dUDCBE&uact=5&oeq=%E3%83%AD%E3%82%B7%E3%82%A2+%E5%B0%91%E6%95%B0%E6%B0%91%E6%97%8F+%E3%80%80%E6%AD%BB%E8%80%85&gs_l=EHZnd3Mtd2l6LW1vZGVsZXNzLXZpZGVVliDjg63jgrfjgqIg5bCR5pWw5rCR5peP00AgOatu-iAhUiMOFDuCViSMXABeACQAQCYAAyBoAHID6oBBDauMTW4AQPIAQD4AQGYAgugAuEMwgIIEAAyGaqYogTCAGUQABjvBcICBRahGKABwgIFEAAYgATCAGgQABiiBBiJBcICBhAAGAqYHsICRAAGAQYxwMYHsICCBAAGAQYCBgemAMAiAYBkgcEMC4xMaAHwiCyBwQwLjExuAfhDMIHBzAuMS42LjTIB1I&scient=gws-wiz-modeless-ideo#fpstate=ive&vld=cid:42a442db,vid:a0EEJZgr02Q,st:0

州での戦闘に北朝鮮兵が参加したことを認めています。イギリス国防省は15日、派兵された北朝鮮兵のうち6000人以上が負傷した可能性が高いとする分析を発表しました。北朝鮮が当初、クルスク州に展開した兵士はおよそ1万千人で、負傷者はその半数以上にあたるほか、追加派兵もあったとみられるということです。また、歩兵部隊が車両などを使わず、徒歩で戦闘に参加して消耗したため、死傷者が増加したとも分析しています。」⁶

北朝鮮の兵士が出てきたときには私は「えっ」と思いました。ロシアに着いたとき、配給を受けている朝鮮の兵士の状況を見ていると、かなり精強な部隊だと思いました。ただ、国によって戦い方も違いますし、装備も違うので、大変だろうなと思っています。では、なぜ北朝鮮はロシアに兵士を送ったのだろうか。これもいろいろな分析がありますが、金正恩氏がプーチン氏のところに行って兵器の開発の状況を見せてもらったことがありました。まあ、win-win の関係、協力関係があるということでしょうし、いずれも力があるということを見せられるでしょうし、ロシア側からは新しい兵器の情報ももらえるかもしれません。お互いに何かいいところがあるのだろうということです。

この中で、前線に送られるのは白ロシアではない人や外国の人ということです。私はロシア系の人が多く参戦していると思っていましたがそうではないらしい。これがプーチン氏が強気であることのひとつの理由であるのかとも思われます。

(3) NATO の思惑はどうか

次に NATO の思惑と書いたのですが、これもいろいろな分析をさ

6 ロシア派兵の北朝鮮兵 6 千人超死傷 ウクライナ侵攻で 英国国防省発表
(2025年6月17日) (ANNnewsCH)

https://www.youtube.com/watch?v=AO4WFW_mc-o

れているのですが、地図を見て頂きたいと思います。NATOは北大西洋条約機構ですから、東側と対立しているのですが、どうでしょうか。ウクライナがNATOとロシアの真ん中にある。それならば早くNATOに入れてあげればいいんじゃないの？というところもあるかもしれませんが、実はNATOに加盟するにはすべてのNATO加盟国の賛成が必要です。皆様がNATOの偉い方になられたとしたらどうでしょうか。もしウクライナが緩衝になってロシアをとやってくれたら、NATOとしては、対抗戦力が減殺するのではないかとお考えにならないでしょうか。この部分については、NATOは協力はしつつウクライナに頑張ってもらった方がいいのだろうということもあるかと思えます。

ここまで見てきて、国際関係とはそれぞれ思惑があって、それぞれ自分たちの国益をもっているということがわかると思います。何もすべてが国際平和のために動いているわけではない。国際社会の動きはこれを如実に表しているのではないかと思います。

3 中国の現況（南沙諸島の地形埋立・台湾との関係）

（1）力による現状変更の実際

次に中国の現況についてご覧いただきたいと思います。中国については、いろいろなことが言われておりますし、指摘もされておりますが、近くの国ですよ。ですから、今、特に安全保障に関してどのような動きをしているのかを一緒に確認して参りたいと思います。

先ず、軍備の状況を見ていきたいと思います。かつて日米共同訓練などで、「やはり米国はどこよりも強い」と感じていました。スライドをご覧ください。中国は、南シナ海、東シナ海でいろいろな活動をしています。日本海周辺でも活動していますし、太平洋にも出て行こうというところですよ。活動としては、もともと大陸国家で大陸の中でということでしたが、近年は海洋進出をしております。中国の国防費もずっと上がってきております。

国防費について見ていきます。2023年の日本の防衛費と比較して4倍近くです。ただ、中国はあまりデータを出していないので、これはアメリカの分析です。ただ、こういった形で国防費が上がってきている、軍備の度合いとしてはどのようなかというところを見て頂きたいと思います。まず概観するということで、1900年代、2021年、2025年と順にみていきます。1999年です。この時にはアメリカと中国の軍備を比較して頂くとうとうでしょうか。アメリカが少し上回るというところです。この頃中国は第1列島線まで勢力を伸ばそうとしていました。2021年は、中国の軍備が増強されてきています。アメリカと比べても、遜色ないというより、もうすでに超えているという状況になります。そして中国は第2列島線、グアムまで勢力を伸ばそうとしています。そしてその後も着々と増強している。勢力を伸ばすにあたって、準備を着々と進めているところであります。南シナ海の方ですね。フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア、ブルネイなどがありますが、これらを囲むように、テンテンテンと海図上に線を引いている。10個の点線なので「十段線」又は形から「牛の舌」と呼ばれています。そこまでは中国のものだという表明です。海洋法条約上だとなのかなというところですが、実際に中国はフィリピンと国際仲裁裁判で争っています。判決は、中国の「自国のもの」というのには根拠がないとしているのですが、中国は、「判決は関係ない、判決文は紙切れに過ぎない」としています。10年が経過しても同じです。現在まで中国は東シナ海で開発をしています。

スライドをご覧ください。岩礁に埋め立てをするのですよね。礁というのがたくさんあって、そこを埋め立てしています。南沙諸島のフェアリークロス礁というところですが、岩礁というのは、海からちょっと顔を出しているのですけれど、島ではありません。これを使えるようにしようと。中国は埋め立てをして施設を作っています。これ、滑走路です。3750mですね。3000m級の滑走路があると固定翼機が発着できます。ですからここを起点にして、戦闘機なども発着させて作戦ができる。また、埋め立てを

して、ここは全部レーダをつけたのですね。それからヘリコプターが下りられるような場所を作ったりもしています。さらにこちらを見ていただきたいと思いますが、ジョンソン南礁というところですが、2014年には小さな施設建物を建設していたのですが。2014年は、ロシアがウクライナのクリミア半島に侵攻した年です。それが2017年には、大きく埋め立てて施設を整備しています。斜め上方から見た図を探してきたのでご覧になってください。ちょっとすごいですね。建設されているのはしっかりした建物なんです。レーダーサイトもあって、艦船を着岸して基地として使えるようになっています。着々と基地化を進めてきたということです。このように中国は国外でもいろいろできるようになったということです。

(2) 中国は台湾をどう見ているか

中国は、台湾については自分たちと一緒に、一部であるとの考えです。よくお聞きになるであろうことは、2027年前に台湾を統一というか、中国は台湾を自分たちの影響下に入れるのではないかということが言われているのですが。一年ぐらい前のものになりますが、中国の軍事演習の動画をご覧いただきたいと思います。外向けというところもあるのでしょうかけれども、最初これを見た時に、結構衝撃を受けたので、ご覧いただきたいと思います。

広報としては、なかなか勇ましい作りになっています。

「これは中国軍が今日、公開した軍事演習の映像。明け方の出撃と題し、軍用機や艦艇、ミサイル部隊などが次々に登場します。この演習の舞台は、「(中国のアナウンサー) 中国人民解放軍東部線区の陸海空ロケット軍は、台湾海峡と台湾島の北南東で練習を始めました。」赤で示したエリアは、台湾をぐるりと取り囲むように演習区域を設定したのです。演習開始の発表前日に中国軍が公開した映像には、武力侵攻を意識したような上陸部隊の姿。さらには枕戈待旦の四字熟語。矛を枕にして夜明けを待つ。つまり、

いつでも戦えるよう備えを怠らないという意味です。なぜ、中国軍が台湾への軍事圧力を強めているのでしょうか。中国側が問題視しているとみられるのが、先週、台湾が建国記念日と位置づける双十節で、頼清徳総統が行ったこの演説。台湾は、中国の一部だとする中国側の主張を否定する姿勢をあらためて示していました。中国軍は今回の演習を台湾独立勢力が独立を求める行為に対する警告だと説明していて、頼総統の発言などで反発したものとみられます。今年5月に発足した頼政権就任演説で、一つの中国を認めない姿勢を示した時も、中国軍は台湾包囲演習を実施しました。今日はこんな動画も SNS に投稿。過去の演習を振り返る内容ですが、台湾を取り囲む赤い線がだんだんと狭まっていきます。中国軍は演習区域を台湾本島に近づけていると主張していて、赤い線はこの意図を示唆したものとみられます。そして最後は(矛で台湾を貫くアニメーション)。今日、頼総統は中国軍の演習について意図的に地域の平和と安定を破壊しようとしている。我々は民主的な台湾を守るとのコメントを出しました。」⁷

中国としては「我々はいつでも軍事作戦ができる」ということを如実に端的に示したということでしょう。この記事が、動画が出た後に、中国が台湾を勢力下に置くのは、まあもうちょっと先だとか、2027年にこだわらないのではないかとか、いろいろな見方も出ています。台湾の半導体シェアの大きさからしても、軍事作戦を行うのはいかがかとか、軍事でない方法もあるのではないかなどです。中国としては意思と能力を示すということでしょう。昨年、2024年の動画を見て頂きました。

4 国際機関は機能するか

7 【中国】「明け方の出撃」台湾取り囲み軍事演習 頼清徳政権に圧力か【日テレ NEWS】(2024年10月14日)
<https://www.youtube.com/watch?v=NDpkLv48B3U>

(1) 国際関係とは何か

ここまで、ロシア、中国について見て参りました。次に国際関係についてです。学生と話していると、戦争や紛争はあるけれども、いろいろな国がいろいろな問題を抱えているとしても、世界はうまくやれているでしょう、国際の舞台ではSDGsなどやっているでしょうと言われることがあるのですが、では、国際機関はどうなっているかということをおさらいしておきたいと思います。

これは国際関係学でやっているのですが、国際ということで一度漢字から考えてみましょうといっはじめるのですが、「国際」の「際」は「きわ」すなわち間、国と国の間ということです。それから英語では、「international」ですが、interがつく言葉には、international、Internet、大陸棚inter-continentalなどがありますね。nationalについては、nationalityとか、nationalism。それから、United Nationsでしょうか。国際連合です。UNと略します。もうひとつ、United Nationsというのは、第二次世界大戦時の連合国ですね。日本は枢軸国だったですけども。戦勝国である連合国側の人たちが集まって作ったのが、United Nations国際連合です。そうすると、国際関係っていうけれども、国際関係って誰かが統治しているんだろうかということですがどうでしょうか。国家がたくさん集まっていますが、誰かがその上にいるのだろうかと学生に聞くと、国連がありますと言います。そうですか、国連ですよ。では、国連ってどういうものですかということで、学生にはこのスライドを見せます。皆さまはご案内のことと思いますので、そのまま出していきますけれども、学生には、「これは何でしょうか」と尋ねます。(受講されている方が正解を言ってくださいましたので、) そうですね、おっしゃるとおりです。国際連合の常任理事国ですね。どのような国かという、それこそ、United Nationsです。戦勝国ですね。常任理事国は何が強いのかといいますと、拒否権があります。非常任理事国が10か国あります。これは持ち回りの2年交代です。日本も昨年までの2年間非常任理事国を務めました。

常任理事国と非常任理事国の合計15か国のうち9か国が賛成すれば、goとなることになっています。しかし、常任理事国の1か国でもNoと言えば、goはかからないというシステムです。それだけ強い権限を持っているということです。ただし、誰かが統治をしているというわけではないのです。いろいろな国が集まっているというのが国際社会である。そして各国を統治する者はいないということです。国際関係論では、これをanarchy 無政府状態といいます。誰か統括する政府があるわけではない。だから、その中でどうやっていくのかということです。国際連合のような形でみんなで協力したり、同盟関係を結んだりとかですね。あとは軍事力を増強して対抗できないようにするとかです。ですので、統治する者がいない国際社会でどうやって安全を保つのかということです。まさにロシアが常任理事国でありながら戦争を始めてしまったため、この後どうしようかという状況が生まれてきているわけです。

さらに国際関係の話をしさせると、「勢力均衡」というのが国際関係論の一つのキーワードです。どの国が強いのだろうか、どの国が弱いのだろうか、勢力としては軍事力、資金力などの国力それが国家間でのバランスを保っていることで安定するということです。ここで先ほどのロシアとウクライナのことになるのですが、ロシアはなぜウクライナに戦争を仕掛けたのかということなのですが、当初、ロシアはウクライナを攻撃してもすぐ陥落すると、せいぜい2週間くらいではないかと思っていたという分析があります。しかしながら、ウクライナはなぜ、負けなかったのか、いろいろ要因があると思いますが、2014年にクリミア半島を取られたときに、ウクライナ人は、いや、これではダメだ、東側の地方をロシアが独立しようとさせようとするときに、国民が、自分たちがしっかりやろうということになったわけですね。それから軍事力も着々と蓄えてきたわけです。しかしながらそれをウクライナはあまり見せていなかったのです。私たちは軍事力がありますよ、しっかりやっていますから反撃したら怖いですよと見せ切れていなかった。見せられる途中だったのかもかもしれません。

そこでロシアがやれるぞということ攻め入ったとも分析できます。ですから、バランス・オブ・パワー「勢力均衡」も大事なことになります。このような無政府状態の中でやっていくのかというのが国としての課題でもあります。

(2) 国際機関の現状

それでは最後の方になりますけれども、国連について、最近の本当にこの何日間かの動画がありますので、ご覧いただきたいと思います。ロシアのこともありますけれども、もう一つ今日お話ししたかったのですが、あまりモリモリにすると、90分では時間がないので、ロシア、ウクライナと中国に絞りましたが、実際に今、イスラエルとパレスチナの問題があります。戦争が起きています。それで、少し補足をしておきますと、イスラエルはユダヤの人たちの国です。第二次世界大戦で大変な思いをされました。国家がないことも迫害の一つの要因であったため、ユダヤの国を建国するということで、アメリカなども協力してイスラエルという国を作ろうということになったわけです。一方、パレスチナは、国家ではないのですが、国連にはオブザーバーとして参加しています。そうすると、他の国が、パレスチナを国として認めようじゃないか、ちゃんと認めようということで、常任理事国となっている国が国家承認を表明しています。これに対して、パレスチナはどうしているのか、トランプ氏はどうかというところを少しご覧いただけます。国連でこのような動きが今までなかったことなので。これからこれまでになかった動きがさらに出てくるのだろうかと思うところです。

「イスラエルとパレスチナの二国家共存を目指す首脳級会合が22日、ニューヨークの国連本部で開かれ、フランスなどがパレスチナの国家承認を表明しました。「(現地アナウンサー) パレスチナ問題をめぐる会合が行なわれています。多くの国がパレスチナを国家として承認します。」会合では、

フランスのほか、モナコやルクセンブルクなども承認を表明し、パレスチナを国家承認した国は150カ国を超えました。G7主要七カ国の中ではフランスが三か国目です。一方、岩屋外務大臣は、承認はするか否かではなく、いつするかという問題だと述べ、承認の見送りに理解を求めました。」⁸

フランスはいつ認めるか、今でしょ、と言ったのですが、日本はまだです。これについてパレスチナがどう言っているかというところを見て頂きたいと思います。また、パレスチナの方がどこで話をされているかも見て頂きたいです。

「パレスチナの演説が始まりましたが、座上には誰の姿もありません。パレスチナ自治政府のアッバス議長は、アメリカのトランプ政権がビザの発給を拒否し、入国できなかったため、事前に録画した映像で異例のビデオ演説をおこないました。アッバス議長は、パレスチナを国家承認した国が相次いだことについて歴史的な紛争に終止符を打つという国際社会の意思が示されたと感謝。承認していない国も続いて承認してほしいと訴えた上で、ガザの統治についてイスラム組織ハマスは役割を果たすことはない」と強調しました。一方、イスラエルのネタニヤフ首相は日本時間今夜にも国連総会で演説を行う見通しで、会場周辺では抗議デモも予定されています。」⁹

8 国連でパレスチナ巡る首脳級会合 仏などが国家承認を表明 (テレ東 BIZ) (2025年9月23日)

https://www.youtube.com/watch?v=gEW1oX_qWY8

9 パレスチナのアッバス議長が国連総会でビデオ演説"国家承認していない国も続いて承認してほしい" | TBS NEWS DIG Powered by JNN (2023年9月26日)

https://www.google.com/search?q=%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E6%89%BF%E8%AA%8D+%E3%83%91%E3%83%AC%E3%82%B9%E3%83%81%E3%83%8A+%E5%9B%BD%E9%80%A3&scala_esv=70a532a702b7bdb6&udm=7&source

今、ご覧いただいたのですが、パレスチナはアメリカにピザを出しても
らえなかったので国連の会場に行けなかったのですね。アメリカとしては、
イスラエルを応援していますから、国家承認は違うのだということを言っ
ているわけです。

それでは最後の動画です。トランプ大統領のお話です。トランプ氏は色々
なことを言っていますね。最初のときはウクライナのゼレンスキー氏に対
して強硬に出て「あなたのカードはない」と言っていました。最近はどこ
のような感じで話をしているかということところです。トランプ氏は色々な顔
を持っているのか、さまざまなことを考えているのかわかりませんが。

「トランプ大統領は23日、国連本部でウクライナのゼレンスキー大統領
と会談しました。終了後、SNS でロシアの経済が不況に陥っていると
した上で、EU ヨーロッパ連合や NATO 北大西洋条約機構の支援があれば、
ウクライナはロシアの侵攻以降に奪われたすべての領土を取り戻し、勝利
を収めることができると投稿しました。アメリカメディアはウクライナに
対し、和平のために領土を放棄する必要性を主張してきたプランプ氏が立
場を転換したようだ」と応じています。一方ゼレンスキー氏は会談終了後、
こう述べた上で、トランプ氏は終戦後、ウクライナに安全の保証を提供す
る用意があると理解していると強調しました。」¹⁰

=lnt&tbs=dur:s&sa=X&ved=2ahUKEwi_uN2dpvaPAxUmUPUHHWGoK
IAQpwV6BAgDEAo&biw=1920&bih=919&dpr=1#fpstate=ive&ip=1&vld
=cid:6b027328,vid:TOGQ-dxZumg,st:0

- 10 【トランプ大統領】ウクライナが"ロシアに奪われた全領土取り戻せる"日テ
レ NEWS (2025年9月24日)

<https://www.youtube.com/watch?v=ALzo2uEaBSw>

トランプ氏がウクライナの安全を保証すると言っているわけではないのですが、ゼレンスキー氏は期待を述べたというところでしょうか。それぞれ言い分はあるでしょうが、トランプ氏を見ていると、「ディールをする」というのはやはりもともとのビジネスパースンの手法をとっているのがわかります。ある程度状況を見て吹っ掛けて相手を狼狽させつつ、「このあたりが落としどころだ」というところへ持っていくところがあります。これもやり方ではあるのですが、交渉術としてうまいやり方ではあるかと思いますが、ただ、国際関係で国家の長として信頼関係を失うようなことがあってはいけないのではないかとも思います。トランプ氏はよくわかっていて、こちらとうまくつながったり、次は他方と手を組んだりしていることも見られます。氏独特のやり方を興味深く見ることもあります。

5 どうする日本

それでは最後、どうする日本ということなのですが、ここまでで、皆様がどうお考えになったかということなのですが、日米関係をおさらいしておきたいと思います。日本とアメリカは同盟関係になります。もともと、日本は戦争に負けて、そして経済政策を重視して経済発展させるという目的のもとに軍備は拡張しないということですね。アメリカの核の傘の下ということになっています。最近になって、特にトランプ氏は、日本に対して、国のことは自分でやれ、アジアのことはアジアでやれ、ということを言っています。日本はG7の一国ではありますが、各国との協調主義を取りながら、やっていくという立場であります。最後に日本の弱みと強みと出したのですが、日本はいちおう強みとしては、一つは各国との協調、関係を見ながらですね、物事を進めていくことであるかと。色々な国との協力関係、それから第三国を見ながら進めていくということが非常にうまいところであると言えると思います。それから経済力はありますが、日本独自のものが無いのが弱みでしょうか。日本は、法治国家であります。世界中を見ると法を守らない国も結構あるわけです。国際法が法かという

話はあるのですけれども。二つには、日本としては、法の支配といったようなところから切り込んでいけるのではないか。例えば戦後に国際刑事裁判所が訴追をしたりする、今、日本人の裁判長がいますけれども、そういった中で、秩序を回復する中で何かやっていたいけるのではないのかなと感じたりしています。本当に日本の役割は何であるか考えながらやっているところでもあります。

ということで、この講話を閉じたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

道端：

皆様方、考えることがあろうかと思います。時間がありますので、ぜひ質問をどんどんしていただければと思います。質問される方は挙手していただければ。マイクを持ってきますのでどうぞ。

質問者1：

日中の国交回復のことを教えてください。田中角栄さんが、周恩来さんと日中の国交を回復したときに、中国のことは国として認めるよということと言ったと思いますが、最近では政治家が台湾を国として認めようとする動きもあるようです。そのあたりのことを教えてください。

佐藤：

確かに今おっしゃっていただいたとおり、日本は台湾を国として認めるとは言っておりませんし、中国を国として国交を結んでおります。一方で、「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部」という中国側の主張に対し、日本はそれを尊重する (respect) としています。中国の主張を承認 (recognize) しているわけではないということです。台湾が国でないとは言っておりません。中国の主張を尊重するということです。外交関係としてはそこから変わっておりません。

質問者2：

大変貴重なお話、ありがとうございます。2014年ですか、ロシアがクリ

ミア半島を併合した時点でウクライナの状況、どんな変更があったのか、私としては簡単に持って行かれたのではないかという印象がありまして、それに対して国際社会も何となく認めてしまったような感じを受けます。今の紛争というのはそこらへんから来ているんじゃないかという感じを持っているのですが。

佐藤：

ありがとうございます。まさに今言っていたとおりでありまして、簡単に捉えてしまったしまった状況でもありました。でこの時にウクライナとロシアが合意をするんですね。ミンスク合意というんですが、ロシアとウクライナ、それからフランスとドイツが入っています。2015年2月にまとめたのですけれど。ウクライナの東の方、ドネツク州やルガンスク州で包括的に停戦しましょうということ。それから、このロシアの東側はロシア系の人が多く、どちらかというウクライナではなくてロシアなのだと。ですので、このミンスク合意の中で、地方分権、ここに特別な地位を与えてください、つまりは独立させる。ウクライナはそのような恒久法を作ってくださいというのがこの合意内容でありました。ロシアが今回侵攻したひとつの主張としては、ウクライナはこのミンスク合意を守っていないということがあります。

質問者3：

貴重な講義をありがとうございました。ニュースを聞いてよくわからない言葉があるんですけども。国際社会という言葉を一般的にいろんなことに使われるんですけども、その捉え方というのを教えていただきたいのと、それから国連も第二次大戦のような戦争が起きないように作られたのが本来の目的だと思うんですが、その常任理事国が紛争を起こしていくということであったらば、常任理事国から外すということは、国連の中ではできないものなのか。今後どうしたらいいのか。あとは、国際裁判はあると思うのですが、それはどのくらい機能しているのか、その3点についてお伺いしたいと思います。

佐藤：

ありがとうございます。まず1つ目の国際社会という言葉ですが、これは多義的に使われています。先ほど国と国の際で国際と申し上げましたが、かつては国と国の関係であったところですが、現在は国際関係の主体はたくさんあります。例えばトヨタ、GAF Aなどの多国籍企業、大きな地方公共団体なども国際櫃所を形成する主体ですので、もうちょっと多義的に、国と国との関係だけではなくて、一国の中でとどまらないものについて国際社会という言い方をしています。2つ目の国連の問題ですが、常任理事国が侵攻するなど想定していませんから、規定を作っていないのです。そこで、今、国連の中で決議をして、総会が動くようになっています。ロシアがウクライナに侵攻したときに、ロシアを排除すべきじゃないかという議論がありました。一方で排除してしまったら、止めるものがなくなる、鎖がなくなるんじゃないかという意見もありました。ですので、総会に力を持たせ、決議をしながら進めて行っています。第一次世界大戦後の失敗もそうだったかもしれませんが、3つめの国際裁判ですが、刑事裁判については一応、国際刑事裁判所が存在していますし、機能があります。ただ一方で先ほど、統括する者が国際社会にはいないと申しましたが、その国が国際裁判を受諾する、裁判をすることを認めない限り、その俎上にのらないのですね。そういった問題があります。ですので、日本国内であれば、例えば、刑法などに抵触すると必ず逮捕されて裁判にかけられます。法律は、そういった強制力があるのが法律なのですが、結局国際法というけれども何もできないのではないかという意見もあります。それが国際刑事裁判、国際社会のジレンマでもあります。

道端：

他にありませんか。なければ講演会を終了させていただきます。ありがとうございました。

総合政策研究所所員名簿

総合政策学部

小 泉 正 樹 (所長)
木 村 澄
熊 谷 繁
佐 藤 寛 稔
千 葉 隆 一
塚 原 雄 二
綱 島 公 彦
橋 元 志 保 (編集委員)
花 田 富二夫
横 田 恵三郎 (運営委員)
渡 部 毅
川 口 誠 (運営委員)
日 下 和 人
丸 谷 明 彦
三 浦 薫
海老澤 侑
瀬 戸 泰 (編集委員会)
湯 澤 真

国家試験等センター

佐 藤 克 枝
岡 崎 頌 平
鬼 塚 隆 政

執筆者

佐藤寛稔	ノースアジア大学総合政策学部教授
橋元志保	ノースアジア大学総合政策学部教授
丸谷明彦	ノースアジア大学総合政策学部准教授
海老澤侑	ノースアジア大学総合政策学部講師
岡崎頌平	ノースアジア大学国家試験等センター講師
瀬戸泰	ノースアジア大学総合政策学部講師
湯澤真	ノースアジア大学総合政策学部講師
佐藤克枝	ノースアジア大学国家試験等センター長

(掲載順)

令和8年3月25日印刷
令和8年3月31日発行

総合政策研究 第3号

編集兼
発行人 ノースアジア大学 総合政策研究所

印刷所 株式会社 三戸印刷所
秋田市旭北錦町3番50号
電話 018-823-5351

発行所 ノースアジア大学 総合政策研究所
秋田市下北手桜守沢46-1
電話 018-836-6592

SŌGŌSEISAKU KENKYU

“Journal of Policy Studies” OF NORTH ASIA UNIVERSITY No. 03 March, 2026

CONTENTS

Articles

- “Unlawfully” of State Redress Act Article 1(1) in the constitutional litigation
.....*Sato Hirotoshi*
- An Essay of Souseki Natsume's Chinese Poems from the point of view of Life and Death
.....*Hashimoto Shiho*
- An analysis of the Raymond Murphy Collection(1930-1957) from the
point of view of the Japanese social movement
.....*Maruya Akihiko*
- Eine Lektüre der Sondervoten zur Rechtsprechung zu jStGB §175(1)
.....*Ebisawa Susumu*
- On Intent
.....*Okazaki Shohei*
- Psychological Perspectives on Computer-Mediated Communication Issues
.....*Seto Hiroshi*
- A Brief Consideration of Museums as Tourism Assets
.....*Yuzawa Makoto*

Lectures

- Prospects for International Relations from 2025
.....*Sato Katsue*

Published by
Institute of Policy Studies
North Asia University